

令和元年矢巾町議会定例会 9月会議目次

議案目次	1
------	---

第 1 号 (9月3日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会議期間の決定	8
○報告第10号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更に関する専決 処分に係る報告について	8
○報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度 財政健全化判断比率等の報告について	9
○報告第12号 平成30年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について	11
○議案第76号 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について	12
○議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	13
○議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について	14
○議案第79号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	15
○議案第80号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	16
○議案第81号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について	17
○議案第82号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について	18
○議案第83号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	19

○議案第 8 4 号	矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について	2 5
○議案第 8 5 号	令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について	2 6
○議案第 8 6 号	令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） について	2 6
○議案第 8 7 号	令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につ いて	2 6
○議案第 8 8 号	令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）に ついて	2 6
○議案第 8 9 号	令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)について	2 7
○議案第 9 0 号	令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 7
○議案第 9 1 号	令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 7
○議案第 9 2 号	平成 30 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	3 0
○議案第 9 3 号	平成 30 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	3 0
○議案第 9 4 号	平成 30 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	3 0
○議案第 9 5 号	平成 30 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	3 0
○議案第 9 6 号	平成 30 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳 出決算認定について	3 1
○議案第 9 7 号	平成 30 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	3 1
○議案第 9 8 号	平成 30 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	3 1
○議案第 9 9 号	平成 30 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	3 1
○休 憇		3 5
第 2 号 (9月3日)		
○議事日程		3 7

○本日の会議に付した事件	3 7
○出席議員	3 7
○欠席議員	3 8
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	3 8
○職務のために出席した職員	3 8
○再開	3 9
○議事日程の報告	3 9
○議案第 85 号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について	3 9
○議案第 86 号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	3 9
○議案第 87 号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	3 9
○議案第 88 号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	3 9
○議案第 89 号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	3 9
○議案第 90 号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	3 9
○議案第 91 号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	3 9
○散会	4 3

第 3 号（9月4日）

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 5
○出席議員	4 5
○欠席議員	4 5
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	4 5
○職務のために出席した職員	4 6
○開議	4 7
○議事日程の報告	4 7
○一般質問	4 7

1	昆	秀	一	議員	4	7		
2	赤	丸	秀	雄	議員	8	4	
3	村	松	信	一	議員	1	0	7
4	山	崎	道	夫	議員	1	3	1
○	会議時間の延長について	1	4	7				
○	会議時間の延長の宣告	1	5	3				
○	散	会	1	5	7			

第 4 号 (9月5日)

○	議事日程	1	5	9				
○	本日の会議に付した事件	1	5	9				
○	出席議員	1	5	9				
○	欠席議員	1	5	9				
○	地方自治法第121条により出席した説明員	1	5	9				
○	職務のために出席した職員	1	6	0				
○	開	議	1	6	1			
○	議事日程の報告	1	6	1				
○	一般質問	1	6	1				
1	水	本	淳	一	議員	1	6	1
2	小	川	文	子	議員	1	7	5
3	川	村	よし子	議員	1	9	8	
4	谷	上	知	子	議員	2	1	3
○	散	会	2	2	3			

第 5 号 (9月19日)

○	議事日程	2	2	5
○	本日の会議に付した事件	2	2	6
○	出席議員	2	2	6
○	欠席議員	2	2	6
○	地方自治法第121条により出席した説明員	2	2	6

○職務のために出席した職員	227
○開 議	229
○議事日程の報告	229
○請願・陳情	229
1 請願第2号 道路拡張に関する請願	
○議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	229
○議案第93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	229
○議案第94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	229
○議案第95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	230
○議案第96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	230
○議案第97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について	230
○議案第98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	230
○議案第99号 平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	230
○報告第13号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について	241
○諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	242
○諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	243
○議案第100号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについて	244
○議案第101号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて	245
○議案第102号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて	246
○議案第103号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の変更について	247
○議案第104号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の変更について	248
○議案第105号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の変更について	250

○町長挨拶	2 5 1
○散 会	2 5 2
○署 名	2 5 3

議案目次

令和元年矢巾町議会定例会 9月会議

1. 報告第 10号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第 11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度財政健全化判断比率等の報告について
3. 報告第 12号 平成30年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について
4. 議案第 76号 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
5. 議案第 77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 79号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 80号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 81号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 82号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 83号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 84号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について
14. 議案第 86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
15. 議案第 87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
16. 議案第 88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
17. 議案第 89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
18. 議案第 90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
19. 議案第 91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
20. 議案第 92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

21. 議案第 93 号 平成 30 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
22. 議案第 94 号 平成 30 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
23. 議案第 95 号 平成 30 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
24. 議案第 96 号 平成 30 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
25. 議案第 97 号 平成 30 年度矢巾町水道事業会計決算認定について
26. 議案第 98 号 平成 30 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
27. 議案第 99 号 平成 30 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
28. 請願・陳情
- 1 請願第 2 号 道路拡張に関する請願
29. 報告第 13 号 町道中央 1 号線道路照明施設設置工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
30. 諒問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
31. 諒問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
32. 議案第 100 号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについて
33. 議案第 101 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて
34. 議案第 102 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて
35. 議案第 103 号 町道中央 1 号線道路改良その 2 工事請負契約の変更について
36. 議案第 104 号 町道中央 1 号線道路改良その 3 工事請負契約の変更について
37. 議案第 105 号 町道中央 1 号線道路改良その 4 工事請負契約の変更について

令和元年矢巾町議会定例会 9月会議議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第10号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度財政健全化判断比率等の報告について
- 第 5 報告第12号 平成30年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 6 議案第76号 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 第 7 議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第79号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第80号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第81号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第82号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第83号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第84号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第

1号)について

- 第20 議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
第21 議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
第22 議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
第23 議案第93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第24 議案第94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第25 議案第95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第26 議案第96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第27 議案第97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について
第28 議案第98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第29 議案第99号 平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理者兼税務課長兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君
福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長(土地)	藤原道明君	特命担当課長(福祉)	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中館和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
代表監査委員	佐々木良隆君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に先立ち紹介を行います。6月21日付で代表監査委員に就任しました佐々木良隆代表監査委員を紹介します。

登壇しての挨拶を許します。

（代表監査委員 佐々木良隆君 登壇）

○代表監査委員（佐々木良隆君） 議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

私は、矢巾町議会定例会6月会議におきまして議員の皆様方のご同意を賜り、監査委員を拝命いたしました佐々木良隆でございます。監査委員の役割は、行財政運営の健全性、透明性の確保に寄与し、住民福祉の増進と町政に対する信頼確保に資することと認識しております。微力ではございますが、矢巾町の発展のため、職責の重要性を認識し、公平不偏をもって職務に全力を傾注する決意でございます。

つきましては、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げて、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 以上で紹介を終わります。

ただいまから令和元年矢巾町議会定例会を再開します。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、高橋町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 行政報告)

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

7番 高 橋 安 子 議員

8番 水 本 淳 一 議員

9番 赤 丸 秀 雄 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の9月会議の会議期間は8月23日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月19日までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、9月会議の会議期間は本日から9月19日までの17日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承を願います。

日程第3 報告第10号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更 に関する専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、報告第10号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第10号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

平成30年10月29日の矢巾町議会定例会10月会議にてご可決を賜りました町道堤川目線堤川目橋の橋梁新設工事につきましては、三陸土建株式会社代表取締役社長木下伸一と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移し、ほぼ当初の契約のとおりであります。若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、橋台を施工する際の掘削土砂について、当初現場内に仮置きする予定でしたが、資材の仮置きや建設機械搬入の関係から、仮置きスペースの確保が困難であったため、現場外の仮置き場へ土砂を運搬する費用の増額が認められたことと、橋台を施工する際の鋼矢板打ち込み、いわゆるスチール製の矢板なのですが、打ち込みについて打ち込み機械が隣接する既存橋梁に影響することが現地測量の結果、判明したため、当初11メートルの鋼矢板の長さを2メートル長くする必要が認められたことから、工事費が増額となったものであります。

変更前の契約金額1億6,260万4,800円に184万3,560円を増額し、変更後の契約金額を総額で1億6,444万8,360円とするものであります。

なお、これらのことにつきましては、令和元年8月22日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定により専決処分をしましたので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第10号を終わります。

日程第4 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
平成30年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度財政健全化判断比率等についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化を判断する比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率を報告するものであります。

本町の平成30年度の決算に基づき報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合をあらわす指標である実質公債費比率については、平成29年度より0.7ポイント減少し、12.9%に。標準財政規模に対する本町が将来負担すべき負債の割合をあらわす指標である将来負担比率については、平成29年度より7ポイント減少し、119.1%に、公営企業の経営健全化の基準となる資金不足比率については、各公営企業会計に資金不足が発生しないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上になった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経営健全化計画を定めて、さまざまな制限のもと財政または経営の早期健全化を図らなければならぬこととなりますので、そのようなことにならないように引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 新しく議会となりましたので、将来この負担比率について7%、29年度より下がったということでございますが、依然県内トップレベルであることは確かだと思ひますけれども、その県内の状況について、矢巾町の位置等についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

将来負担比率でございますけれども、こちらにつきましては、県内でも高い数値を出しております。県内では2位ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 数字が高いということは、下から2番ということなのですか。もう一回その辺。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 大変申しわけございませんでした。将来負担比率が高いということは、将来に対する私たちのその先の代に対する負担が多いということになりますので、財政の負担比率としては悪い傾向を示しているということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第11号を終わります。

日程第5 報告第12号 平成30年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書
について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第5、報告第12号 平成30年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第12号 平成30年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書についてご説明を申し上げます。

平成28年度に3カ年の継続費としてご議決をいただきました新配水場建設事業は、平成31年3月に事業の全てが完了いたしました。継続費の最終精算額は15億6,511万80円となり、全体計画額と実績額を比較いたしますと8,103万9,920円の減となっております。

具体的な事業の内容といたしましては、新配水場建設に係る土木建築工事、機械電気設備工事及び工事監理業務であり、今回完成した施設は、既に平成31年3月より稼働しております。

以上、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定によりご報告を申し上げます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第12号を終わります。

日程第6 議案第76号 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第6、議案第76号 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第76号 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表されております工場立地に関する準則にかえて矢巾町独自に適用すべき準則を定めるものであります。

主な内容は、これまで矢巾町内の工場立地に関する準則については、国の基準であります敷地面積に対する緑地面積20%及び環境施設面積25%の割合を適用しておりましたが、平成28年に工場立地法の一部が改正され、地域の実情に即した準則を市町村で定めることができることになったことから、新規企業の立地や既存企業の設備投資を促進するため、国で定める緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の範囲内で町独自の基準を定め、緩和措置を講ずることにより、町内の産業の活性化を図るものであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第76号 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第7、議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことにより、市町村の債権放棄、支払い猶予及び免除に関する事項が改められ、あわせて免除等の調査権限が付与されたことによる条ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、市町村が災害援護資金の償還金の支払い猶予または償還免除をするか否かを判断するために必要と認めるときは、貸し付けを受けた者もしくはその保証人に収入または資産の状況について報告を求めることができることとされ、また官公署に対し、必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めることができるものとするものであります。これにより、償還金の支払い猶予や償還免除をするか否かの判断する際に、真に資力がないか等を確認でき、客観的な判断を下すことは可能とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、印鑑登録及び印鑑登録証明書等に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加しており、女性活躍推進の観点から住民票及び個人番号カード等への旧姓の記載が本年11月から可能となることに伴い、旧姓での印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧姓の併記を可能とすることについて定め、あわせて性的少数者、いわゆるLGBT、これはもう皆さん御存じかと思うのですが、Lはレズビアン、Gはゲイと、Bはバイセクシャルと、Tはトランスジェンダ

一ということへの配慮から性別欄を削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第9、議案第79号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第79号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、水道法の一部改正に伴い、手数料等を見直すこととともに、本年10月1日から矢巾町流通センター地内において、上下水道事業を開始することに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、水道法が改正され、給水装置工事事業者の資質の保持等を図

るため、これまで無期限であった指定期間について更新制が導入されたことに伴い、更新手数料を追加するとともに、その他の手数料についても区分及び金額を見直し、原因者に適正な負担を求めるものであります。

次に、矢巾町流通センター地内については、本年度末をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、本年10月1日をもって本町上下水道事業が給水を開始することから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第79号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第80号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第80号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の改正に伴い、日本工業規格の名称が日本産業規格に改められたことから、様式の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第80号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第81号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第81号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年5月に全国的に子どもが犠牲となる交通事故及び高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、政府から未就学児等及び高齢

運転者の交通安全緊急対策が示され、幼稚園、保育所、認定こども園等の未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全対策を進めるため、本町の交通安全対策協議会の構成員について所要の改正を行うものであります。

その改正内容についてであります、これまで町内における交通危険箇所の改善と現場点検を実施してきた機関であります矢巾町交通安全対策協議会が主体となって、子どもたちが集団で移動する経路の緊急安全点検を実施し、さらに今後も継続して未就学児の交通安全対策を講じていくため、未就学児に関する専門的知識を有する矢巾町保育所協議会長及び本町の福祉・子ども課長を新たに同協議会の構成員とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第81号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第82号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第82号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第82号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年10月1日から矢巾町流通センター地内において下水道事業を開始することに伴い、所要の改正を行うとともに、手数料の見直しを行うものであります。

その改正内容ですが、矢巾町流通センター地内については、本年度末をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、本年10月1日をもって、本町上下水道事業が管理を開始することから、所要の改正を行うものであります。

次に、手数料については、さきにご提案いたしました矢巾町水道事業給水条例の手数料の改正と同様に、区分及び金額を見直し、原因者に適正な負担を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第82号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第83号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第13、議案第83号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第83号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
このたびの条例の一部改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことによる所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、幼児教育、保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用者負担として保護者から支払いを受けることができる費用として、副食費の提供に要する費用を加えるものであります。

ただし、満3歳以上の子どものうち、その保護者及び同一世帯員に係る町民税所得割合算額が一定額未満である場合は、保護者からの支払いを免除するものであります。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営については、代替保育、いわゆる代替えの保育。園行事への参加、嘱託医の確保、食事の提供、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を確保することになっておりましたが、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるときは、不要とすることができます、さらに確保しないことができる経過措置期間を5年から10年に延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず幼保無償化というのは、国からということで、それは結構だと思うのですけれども、まず私は保育士の確保ということをしていただきたいと思うのですけれども。それとともに、今回副食費を取れるようにということなのですけれども、まず保育園、幼稚園での副食費というか、取るということで自己負担というのは大体どのくらい、町がもしそこまで負担するとすれば、どのくらいの費用になるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

1点目の保育士の確保については、今この無償化に伴って課題として挙げられることは、ひとつやはり人材の確保という点は、そのとおり昆議員が申し上げたとおりの部分は本当にあろうかと思っております。その点に関しましては、私どももいかにして保育士を確保していくか。そして、保育士以外でも子育て支援研修ということで、ことしも広域開催しておりますが、地域型保育事業を担える人材を確保しておるところを広域で取り組んでおります。保育士確保に関しましては、私どもも今後もさまざまな機関からの情報を得つつ、保育士だけではなく、さまざまな有資格者の確保について考えていかなければならぬと思っております。

それから、副食費に関する負担の見込みということですが、今回国が免除制度を対象とする者、今私どものほうで福祉・子ども課、認定こども園、保育所の関係のところをちょっと算定しておりますが、免除対象外の人数は357名と予測しております。免除対象者の人数は286名、286名の方が国のいわゆる免除、360未満の方ということで負担が発生します。免除される方です。その方々のご負担は、半年間で見ますと、国が示す公定価格、今4,500円というところで示されておりますので、そうすると半年間、今年度、令和元年度で見ると772万2,000円ということで、その部分が町のほうの負担というか、今回免除の対象者の負担ということで予測しております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　給食費に関することで質問します。2点になると思いますけれども、給食費、今度は徴収するということなのですけれども、その徴収はどなたがやるのかということがまず第1点目。

それから、2点目は、今まで保育料の中に給食費が入っていたわけですけれども、今度有料というか、今昆議員が質問した中で回答で対象外が357名いらっしゃるということなのですけれども、その357名の中で、今まで収入が少なくて、10段階ありましたけれども、収入が少なくて、食事費が高くなる方は何名いらっしゃるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

1点目の副食費に関して徴収を誰が行うのかという点に関してですが、各施設での徴収ということになります。ですので、公立保育園に関しては、町が行うということ、それから私立保育園に関しては、各施設のほうで行っていただくということになります。

2点目について、今まで副食費の免除の方が、要は逆転しないかということですね。その点についても、私どもで算定している部分では、逆転する方はいないというふうに算定しております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点質問したのですけれど、まず1点目の各施設の職員がするという徴収の仕方なのですけれども、それは人員がふえるわけではなくて、仕事がふえることにつながるわけです。そうすると、子どもに手をかけるのが、今度はお金の徴収、集金も1日で終わるとかではなくて、手間暇がかかると思うのですけれども、その点はどのようにお考えなのかお伺いします。

それから、2点目のところですけれども、町で今の考え方では、逆転することはないと考えているかもしれないのですけれども、今後そういうことが出てくると思うのですけれども、その点は考えていたのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） 1点目の各施設で副食費を徴収することによって各園でのご負担が発生するのではないかというところですが、8月7日に各園の方々、園長先生初め事務の職員の方々集まつていただいての説明会を開催いたしました。その中で、まず今回の国の制度に向けての私どもの取り組み、それから制度、副食費についての考え方についてご説明しながら、あと私ども毎月園長会議を行っておりますので、その中で情報共有しながら進めておるところでございます。

手間暇がかかるという点でございますが、私どもも今回一般会計の補正予算で上げさせていただいておりますが、私立保育園の運営費補助を行っております。今回補正の中で上乗せの方向で副食費に特化するだけではなく、この制度の変更に伴って円滑に保育園のほうで担っていただけるような形をということで運営費の上乗せを計上させていただいております。そういう中で副食費に特化するだけではなく、運営全体としての補助を私どもも支援していきたいということで補正を上げておりますので、ご説明いたします。

それから、今後逆転する方がいた場合、どういうふうに考えるかという点ですが、私ども

もこの点に関しましては、国が今始まった制度の中で副食費の考え方、皆様のご意見を踏まえつつ、いろいろな事案に対して対応しながら進めてまいりたいと思っておりますので、副食費のお一人ずつこれから減免になる方への通知もしていきますが、その中で各保護者の方、園を通じてのご意見もいただきながら検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最後に、その逆転のことなのですけれども、10段階の保育料だったと思うのですけれども、その保育段階の段階的に4段階とか5段階とか、そういう段階の人数はどうなっているのか。逆転しそうなところの層の人数を教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、この副食費については、川村よし子議員ももう御存じのとおり、公定価格で4,500円ということです。今矢巾町では、これまで私立運営の補助金として園児1人に対して1,350円、今回また150円を皆さん方にお願いをして、今度の補正でお願いするのですが、そうすると1人1,500円になるわけです。そうすると4,500円に対して1,500円ということは、まず3分の1ですね、33%。

それで、これは私ども県にも要望していかなければならない。お隣の秋田県では、副食費の半分は県で補助を出すと、そしてあの半分は市町村と。だから、秋田県の場合は、もうそういった副食費、わかりやすく言うと、おやつ代、これはもうそういった取り組みをしていると。矢巾町は、皆さんのおかげでこれから運営費の補助金としていろんな取り組みを前もってやってきておると。今回もお一人150円をお願いをしてやるということで、今町内のおれでは、341名が在園で町外にあれしているのが23名と。合わせると364名になるわけですが、いずれこれから副食費については、これから実施する段階の中で、今川村よし子議員からご指摘あったことは、一つ一つ丁寧に対応していくことで今あれして。

ただ、所得制限とか何かは、これは当然国から決められておりますので、それに従って肃々と副食代、おやつ代のあれは進めていくということでご理解をいただきたい。県内でも矢巾町はもう早くからそういった私立保育園の運営費の補助に取り組んで、今回もまたお一人150円上乗せをして対応をしていくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長からの丁寧な説明でしたけれども、私は、この副食費の有料化というか、それについては、すごく疑問を感じているのです。矢巾町では好意的に2人目

の子どもさんは2分の1の保育料、それから3人目はゼロという、そういう保育料を決めてきたのです。ですけれども、今度は副食費は1人4,500円いただくということになると、3人入っている方は3倍になるのです。そういうことも考えて、ちょっと対応を考えたほうがいいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、これはもう国の制度の子ども・子育て支援法の中の枠組みでの対応ですので、川村よし子議員さんのおっしゃることは私もよくわかるのです。本当は、このおやつ代、副食代はもう全部国で持ってもらえば、それにこしたことはないのですが、それができないから私どもはいろんな取り組みをしていかなければならぬと。限られた財源の中で対応させていただくということは、ご理解していただきたい。

もう川村よし子議員のおっしゃるとおりで、どこも全くおっしゃるとおりです。できれば、保護者の皆さんにそういうご負担のないのが本来の姿かもしれません。だから、今後県には2分の1でもいいから補助を出してもらうように。また、国の助成制度、仕組みをこれから変えていただくようにお願いをしていくと。

ただ、10月1日のスタートを、もう今切るところなので、そのスタートに向かって今福祉・子ども課が中心となって取り組んで努力をしておるところでございます。今後の取り組みについては、もう皆さんと一緒に国、県に要望してまいります。それは、もう県の町村会も通してやってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。他に質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　今回の措置が期限付であるというような報道もございましたけれども、これはずっと続くものなのか、あるいは期限が切られているものなのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

今回の幼児教育、保育に関して期限付なものか否かということでよろしいでしょうか。私どものほうでもさまざまな今通知等来ておりますが、期限付というふうに受けとめは、捉えておりません。子育て世代、次世代を担う子どもたちへの施策を重点的に行うということで国が立ち上げた幼児教育、保育の無償化の事業でございますので、そのように捉えておりま

す。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第83号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

ここで時間も大分経過しておりますので、暫時休憩に入ります。

再開を11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

日程第14 議案第84号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第14、議案第84号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第84号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正されたことから、矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、児童福祉法に定める保育士並びに養育里親及び養子縁組里親の欠格事由から、成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴い、家庭的保育者の要件を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第84号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第17 議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第18 議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）について

日程第19 議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第20 議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第21 議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第15、議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について、日程第16、議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第17、議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第19、議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第20、議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この7議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第85号から日程第21、議案第91号までの補正予算7議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました7会計の令和元年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の地方創生推進交付金、16款財産収入の土地売払収入、18款繰入金の各特別会計繰入金及び財政調整基金繰入金、19款繰越金の前年度歳計

繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、令和元年度の定期人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、3款民生費の施設等利用給付事業を新設補正し、2款総務費の地方創生事業、6款農林水産業費の下水道事業会計繰り出し事業、8款土木費の道路維持管理事業、除雪事業及び下水道事業会計繰り出し事業を増額補正とし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,202万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億2,619万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、平成30年度の決算が確定したことによる同年度の剩余金として6款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、5款基金積立金、7款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,076万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億512万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款国庫支出金の事務費補助金を新設補正し、4款支払基金交付金の介護給付費交付金、7款繰入金の低所得者保険料軽減繰入金及び8款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款保険給付費の居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び4款基金積立金の介護給付費準備基金積立金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,478万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,142万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、平成30年度の決算が確定したことによる同年度の剩余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、3款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億341万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款繰入金を増額補正し、平成30年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款土地区画整理事業の矢幅駅前地区事業費を増額するとともに、矢幅駅西地区事業を新設補正し、5款諸支出金の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰り出し事業を増額補正とし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ516万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,805万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち収入の第1款水道事業収益の営業収益及び支出の第1款水道事業費用の営業費用をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款資本的収入の負担金及び支出の第1款資本的支出の建設改良費をそれぞれ増額補正をするものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を361万5,000円増額して、総額を7億9,336万5,000円とし、支出の第1款水道事業費用を1,954万円を増額して、総額を5億7,153万6,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款資本的収入を2,310万7,000円を増額して、総額を2億6,886万9,000円とし、支出の第1款資本的支出を2,870万円増額して、総額を7億9,528万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益、第2款農業集落排水事業収益の営業外収益、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用及び営業外費用をそれぞれ増額補正し、資本的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道資本的収入の負担金及び第2款農業集落排水資本的収入の負担金、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費をそれぞれ増額補正するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道事業収益を1億6,392万9,000円を増額して、総額を9億1,182万5,000円とし、第2款農業集落排水事業収益を1億4,453万6,000円を増額して、総額を4億5,249万6,000円とし、支出の第1款公共下水

道事業費用を516万3,000円増額して、総額を6億8,221万6,000円とし、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道資本的収入を4,097万円増額して、総額を2億5,943万円とし、第2款農業集落排水資本的収入を339万円増額して、総額を3,490万円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出を280万3,000円を増額して、総額を4億6,492万8,000円するものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第85号から議案第91号までの補正予算7議案につきましては、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の7議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案については予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

日程第22 議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第23 議案第93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 議案第94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 議案第95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算認定について

- 日程第26 議案第96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議案第97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 日程第28 議案第98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第29 議案第99号 平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第22、議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第28、議案第98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第29、議案第99号 平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、この8議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第92号から日程第29、議案第99号までの8議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程をされました7会計の平成30年度決算認定議案並びに水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきまして、皆さんにあらかじめ配付をさせていただいております平成30年度予算執行に関する報告書、平成30年度公営企業会

計別決算総括表及び議案書によりご説明を申し上げます。よろしくお願ひをいたします。

まず、平成30年度予算執行に関する報告書の1ページをお開きになっていただきたいと思います。会計別、決算額、予算現額に対する決算額の比率の順にご説明を申し上げます。

まず、議案第92号、一般会計、歳入139億1,371万5,942円、92.7%、歳出132億2,565万4,962円、88.1%、歳入歳出差引額6億8,806万980円。

次に、議案第93号、国民健康保険事業特別会計、歳入24億9,842万2,145円、100.8%、歳出24億4,765万3,274円、98.7%、歳入歳出差引額5,076万8,871円。

次に、議案第94号、介護保険事業特別会計、歳入22億1,969万7,867円、100.6%、歳出20億6,096万9,975円、93.4%、歳入歳出差引額1億5,872万7,892円。

次に、議案第95号、後期高齢者医療特別会計、歳入2億837万4,198円、99.8%、歳出2億543万1,909円、98.4%、歳入歳出差引額294万2,289円。

次に、議案第96号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、歳入6億6,256万2,572円、100.1%、歳出6億3,262万6,948円、95.5%、歳入歳出差引額2,993万5,624円。

合計にまいりまして歳入、予算現額205億6,246万1,000円、決算額195億277万2,724円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額はゼロ円。予算現額と決算額との比較10億5,968万8,276円、予算現額に対する決算額の比率94.8%。歳出、予算現額205億6,246万1,000円、決算額185億7,233万7,068円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額14億6,638万8,000円、予算現額と決算額との比較19億9,012万3,932円、予算現額に対する決算額の比率90.3%、歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円。決算額が9億3,043万5,656円となります。

続きまして、平成30年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。議案第97号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入8億3,525万589円、108.1%、支出4億6,611万1,742円、90.8%、収入支出差引額3億6,913万8,847円。資本的収入及び支出、収入11億6,045万9,678円、98.0%、支出17億1,033万2,104円、88.9%、収入支出差引額△5億4,987万2,426円。

次に、議案書をお開き願います。議案第98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の4億2,455万2,934円のうち2億7,136万5,558円を減債積立金への積み立てとし、また1億5,318万7,376円を資本金への組み入れとして処分をするものであります。

続きまして、平成30年度公営企業会計別決算総括表をもう一度お開きになっていただきま

す。議案第99号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入 7 億4,991万9,515円、102.1%、支出 6 億5,183万3,936円、95.9%、収入支出差引額9,808万5,579円。資本的収入及び支出、収入 2 億4,195万1,066円、100.8%、支出 5 億627万4,570円、97.6%、収入支出差引額△ 2 億6,432万3,504円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入 3 億3,213万4,996円、101.8%、支出 3 億4,950万1,302円、92.1%、収入支出差引額△1,736万6,306円。資本的収入及び支出、収入3,491万8,000円、101.6%、支出 2 億2,057万2,872円、99.7%、収入支出差引額△ 1 億8,565万4,872円。

合計にまいりまして、収入、予算現額32億9,142万3,000円、決算額33億5,463万3,844円、繰越額及びそれに係る財源充当額3,000万円、予算現額と決算額との比較△6,321万844円、予算現額に対する決算額の比率101.9%。支出、予算現額42億3,696万1,000円、決算額39億462万6,526円、繰越額及びそれに係る財源充当額1億377万4,000円。予算現額と決算額との比較3億3,233万4,474円、予算現額に対する決算額の比率92.2%、収入支出差引額、予算現額△ 9 億4,553万8,000円、決算額△ 5 億4,999万2,682円となります。

それぞれの詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

平成30年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いております。

なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付しておりますので、ご覧願います。佐々木代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたら、これを許します。

佐々木代表監査委員。

（代表監査委員 佐々木良隆君 登壇）

○代表監査委員（佐々木良隆君） 平成30年度矢巾町一般会計、4特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の7会計の歳入歳出決算につきましては、報告書に記載のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、会計伝票、帳簿、証書類等の照合点検及び担当部局から聞き取り

調査を行い、審査を行いましたが、いずれも符合し、正確でありましたことをご報告申し上げます。

一般会計と4特別会計は、全て黒字決算であり、実質収支額は合わせて6億9,573万円余となっています。また、公営企業会計である水道事業会計と下水道事業会計においても純利益を計上しております。これについては、高橋町長の指導のもと、職員の皆様の卓越した行政運営と議員各位のご理解のたまものであり、今後も順調に推移していくことを願っております。

自治体財政の健全化を示す健全化判断比率について、実質公債費比率と将来負担比率は、それぞれ国が示す早期健全化基準を下回っておりますが、自主財源の確保に努められ、一層の財政健全化が図られることを強く望んでおります。

今矢幅駅周辺の新しい町並みが形成され、岩手医科大学附属病院周辺等を中心にインフラ整備が進められており、魅力あるまちづくりが展開されておるところでございます。今後も引き続き費用対効果を十分に見極め、財政の健全性も意識しながら、効率的かつ効果的な事業執行に努めるとともに、恒久的な住民福祉の向上が図られますよう心より期待しております。

以上申し上げまして、補足説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。議案第92号から議案第99号までの決算関連8議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した8議案については、9月19日午後1時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、決算8議案については、9月19日午後1時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いをします。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は終了しました。

直ちに議案第85号から議案第91号までの補正予算 7 議案について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようにお願いします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前 11 時 57 分 休憩

令和元年矢巾町議会定例会 9月会議議事日程（第2号）

令和元年9月3日（火）午後3時05分開議

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 2 議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 3 議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 4 議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君
福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長 (土地)	藤原道明君	特命担当課長 (福祉)	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中館和昭君
社会教育課長 兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同 調理場所長	村松康志君
代表監査委員	佐々木良隆君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

午後 3時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

ただいまから本日の会議を再開します。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

日程第2 議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第4 議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について、日程第2、議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第3、議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第4、議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第6、議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第7、議案第91号 令和元年度矢巾

町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この補正予算7議案は予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） それでは、報告書を朗読いたします。

令和元年9月3日、矢巾町議会議長藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について、議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、令和元年9月3日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

議員皆様の賛同を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。

お諮りします。一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。一般会計補正予算に反対討論をいたします。

反対討論の理由は3つございます。主に私は、この反対討論の内容がフィットネス事業に對してでございます。1つ目は、このフィットネス事業1億4,400万円が大変高額な金額でありまして、しかも8月19日の全協、そして昨日の全協と2回の説明によって本日の採決となって、余りにも拙速であるということでございます。これだけ大きな、いわゆる3年間では2億6,000万円を超える事業ですので、これくらいの大きな事業であれば、当初予算の中でしっかりと説明をするべき内容でございました。

2点目は、地方創生に対する税金の使い方が大変慎重でないということでございます。最初の4年前の、いわゆるウエルネスタウン構想の中では4,000万円の委託費を使ってウエルネスタウン構想の計画を委託しましたけれども、その中で製薬会社を誘致するという案がございました。結局契約が切れてしまって、その案は宙に浮いたままでございます。そして、一昨年は、町民センター食堂を利用して8,000万円をかけて、そこをいわゆる健康の拠点にするという事業でございましたが、設計上の不備があって、補助金は返還をし、さらに1,000万円の税金を無駄に支払わなければならぬ結果を招いております。このように地方創生は、審査が何でも使えるという緩さがあるために、ついつい飛びついてしまいやすい、そういう傾向があります。そして、それを私は3月の予算委員会の中で町長に申し上げました。しかし、誰も責任をとらない。その結果、またこの同じような事業に飛びついていると私は考えています。

この事業は、建物が5,900万円ですと、減価償却は20年になります。この6,900万円の器具機材だって減価償却は10年を超えます。これらの責任が本町にはございます。回収できない場合に、この税金の責任を一体誰がとるのか、それが明確でございません。

もう一つは、費用対効果の問題でございます。どれだけの人が利用できるか、そのことを私は大変疑問に思っております。まず金額が高騰しているということでございます。それよりももっと多くの町民が利用できる、例えば本町にはまだ、プールが閉館して、ございません。運動するためには、全身運動をするためには、プールは大変いい運動施設でございます。少なくともプールを再開してから、このフィットネスに取り組んでほしかった。

もう一つは、例えば子宮頸がんのように1年おきではなく、毎年の検査によって、さらに受診率を上げて健康増進に結びつけてほしい。つまり、地方創生だけでこの健康増進をやる

というところに大変な危うさを私は感じるものでございます。

以上の点から反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 次に、賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

てを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了したので、これにて散会します。

なお、明日4日は一般質問を行います。一般質問は、先般の全員協議会にて申し合わせた

内容に基づきまして堂々の一般質問をお願い申し上げます。

あすは、午前10時に本会議場にご参集願います。大変ご苦労さまでございました。

午後 3時19分 散会

令和元年矢巾町議会定例会 9月会議議事日程（第3号）

令和元年9月4日（水）午前10時開議

議事日程（第3号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君

福祉・子ども 課長兼子育て 支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会 事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長 (土地)	藤原道明君	特命担当課長 (福祉)	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中館和昭君
社会教育課長 兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同 調理場所長	村松康志君
代表監査委員	佐々木良隆君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

10番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（10番 昆秀一議員 登壇）

○10番（昆秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、障がいを持つ方々への支援について質問いたします。今回の参議院議員選挙では、本町から車椅子の方が、令和新撰組からは2人の重度の障がいをお持ちの方がそれぞれ当選なさいました。このように、にわかに国会において障がい福祉について注目されるようになったことは、大変いいことだと思っております。私は、これまで何度もなく障がい福祉の関係について問い合わせながら意見してまいりました。けれども、やはり当事者の意見というのは非常に重いと感じずにはいられません。身近に障がいをお持ちの方がいたり、要介護者にお話を聞く機会が多くあることから、私はその声をできるだけ取り上げ、議会にて述べさせていただいております。今回は、会派の研修でもたくさん勉強させていただいたところから、ほんの一部でございますけれども、何点かお伺いしたいと思います。

1点目、障がい児に対する教育、福祉、医療の連携体制をどのように構築して実行されているのか。

2点目、医療的ケアを要する障がい児に対する支援をどうしているのか。

3点目、重度障がい児（者）の介護者に対するレスパイトについては、どのように取り

組んでおられるのか。

4点目、障がい者の就労についての支援の考え方。

5点目、障がい者の地域での共生については、どのように取り組んでいるのか。また、現在の課題をどう考えているのか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、昆秀一議員の障がいを持つ方々への支援についてのご質問に
お答えいたします。

1点目についてですが、障がい児や、その保護者への支援のための関係機関との連携は、個別の状況に応じて実施しております。例えば個別ケア会議を随時開催し、個別事例に対する協議、調整を行っているほか、町教育委員会における教育支援委員会では、医師や心理士の参加のもとで就学前の幼児や就学児の状況を把握し、各機関が実施している相談や支援の内容を確認し、相互の共通理解を図り、一貫した支援を行っております。

2点目についてですが、たんの吸引や胃瘻などの医療的ケアを必要とする障がい児に対しては、家族が中心になりケアがなされているほか、特別支援学校や看護師を配置しております放課後等デイサービス事業所などの利用による日常支援のほか、訪問看護など、医療サービスを併用して支援している状況であります。また、ことし6月には、岩手県が初めて実施した医療的ケア児等コーディネーター養成研修に町内の相談支援事業所から6名が受講しており、今後専門的な知識と経験に基づいた支援が拡大していくものと考えております。

3点目についてですが、重度の障がいを持つ方は、常時介護や医療的ケアが必要な方も多く、自宅で介護を行う家族の負担は大きなものがあります。家族の負担を少しでも和らげ、休息をとることができるよう町や相談支援専門員などの支援者と協議の上で日中の通所事業所利用や夜間の重度訪問介護、時には短期入所を利用するなどの福祉サービスでの支援を行っております。

4点目についてですが、まずはご本人の就労への考え方や障がいの状況などを勘案した上で、主治医や相談支援専門員を始めとした関係者と方針を共有しながら就労先へつなぐ支援を行っております。就労の形態にも日中の生活の場を求めたり、訓練した上で一般就労を目指す方、訓練を受けず障がい者の枠で一般就労を希望する方など、さまざまなケー

スがございます。

また、昨年4月からは、一般就労後の支援として、就労定着支援の福祉サービスも利用可能となっており、今後とも本人の意向に寄り添った支援を関係機関と連携し、進めてまいります。

5点目についてですが、本町の第5期矢巾町障がい者プラン等において、障がいのある人もない人も、地域社会とともに暮らす社会づくりを基本理念に掲げており、障がい者に限らず、誰もが地域で生活するための役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認め合い、支え合うことで孤立せずに地域で暮らすことが必要であります。本町では、障がいの特徴や障がいを持つ方々の気持ちを理解することが第一に必要なことであり、また課題であると捉えており、研修会や健康福祉まつり、ふれあい広場の開催、それぞれの施設が実施する夏祭りなどのイベント等を通して障がい者の取り組みについて普及啓発を行っておるところであります。今後は、さらに関係機関と連携し、広報誌や研修会などを通じて障がいの理解のために啓発活動を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） まず、昨年度から第5期の障がい者プラン、障がい福祉計画第1期の障がい児福祉計画が始まっているわけですけれども、この策定に当たっては、障がい者自立支援協議会の作業部会において行われておりますけれども、私はそこに必ず当事者を入れるべきではと言い続けておるのですけれども、いわゆる充て職の方々がメンバーとなって、当事者の声はアンケートで聞いているだけにとどまっていると思う現状があるのだと思います。

しかし、私は、やはり当事者の声をしっかりと聞くためにも直接の声をしっかりと反映できる仕組みとしてメンバーに当事者を入れていくべきであると思います。

先日の町政懇談会でも、当事者の方が意見を述べられていましたが、ほかにも本当は言いたいけれども、言えない当事者の方がいるはずです。ぜひ当事者が計画の策定に入るべきと私は考えるのですが、町としての考え方をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

町の自立支援協議会において、議員ご指摘のとおり、当事者の方々のご意見をというと

ところでございますが、私どもはさまざまな事業所のほうからお声を聞きながら今まで取り組んでいるところの経緯はございます。今後第5期計画の中でも、児童発達支援センターの取り組みだとか、地域生活拠点の整備等に当たりましては、まさしく当事者のお声を聞きながら取り組まなければならぬかと私も思っておるところでございます。

今後のあり方におきましては、自立支援協議会の会の中で、また委員の皆様にお諮りしながら議員のご意見を反映させていくような形を少しでもとれるように進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 自立支援協議会作業部会のときに、ぜひそのように前向きに捉えていただきたいと思うのですけれども、そこでもう一つ問題としたいのが、共生ということを語る上で、地域住民の理解というものがありますけれども、現在施設から地域といつても、グループホームなどで生活する障がいをお持ちの方が大変ふえているように思いますが、特に精神障がいなどの目に見えない障がいをお持ちの方については、まだその障がいに対する理解というのが足りないと感じることが多々あるのですけれども。特に発達障がいから起きているであろう2次障がいについては、本人さえも理解できずに苦しんでいることもあるのだと思います。そんなときに支援の手がもっともっと行き届くようにしていくことが必要ではないでしょうか。

そこで、国の基本方針指針では、平成32年度までに地域生活支援拠点、先ほども申し上げられたように、の整備を目指すよう求めているわけですけれども、この地域生活拠点というものが、障がい者の重度化や高齢化、親も亡き後を見据えて、障がいをお持ちの方の生活を地域全体で支えるための地域の実情に応じて整備するものであるわけですけれども、今後このことについては、町ではどのように整備を進められようとしているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

地域生活支援拠点につきましては、自立支援協議会の中に作業部会を設けまして、あり方を検討してまいりたいと思っております。私ども矢巾町だけではなく、紫波町も含めて紫波地区としてのあり方ということで紫波町ともいろいろ相談しながらこの整備について

進めてまいりたいと思っております。

私どももさまざまな障がいの方々のご相談を受けたり、現在も支援をしているわけですが、本当に親亡き後の今後のあり方については、非常にこの整備は必要だと思っております。計画の中でも2つの大きな児童発達支援センター等の取り組みはございますが、地域生活支援拠点については、本当に喫緊の課題だなというところで作業部会をつくりながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 地域支援拠点については、そのようにお願いしたいと思うのですけれども、町の地域生活支援事業では、さまざまな方に講演いただいて、理解促進研修啓発事業を行ってもらっているのですけれども。そこで私も参加して、いつも思うのですけれども、この研修の事業の対象者は誰なのかということなのですけれども、障がい福祉計画によると、障がい福祉関係者ばかりではなく、町内に住所を有する方から町内事業所に在籍して勤務している方、町内の学校に在学している方となっているわけで、それによると、例えば医大関係者、産技短や不來方高校も入ってくるわけでして、矢巾町としても、広くそういう方に対して理解促進するという計画にはなっているのですけれども、現状としては、そこまではなっていないように思うのですけれども、これは計画での必須事業ですので、しっかりと取り組む必要性を感じるのですけれども。さらに今までただ聞くだけの研修が多かったのですけれども、今後さらにこれを進めていくためのですね、不來方高校など生徒に呼びかけてみてはいかがなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

障がい者の理解促進研修ということで今までさまざま講師をお呼びしながら取り組んだところでございますが、議員さんご指摘のとおり、対象者は本当に住民の方々という思いで会は開催しておりましたが、実際参加した方々が関係者が多かったというのも事実、今までの研修結果の中ではございます。昨年度2月にさわやかハウスのほうで開催した障がい者理解啓発研修は、重度心身障がい児の暮らしに寄り添ってということで、その際、田中総一郎先生もお呼びしながら講話をもらったのですが、その中では、実践報告ということでみちのく療育園の不動小学校への障がいの方が訪問するというような実践報告もい

ただきました。今回2月の研修の中では、非常にこの取り組みも共感を覚えた方々が多くありまして、私どもも今回は、学校とのやりとりだとか、それから議員さんご指摘のお話しいただいた不來方高校とか、それから岩手医大、学生へのさまざまご理解をいただくことも本当に必要だなと思っております。

今紫波地域障がい者基幹相談支援センターのほうと一緒にこの研修の取り組みを考えておるところですけれども、来年はオリンピック、パラリンピックの年でございますので、毎週の打ち合わせの中では、例えばその競技の何か一つを捉えて理解するだとか、体験するような仕組み、ボッチャだとか、いろんなことを取り組んだ中でのパラリンピックを契機とした取り組みも考えてみてはどうかというようなことも考えてございます。

今度9月8日に、矢巾町のほうで理解啓発の研修を行う予定でございますが、学校のほうにもチラシを配らせていただいたり、校長さん宛てにチラシを配っての周知を図っているところでございます。

今後も皆様のご意見をいただきながら地域の方のご理解をということで私どもも進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 次に、障がいを持つ方の自立を考えた場合、まず重要なことが経済的自立をどうするかということがあるのですけれども、特に重度の障がいを持たれる方は、住居の問題からお金の問題が出てくるわけですけれども、重度の障がいであっても、参議院の令和新撰組のお二人の議員のように働くことが可能な方に対しては、町としても支援していくことが必要であろうと思われますけれども、国会においては、ヘルパーの利用が例外的公費で認められていますけれども、それは受けて、町としても障がいをお持ちの方に対する就労の際のヘルパーの利用であったり、通勤等の移動に関する支援について現状はどうなって、今後どういう方向に進んでいこうと思われているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） 障がいをお持ちの方が経済的な部分も含めての自立、そして支援というところですが、就労に当たってのヘルパー利用については、さまざま国の政策を見つつ、今後考えていかなければならないかなと思っております。

就労に関してさまざま事業所の皆様からもご意見を聞く中では、本当に障がいを抱えて就労する際のやっぱりマッチングが非常に難しいなというお話は聞いております。あと、就労先に行くまでの、やはり移動、その点が課題な部分をさまざまな会議、打ち合わせとかの中でお声を聞いておるところでございますので、今後も今ある施策の中でできること、そして今後必要と思われるところは、私どもも今後もさまざま取り組みの、国と県等の情報を得ながら考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 障がいをお持ちの方の自立支援給付で就労支援に関してなですけれども、就労意向支援は、実績値で見ますと、平成27年度が14人、28年が13人、29年が12人となっているのですけれども、今度の見込みでは30年度が8人、31年度が9人、32年度10人と、実績に対してこの見込みがちょっと少ないのでないかと思うのですけれども、それはなぜなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

就労意向支援でございますが、平成30年度、実人数で17名の状況でございます。確かに本当に就労支援に関しましては、お一人お一人個々のご希望によっての支援を進めておるところでございますが、なかなか先ほど申しましたとおり、そのマッチングだとか、個々の能力を生かしたところでの就労に結びつけるところが難しいところが、なかなか計画と実績のところと差がちょっとあるところに関連するかなというところで思っておるところでございますが、今後も事業所等と、またそこの就労支援に関しましては、私どもも先ほど申し上げた課題のところを整理しながら進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） また、自立支援給付に関して、就労継続支援A、B型もあって、A型の見込みは約半数となっているのは、事業所の減少も関係しているように思うのですけれども、全国的には急増しており、特に問題なのは、想定していなかった営利法人が、その受け皿となっていることなのだと思うのですけれども、何が問題かというと、営利法

人は、営利をどうしても優先して考えてしまうということで、福祉的支援と営利ってどうしても相反するようなところがあると私は思っているのですけれども。都会であれば、営利として絶対数の顧客も多くて、商品やサービス、利益を得られるわけですけれども、絶対的に顧客の少ない地方においては、営利法人としての利益が確保できないので、A型事業所というのは減っているのかなと思うのですけれども、この問題点を解決しなければ、障がいをお持ちの方の経済的自立も難しいのではないかと思うのですけれども、町としてそのような考えはあるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　就労継続のA型の施設の問題に関しては、議員ご指摘のとおり、なかなか営利の分、工賃の考え方等、さまざま課題があろうかと思っております。町としても障がいをお持ちの方が就労に本当につながり、そして継続できるように、就労につながったけれども、なかなか継続できない方もございますので、その点について、私町だけではなく、広域の中で、そして県の中に声を反映しながら、伝えながら今後も進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　就労後についてなのですけれども、定着していただくことが必要なのですけれども、そこが今まで支援が大変不足していたところだと思うのですけれども。一般就労してもらうことは重要ですけれども、定着については、目が行き届いていないということで、就労定着支援というものが新規で計画にも入ってきておるわけですけれども、この就労定着支援事業としては、どのような形で担っているのか。今後障がいをお持ちの方の就労をこれでどう定着、向上させていくつもりなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

就労定着支援事業は、昨年度の実績でございますが、実人数で3名の実績でございます。定着したはいいが、その後というところで、本当に国が立ち上げた事業でございますが、私どもも相談支援員の皆様と就労したから終わりではなく、今後のその後もサポートしながら行っているところでございますし、また私どもも週1回基幹支援センターとの打ち合わせを毎週持っております。その中で矢巾町だけではなく、紫波町の担当者も入りますの

で、その中でさまざまどういうふうな支援ができるのか、自立した生活をどうやって支えていくのかということで就労したから終わりではないというところ。そして、相談支援員さん含めて私どももそういう場で共有しながら支援しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 次に、認知症対策について質問いたします。

政府では、この6月に認知症対策の新大綱を決定しました。認知症の方は、現在国内に500万人以上、2025年には65歳以上の5人に1人に当たる約700万人にふえると推計されております。本町では、地域包括支援センター等にて認知症支援ネットワークを構築して支援活動を行ってきておりますけれども、これから認知症患者や予備群、その家族に対する支援についてお伺いいたします。

1点目、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくと首相が表明しておりましたが、本町として共生と予防については、どう取り組むつもりなのか。

2点目、認知症ケアパスの活用をどう進めていくのか。

3点目、普及啓発、認知症の方本人の発信の支援についての取り組み。

4点目、認知症バリアフリーの推進。

5点目、認知症サポーターへのその後の支援策。

6点目、認知症カフェの現状と今後。

7点目、認知症の教育の中での取り組み方。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 認知症対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議で取りまとめられました認知症施策推進大綱が示されました。本町では、認知症の発症をおくれさせるため、これまで取り組んでまいりました住民主体で行っておりますシルバーリハビリ体操の通いの場とエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業との連携等により、さらなる認知症予防推進に取り組んでまいります。

また、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができる社会の実現のため、認知症サポーター養成講座の対象者をこれまでの住民、小中学生等に加えて、企業、団体等にも拡大することにより、さらなる理解啓発に取り組んでまいります。

2点目についてですが、認知症の方の状態に応じた対応の流れを記載いたしましたオレンジガイドを発行しており、認知症ケアパスについて周知を図っております。今年度中に内容を見直し、改訂版を発行する予定となっており、福祉関係者及び窓口等での配布やホームページへの掲載により、改めて周知を図ります。

3点目についてですが、平成30年度は、認知症セミナーや世界アルツハイマー月間のイベントとして認知症の正しい理解を広め、もし認知症になったとしても笑顔で自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指してイベントを開催しており、認知症サポーターの活動紹介や認知症の正しい知識、理解についての普及啓発もしております。このイベントは、今年度も今月の8日に開催する予定であり、認知症とともに生きる本人発信の場や認知症本人及びそのご家族の想いの発表を予定しております。

今後認知症支援ネットワークや認知症カフェへの本人参加など、認知症の人がみずから の言葉で希望を持って暮らすことができていることを発信するために、イベントを通じて本人発信や社会参加の支援を行ってまいります。

4点目についてですが、認知症になることで買い物などの外出や交流の機会が減少している実態もあり、認知症になっても住みなれた地域で日常生活を続けていくためには、認知症の人に限らず、高齢者、障がい者等でも誰もが住みやすい、住みよい環境づくりが必要であります。認知症の方の外出や交流の機会を促進するためには、移動手段の確保や認知症への理解が重要となりますことから、町内の社会福祉法人等と連携した移動支援の検討、認知症サポーター養成講座の企業や団体での実施により、認知症への理解を深めていただき、買い物や各種手続きなど、日常生活の場においても、認知症バリアフリーなまちづくりに協働で取り組んでまいります。

また、地域の見守り体制も重要でありますことから、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業などの地域活動と連携し、地域の見守り体制の構築を図ってまいります。

5点目についてですが、認知症サポーターで組織されたおれんじボランティアは、認知症カフェの運営、訪問型サービスの提供、介護福祉施設でのボランティア活動等を行っております。活動の中での困り事や疑問点などについては、認知症地域支援推進員が相談対応しているほか、今後おれんじボランティアへのフォローアップ研修等も実施してまいり

ます。

6点目についてですが、平成30年度の認知症カフェは、月に1回、第2土曜日にやはばーくで開催し、認知症の方の家族を中心に本人の参加も含め、今のところは平均参加者数は約3名となっております。今後は、カフェという名称や開催場所、開催回数も参加者がさらに参加しやすいように配慮することや認知症以外の分野、例えば障がい者や児童・生徒と、そのご家族など、さまざまな立場の皆さんとの交流も目的とした集いの場として現在喫茶や軽食を提供している店舗と連携した開催方法などを検討し、誰でも気軽に参加できる集いの場を目指して地域での幅広い交流や共生を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、認知症対策についてのご質問にお答えいたします。

7点目についてですが、小学校においては、4年生を対象に認知症サポーター養成講座を、中学校においても、隔年ではありますが、3年生を対象に矢巾町ヒューマンセミナーとして認知症講座を実施しており、認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、孫世代の視点から、自分の祖父母や近所の高齢者への思いやりやいたわりの心を育み、理解を深めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先日認知症ライフサポート研修に参加してまいりましたけれども、非常に残念なことに参加人数が16名、しかも町職員や包括の職員が半数を占めており、せっかく医大の先生までいらしての研修なのですから、関係者ばかりではなく、医療関係やボランティアの方にも特に参加していただくようにしてはどうなのか。共生を考える上では、まずそういう方たちに対してしっかりと知ってもらうことが必要であると思うのですけれども、このような研修、5年間行われているとお聞きしましたけれども、例年このような形で開催されておるのでしょうか。ほかにも各種認知症に関する研修などが行われているのですけれども、答弁にもありました。今度の日曜、スマイルディメンシアやはばがやはばーくで行われる予定となっておりますけれども、今後さらにどのようにPR等していくお考えなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、参加者が少なかったということは、私のほうも把握しておりました。町のほうの行事と重なったという部分で町の職員も参加が少なかったというのは、非常に残念でございますが、町のホームページ、それから町の広報誌などにも掲載が間に合うようであれば、他機関のそいつた大変貴重な研修でございますので、紹介させていただきたいと思ってございますし、また今議員さんからご紹介もありましたスマイルディメンシアやはばということで9月8日にやはばーくのほうで、昨年度も開催させていただきましたが、非常にすばらしいイベントということで認知症ご本人様のいろんな思いとか、それからご家族との意見交換、それから一般の方々とのふれあいの場ということで非常に貴重な場となってございますので、こういったものについても、今週の日曜日でございますが、しっかりと周知もさせていただきたいというふうに考えてございます。今後もいろんな形で周知に取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） それから、認知症対応の課題の一つに、軽度認知障害であるMCIと診断された方への対応があるのですけれども、MCIと診断されたとしても、全ての方が認知症になるわけではありません。だからといって、そのままにしていいわけではないのですけれども、町では、脳とカラダのいきいき健診を行っておりますけれども、まずその状況をお伺いしたいと思いますけれども、そして、そこで認知症であったり、MCIと診断された方には、どのような対応をなさってきているのか。

例えば少しでも疑われた方に対して保健師が家庭に訪問して経過観察などをしているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

脳とカラダのいきいき健診につきましては、岩手医科大学のほうの赤坂先生のほうで中心に取りまとめていただきました。2年間にわたり実施させていただきまして、その中で医大側の先生のほうで所見が見受けられるという方については、直接速やかにご連絡を差し上げまして、再検査等のご連絡も差し上げているという状況でございます。

それから、今年度以降についても、さらに認知症が疑われる方、それから何らかの所見がありまして、指摘を受けた方などについて、今後も継続して町と医大と関わりながら、その方についての経過を、要するに分析いたしまして、その後の状況なども把握したいということで継続してやっていきたいという方向で今動いております。

いずれ、町の保健師、それから医大側と協力いたしまして、今後も継続的に支援をしていくという状況で今進めている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） それから、そういうところに結びついたのはいいのですけれども、この間のライフサポート研修で各グループに分かれてグループワークが行われたのですけれども、そこで話し合われたのは、包括であったり、各支援にこのように結びついている方は、そのケアマネだったり、保健師だったり、いろいろと相談できるのですけれども、ひとり暮らしの方に対しても訪問をされていることだとは思うのですけれども。ただそのひとり暮らしや介護サービスを利用している方、家族の介護者がいたとしても、日中独居となってしまう方もおられると思います。そういう方、高齢者の方で認知症と疑われたとしても、そのままとなって、知らない間に認知症が進行してしまっているということにもなりかねないのですけれども。できれば、そういう方にも早期発見して、早期介入できるような、病気が進行しても、できれば進行を緩やかにして、その人らしい生き方が継続してできるのではと思うのですけれども、できればそういう方たちも含め町内の全戸をまずは訪問してはどうなのかという意見が出ていたのですけれども、そこら辺をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

まず全戸ということで、独居の高齢者世帯、約1,000世帯ということでございます。そういった部分については、実は包括支援センターの職員と町の健康長寿課のほうでも今その件について話をし、どのような形で家庭訪問、それから施設との連携がよろしいかということで、今詰めている最中でございます。いずれ、今ご指摘のとおり、朝、夕については、ご家族がいると。ただ、日中については1人で認知症と疑われる方が介護サービス、それから公的な福祉サービスを受けないでご自宅にいるというケースがなるべくないようにならぬということで、家庭訪問になるのか、施設の事業所等のご協力もいただきながら

訪問するのかということで早急におくれないように対応したいというふうに練っているところですので、もう少しお時間をいただければと思っております。

ただ、やらないというわけではございませんので、全戸訪問できるように頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）それから、資料でご提示していました認知症ケアパス、このような細かいものなのですけれども、その状態に応じた適切なサービスの提供の流れを示すものなのですけれども、同じような言葉に、クリニカルパスや地域連携パスなどがあるのですが、それらと認知症ケアパスと異なる点があるのですけれども、まずこれは期間がかなり長時間にわたるということです。それと、うまくこなすことができれば、一緒に年をとることができるということと、あとそれから関係する人々や地域というのがこれだけあるのですけれども、この社会資源が数多くて、さまざまなジャンルにわたるということで、特に本町においては、社会資源、医療機関、介護施設、それに伴う在宅とつながっていくわけですけれども、いずれにしろ認知症になったら、認知症とともに上手に歩む手立てを得られるようにして、住みなれた地域で過ごし続けられるようにするために認知症ケアパス等を活用していく必要があると思うのですけれども。それを空白のないように、決して孤立させない仕組みづくりをするために、認知症カフェというのも活用していけるのではと思うのですけれども、町としては、今後この認知症ケアパスをどのように活用していくかというのを改めてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）お答えいたします。

今議員ご指摘のとおりでございます。認知症の維持、改善を図るための認知症を発症したときから生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのように医療、介護サービスを受ければよいのかというものの標準化を示したものが、このケアパスということでご指摘のとおりでございます。

ただ、今議員ご指摘のとおり、ちょっと字ばかりで、実はちょっと見づらいのかなというふうなのは、実は私も思っておりました。27年3月31日に作成いたしまして、町長答弁でもございましたが、施設の対応、それから利用の仕方、それからこの中には、さらに家

族への支え、本人と家族への支えの中についても、加えてもう一回作成し直さなければならぬというふうに考えてございました。新しいものを作成した際には、これを見ただけで、認知症になる可能性がある方、可能性と言えば失礼ですね、心配が取り除かれるよう認知症になつても、この地域で安心して暮らしていけるのだなと。認知症になつた方、要するに住民本意という考え方で、このケアパスも作成し直して、しっかりと見ただけで、ああ大丈夫だなと言えるだけのケアパスをもう一回作成していきたいというふうに考えてございますので、ご指導をいただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） それから、認知症のバリアフリーの推進においては、移動、消費、金融手続、公共施設などの生活のあらゆる場面で認知症になつてからも、できる限り住みなれた地域で普通に暮らしていけるための障壁を減らしていくという取り組みなのですが、その中には、移動支援の確保の推進、交通安全の確保の推進、住宅の確保、企業認証制度、成年後見など多岐にわたって、その推進があるわけですけれども、私は特にこの中で違法行為を行つた高齢者等への福祉的支援というのは、今後特にふえていくようと考えられているのですけれども、その支援について何か考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

触法されたという方については当然、認知症だから許される云々という話ではないと思います。ただ、それを未然に防ぐために役場なり、包括支援センターなりの関係者が協力して、それを未然に防ぐという部分は大切かと思います。それから、万が一、認知症が原因によって、例えば万引きとか、わかりやすく言えば、そういったものになつてしまつた場合についても、やはり関係機関が協力して、今後どのようにやっていけばいいのか、あるいは未然に防ぐことがどのような手段がいいのかということを考えてやっていかなければならぬというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 次に、効果的な会議について質問いたします。

現在町職員初め町民の方々がさまざまな場で会議において議論を行っております。この議会も議論の場でありますし、ほかにも総会などの会議やワークショップ、各種懇談会でもさまざまな形態で議論が行わされておりまます。その議論については、ルールというものがしっかりとみんなが認識しておらずに不毛な議論に陥ってしまっている場合があるようになります。少なくとも町で行われている議論の場においての最低限のマナーやルールを会議の参加者にしっかりと認識してもらう必要があるのではないか。その上で円滑で、より効果的な議論ができ、ひいては町の発展にも寄与するものと考えるところから、以下お伺いいたします。

1点目、学校での議論の仕方は、教育ではどう扱っているのか。

2点目、各種会議での議論のルールは、どう示して進行しているのか。

3点目、ワークショップ等によるファシリテーター、書記の役割と、その養成をどう行っているのか。

4点目、離れた場所とのスカイプなどのインターネット会議の活用をどう考えるのか。

5点目、各会議の議事録の作成、保存、情報開示はどう行われているのか。

6点目、各会議の結果を具体的にはどのように活用しているのか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 効果的な会議についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、各種会議での議論のルールにつきましては、各個人から意見を求める方法やグループワークにおいて意見を求める方法など、さまざまな方法を用いた進め方があります。それぞれの会議の内容や参加者の人数、年齢なども考慮し、その会議に合った進め方を主催者が参加者に対して説明の上、会議を行っております。

3点目についてですが、現在町が開催しておりますワークショップ等におきましては、通常、いわゆる進行役に当たるファシリテーターと書記を各グループに配置して運営を行っております。ファシリテーターは、会議の進行を行うほか、参加者の発言を要約して論点を整理したり、議論の流れを見ながら、各参加者に公平に発言を促すなど、円滑で活発な議論を促進する役割を担っております。また、書記は、発言の要点を模造紙上に隨時書

き取りながら、参加者が議論の流れを一目で把握できるよう見える化を図る役割を担っており、いずれも会議の生産性を高めるために重要な役割を果たしております。

その養成につきましては、平成27年度から役場内で2回にわたり研修会を開催し、若手職員を中心に、現在20名ほどが基礎的なスキルを身につけております。また、研修受講者が中心となり、自主学習グループが結成され、定期的に勉強会を開催したり、ワークショップに積極的に参加して経験を積むなど、熱心に研鑽を積み重ねているところであります。

4点目についてですが、スカイプなどのテレビ会議を活用したインターネット会議につきましては、当町でも必要に応じて遠隔地の企業や大学との事務打ち合わせ等に活用しているところであります。現状では、通信回線の速度や使用する端末の性能などによっては、映像が途切れたり、発言に時間差が生じたりする場合があり、通常の会議に比べて若干の使いにくさがありますが、今後次世代高速通信回線網の整備が全国的に進むと考えられますので、多くの方がストレスなく利用できる環境のもとで当町でもさまざまな機会に活用を図ってまいります。

5点目についてですが、会議の議事録は、例えば矢巾町国民健康保険条例施行規則による国民健康保険運営協議会における議事録等の規定に基づき作成しておりますし、保存については、矢巾町文書管理規程に基づき、保存年限を定めて保存しております。

また、情報開示については、矢巾町行政情報公開条例に基づき、行政情報の公開をしており、それぞれ町の条例等の規定に基づき行っているほか、町民懇談会などで出された意見などは、ホームページや広報等で公表も行っております。

なお、議事録の作成の規定がない会議や打ち合わせ等につきましても、報告書を作成するなどして、同様に行っております。

6点目についてですが、各会議の結果の具体的な活用方法につきましては、5点目でお答えしたとおり、議事録や報告書を用いて関係課または全庁的に情報共有を図っており、改善等が必要な事案がある場合につきましては、迅速な対応を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、効果的な会議についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、小中学校において、それぞれの学年及び場面や役割に応じた学習を行っております。小学校での授業では、発言者は最後まではっきり話し、聞き手は発表の途中で口を挟まず、最後まで話を聞くことを基本に指導しております。特に、低学年

では、話のつなぎ方、中高学年では、互いの意見の共通点や相違点に着目した考え方のまとめ方、広げ方を意識できるように取り組んでおります。

また、6年生では、「学級討論会をしよう」の単元において、立場を明確にした主張を行いながら考えを深め合う討論会の学習を行っております。中学校では、司会者や発表者などの役割を決めて、実際にディスカッションをする授業を行っており、話し合いが効果的に進行できるような工夫や互いの発言を比較、検討しながら、それぞれの考え方を生かし、課題解決に向けた意見のまとめ方についての学習に取り組んでおります。

なお、授業以外の場面では、児童会や生徒会において、会議のマナーやルールを決め、学級会や委員会、総会等を通して話し合いの進め方について学べるように取り組んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） まず当たり前のことができない日常の会議では、シンプルな方法なのですけれども、フィンランドの小学5年生がつくった議論における10のルールで会議すると、話がそれたりすることもなく、驚くほど効果的だというのですけれども、ちょっとここで紹介させていただきたいので、できれば取り入れていただきたいのですけれども、資料のほうをお願いしたいと思いますけれども、まず1番目、他人の発言を遮らない。2番目に、話すときはだらだらとしゃべらない。3番目、話すときに怒ったり泣いたりしない。4番目、わからないことがあったらすぐに質問する。5番目、話を聞くときは話している人の目を見る。6番目、話を聞くときはほかのことはしない。7番目に、最後まできちんと話を聞く。8番目、議論が台無しになるようなことは言わない。9番目、どのような意見であっても間違いと決めつけない。10番目、議論が終わったら議論の内容の話はしない。できれば、このルールを皆さんのが守って議論してほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） ただいま資料のご提供がありましたけれども、この件につきましては、会議等での最低のルールだというふうに私も認識してございますし、各種所管のほうで行われている会議等でも、もちろんこういった10のルール、これに基づいて出されているものと思いますけれども、実際このように言葉に出して会議の前に

やっているかどうかということは、やはりその会議の持ち方によってさまざまあるかとは思いますけれども、やはりこういうことをご提案いただきましたので、こういうことをさらに認識した上で議論が進められるように取り組みたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 教育現場からもお答えさせていただきます。

議員からのご提示のこの資料につきましては、これと同じようなものが各学級のほうに掲示されているとか、使われているわけではございませんが、中身的には、同じようなことを学校で指導しております。ただ、非常にいい資料として今後活用させていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それで、先日新聞に、岩手日報なのですけれども、ある小学校のディベートに対話の視点という記事を見ましたけれども、ディベートというのは、脳を戦わせるのが一般的なのですけれども、その小学校では、相手を打ち負かすような勝敗にこだわるのではなく、折り合いをつけるということを大切にして、そのために対話を取り入れているのだそうですけれども。そして話し合う中で、相手の意見を尊重しつつ、自分の意見との違いを認識して、相互理解を深めることができたということなのですけれども、私自身は学校でディベートなどをした覚えはないのですけれども、子どもたちがこれから大人になって自分の意見をしっかりと言うことができることは、非常に大切なことだと思うのですけれども、そのことができるようにするために前述の学校は非常によいことをされていると思いますし、我が町でもそのような教育をなさっていると思うのですけれども、その相互理解についての見解をあればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まさしくディベートについては、これは小学校で取り入れておりますし、中学校でも先ほど答弁の中でお話をさせていただきましたが、単元としてございます。その中で賛成、反対、自分の意見ではなく、そういう立場に立って、ではどういうふうに考えるか。どう

いうふうに話をするか。そして、第三者として、どちらが有効なのか、どちらが正しいかということをみんなで判断する。これを立場を変えて勉強する。そういう単元もありますし、そういうことをやっております。そういうことで子どもたちのディベート力、相手のことをちゃんと考える、聞く、そして自分の主張を持つというふうな、そういう勉強をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） それから、先日の認知症のグループワークでも、そこでも話すときのきまりというのが同じようにあって、1つ目に、正解は幾つもある。2つ目は、それぞれの立場で話す。3つ目に、批判や非難は控え目に。4つ目に、テーマから外れ過ぎないようにという、さまざまにルールをしっかりと守って会議が行われていると思うのですけれども、特にグループワークなどでは、そこである程度の発表というか、そういうものもしなればならない会議もあると思うのですけれども、そのときに、必ずこのルールをもって会議を行うべきだと思うのですけれども、改めてもう一回このルールについて見解があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） お答えいたします。

会議に先立って参加する方は、まず何の会議かということは当然知って参加する、これが大原則であろうと、まず第一に。参加する人が参加する前に何の会議がわからない。これは避けなければいけないし、まずスタートはそこではないか。実際会議が始まれば、この会議では何を話し合われるかというのは、参加者がそれぞれ想定できます。できるはずであります。したがって、そういったところでその辺がまず同じ認識になっているかということが重要でありますから、会議の冒頭で、例えばこま会議はこういうことでやってい、そういうことをまず宣言と言えばおかしいのですけれども、そういうことを確認。こういったことがまずスタートとして大事だらうと思います。

それ以降の具体的な進行の仕方については、先ほど出てまいりました幾つかのルールがございますが、そういったことは当然重視しながら取り組む。そういうことになろうかと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 庁舎内により効果的な会議にするためにいろんな努力をされていることと思うのですけれども、本町の会議において、何かこれについて特に効果を上げているという会議方法というのはあるのでしょうか。例えば課長、係長の会議のほかにも職員の自主的なグループの話し合いも行われているようですけれども、職員の方々、大変忙しい中、いろいろと取り組まれているとは思うのですけれども、より効果が上げられれば、時間短縮にもつながるし、また会議に要する下調べというのが資料の作成に、透過には大切になってくると思うのですけれども、そのようなことはどのように研鑽を積んでいられるのか。効果的な会議になるように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 効果的な会議ということでございますけれども、まず会議を開く前に、まず参加者には会議資料が届くように、それが方法として紙なり、もしくはメールなりということで配付してございますし、もちろん会議に参加する者は、事前に配付された資料を見た上で、その会議が意図しているもの、そういうものをよく理解した上で自分の意見、そういうものを発言できるような形にしてございますし、もちろん会議の主催者側につきましては、どういう結論がその会議で必要なものかどうか、そういうものも考えながら進行するように努力しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 効果的な会議というのは、よい結果というか、そういうものにも結びついてくるのだと思うのですけれども、得てして会議参加者の自己満足で終わってしまうという場合もあるようです。それは何のための会議なのかということを、会議をやりましたという既成事実をつくるようなものもあれば、そのような会議は余り必要ないと思います。会議をやるのであれば、より効果的、何度も申し上げますけれども、効果的な会議内容にするために、ある程度の責任と自覚を持ってもらう必要もあるのだと思いますけれども、そのある結論を求める会議であるのであれば、その責任の自覚、それから評価して見直すという、実施時期や方向性、方法を明確にすべきではないかと思うのですけれども、この計画を作成する場合の会議のことについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） お答えいたします。

計画に係る会議についてでございますけれども、もちろん計画については、よく練られた形で計画、皆さんの意見を合意の上で計画を策定しなければならないというプロセスがございますので、1回だけの会議では、どうしても進まないと。となると、やはりそれはスケジュール感を持ちながら、きょうの会議はここまでを決めます、次の会議ではここまでを検討し、最終的に計画を皆さんの合意のもとで策定しますということで、その辺のスケジュール感を持った中で進めていかなければならぬというふうに考えてございます。

もちろんそれぞれの各会議において、きょうの会議はどこまでの検討を進めますといったことも事前に会議の前に皆さんに周知した上で進めていかなければならぬものというふうに認識してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） それから、会議の可視化についてなのですけれども、まず公開可能な会議というものがあるのと思うのですけれども、それがいつ、どこでやっているかという告知はどのようにしておられるのでしょうか。ホームページや広報、回覧ややはラヂ！などで各種告知はしていると思うのですけれども、そこにこのように傍聴者がいるのといないのとでは意識も違ってくるのではないかと思うのです。

では、傍聴者を集めるにはどうしたらいいのかということなのですけれども、例えば研修会等の会議であれば、その前の基調講演などに動員力のある人気有名人を招いて、たくさん的人に参加してもらい、そのまま会議になだれ込むという方法もあるとは思うのですけれども、こういうものを試す価値があるのではと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 今議員お話しのとおり、確かにこういったものの会議を開く際には、ホームページ、あとは広報、中にはわたまるメールとか、そういうものを活用しながら会議により多くの方が参加していただくような形で進めたところでございますけれども、確かに今ご提案がありました傍聴者をふやすことについても、町としては、やはりなるべく多くの方に住民参加をしていただきなければならないという点からは、非常に有意義なことだと思いますので、その辺を参考にしながら進めてまいりたい

と思いますので、またほかに何かいろいろご提案がありましたならば、こっちのほうでも取り入れたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、ここで時間も経過してまいりましたので、暫時休憩をとります。

再開を11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 次に、行政職員の役割等についてご質問いたします。

町政運営を行うに当たって、行政職員の方々の役割は非常に重要であります。特に地方分権時代においては、地方自治体の仕事とは何かということを改めて考えて働くことも必要になってきております。昨今働き方改革が言われているわけですけれども、その上で職員は多様なニーズに対応しなければなりません。さらに、今後は手本学習型からみずから考える形での仕事の仕方が求められてきます。そこで職員のさらなる仕事力を向上するに当たって、以下お伺いいたします。

1点目、職員研修のコンセプトは、年度ごとに設定をどう行っているのか。

2点目、役人の基本は文章力とも言われるが、どのように職員の文章力を養成しているのか。

3点目、役人の真価は、交渉力とも言われるが、交渉時の留意点を各職員はどう考えて当たっているのか。

4点目、上司と部下の接し方や人材育成の方法をどうしているのか。

5点目、会計年度任用職員の働き方についての考え方。

6点目、アウトソーシングの活用策についての考え方。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　行政職員の役割等についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、職員研修は、年度当初に職員研修計画を策定し、実施しております。その計画においては、自立した職員像を目指し、意識改革や意欲向上をコンセプトに職員研修のメニューを用意し、職場内講師の育成や提案型職員研修など多種多様な研修を実施することとしております。

2点目についてですが、職員は、文書事務研修により、正確性、客観性を持つ文章力を身につけておりますが、日々の起案文書や報告書等の決済文書においては、相手の立場に立ち、わかりやすく的確に伝わる文章を作成できるよう指導をしております。

3点目についてですが、交渉が行われる中、職員は相手を説得するのではなく、信頼を受け、納得いただくことに留意しておりますが、コミュニケーション能力を高める研修や実際の業務において、現場に足を運び、住民の方々とのやりとりの中で実践的なコミュニケーションの能力や交渉力を養成するようにしております。

4点目についてですが、上司と部下は、お互いの信頼関係を築くことが重要であるため、職階に応じた研修により相手を尊重する接し方を習得しておりますが、日頃から明るい雰囲気で接するよう心がけております。また、人材育成の方法については、個々の成長につながる目標設定を行い、人事評価により、上司が部下の理解度を的確に把握しておりますが、職員の意欲向上につながるよう適切な指導をしてまいります。

5点目についてですが、会計年度任用職員の働き方については、期末手当の支給や夏期休暇を設けることのほか、人事評価や研修などの教育訓練を行うこととしておりますが、必要な人員確保のためにも、職務の内容や責任等に応じた柔軟な任用、勤務条件を確保してまいります。

6点目についてですが、アウトソーシングの活用は、組織として最適な人員構成を実現するためにも必要な業務改革と捉えております。また、定型業務をパソコンに自動的に行わせることにより、業務の自動化を図る技術、いわゆるRPAなどの最新技術の導入を検証するなど、簡素で効率的な行政体制の実現に向けた取り組みもあわせて実施をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 文章力についてですけれども、文章の上達については、やはりたくさん書くことになれていくことも必要なのですけれども、ただたくさん書くだけではだめで、正確さやわかりやすさがなければ、役所の文章はいけないと思うのですけれども、しかも早く書けることも必要であります。

私は、書くことも話すことも苦手でありました。今は何とか日々勉強して、ある程度文章は書けていると思ってはいるのですけれども。例えば長い文章であれば、まとめ方など、構成を考えるのには時間がかかるのですけれども、机の前でさあどう書こうと考え始めるのではいけないと思うので、そのようなことをもう既に文章を書かれている方は、周知のことだと思うのですけれども、いずれ職員の方々は仕事で文章を書く機会があるということで、ぜひ正確さとわかりやすさ、これを追求していただきたいと思うのですけれども、このいい文章が書けるようにということの正確さ、わかりやすさに対して何か見解があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まさにこの文章力というのは、私ども職員にとっては、もう基本の基本でございます。今お話があったとおり、正確性なり、わかりやすさ、簡潔さ、そして私いつも言っているのは、やはり町民の皆さんのが相手の私たち仕事なので、町民の皆さんにわかりやすい表現をしなければだめなのだと。もう行政言葉とか、そういうことは、もうやめなければだめだということで、私は今の立場で決済文書が上がってきたときは、極力そういう指導をしておるところでございます。

昆秀一議員は、もうわかっているらしくやると思うのですが、今ナッジという議論、これが今すごく注目されておるのです。例えばその一端をちょっと説明させていただくのですが、いずれ政策現場で、このナッジの理論を導入していこうという、今動きが出ております。この文書の文面もちょっと変えただけで変わってくると。例えば実際今私調べたところでは、東京都の八王子市なのですが、いわゆる実際の政策の中で、今までがん検診を受けないデメリットを案内文で強調したら、受診率が上がったというのです。これがまず一つそういうことですし、それから例えば京都府の宇治市の例、ちょっと私も調べてみたのですが、自分に関係すると感じてふさわしい行動として、犬のふんに黄色いチヨクで印をつけたふん害を削減をするとわかりやすい。だから、今私どもは、こういったナッジ理論、ただこれも行き過ぎると、町民の皆さん的心を傷つけることにもなりますので、

どの辺が落としどころか、そういったこれからは、新しい文書能力、これが求められると
いうことで、このことについては、私どもこれからこの起案文書またはやはラヂ！の原稿
でもそうですし、広報でも、わかりやすさ、これをしっかりと取り組んでいきたいというこ
とでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） まず文章力については、本当に町長は理解されているということ
で安心しているわけですけれども、次に、交渉力について、これも町長は十分わかっている
ことだとは思うのですけれども、行政職員の必須の能力の一つではあると思うのですけ
れども、まず交渉で大事なことというのは、しっかりと聞く、そしてわからないところは
質問する。そして、相手の立場に身を置いて考えてみる。これは会議でも一緒のことを言
っているのですけれども、大切なことは、その相手の立場において、この形はどういう背
景からどういうことを言われているのかと考えることが大切だと思うのですけれども、そ
して相手が何かを要求しているのであれば、その中でプライオリティを探って、相手にと
って重要なものとそうでないものと分けて考えてみる必要があると思うのですけれども。

それから、相手の人物を知ることも大切になってくるのですけれども。結局交渉
するということは、最終的に交渉事、大事を成功に導くために相手との信頼関係が全て基
礎になってくると思うのですけれども、この相手との信頼関係づくりというのは、町職員
としては、普段から心がけているということはおありなのでしょうか。どういうふうにして
そういうふうに交渉に当たられているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず私ども交渉力というのを、交渉の力、力量が問われるのは、まずイの一番に相手方
の立場なり、そういった、そして何よりも私は、現場を知ることが私たちの仕事なのだと。
やっぱりそしてお電話をいただいたら、お電話のやりとりではなく、すぐ。だから、先ほ
どからもお話をあった、例えば障がい児のケアの問題でも、認知症問題、対策でもそうなの
ですが、電話のやりとりでは解決できないいろんなことがあるのです。だから、まず交渉
力で一番大事なのは、双方向のコミュニケーションがしっかりとできるか、できないかと。

それから、2つ目には、やっぱり職員のモチベーションですね。このモチベーションが
しっかりとおらなければ、この交渉というのは成り立たないので、そしてそれ

にあわせて、やはり相手の町民の方なり、現場、いろんなところに出たときに、受け入れる、受容能力、受け入れの能力、それはしっかりと受けとめて、今後どのように対応すればいいかと。そして、そこで結論を出せることは出していいし、持ち帰って結論を出さなければならぬときもあるわけです。だから、そういうことの的確な判断が、いわゆる求められるのは、このことに対する対応をどうすればいいかという判断能力、これが求められるわけです。そういうことをしっかりとしなければ。

そして、何よりも最後は、約束をしたならば、必ず約束を守ることです。できない、でないと。もうあれなのです、できないことをできると言つてもこれはだめなので、だから、そこはもうはつきり約束事は守ると。それが今昆秀一議員から質問のあった内容、まさに信頼につながることなのです。だから、そういう交渉能力を、やはり現場に出なければわからないということを私は、そして私どもの仕事は、現場を知ることが私たちの仕事だということを力説しておりますが、まだまだ浸透はしておらないのですが、これをしっかりと取り組んでまいりたいと、こう考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 町長の交渉力に対する考え方というのは大変わかりやすくて、ですけれども、そういうふうに強いるではないけれどもきつく言うと、やっぱり今の職員というのは、なかなか健康を害するという方もいらっしゃると思うのですけれども、特に職員においては、健全な心身から健全な判定、判断がもたらせると自覚していただきたいと思うのですけれども、私もできるだけ健康に気を遣つて健康チャレンジというのもいち早く参加しているのですけれども、なかなかしっかりととした健康管理ができない現状があるのですけれども、職員の方の健康管理についてお伺いしたいのですけれども、現在町職員の健康管理については、健康診断を指導してしっかりと受けていると思うのですけれども、特に心の部分についての健康管理については、どのように取り組んでいらっしゃるですかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 職員の心の健康管理についてでございますけれども、それぞれ職場において上司が健康管理にそれぞれ努めていることはもちろんでございますけれども、全体としては、いろいろなアンケート、例えば新採用者については、新採用になってから二、三ヶ月の間にいろいろなそういうケアもやってございますし、あ

とはストレスチェックというものをやってございまして、そのストレスチェックというのは、要は職場でいろんな50項目ぐらいあるのですけれども、そういったチェックを通じて、その人に与えている心身的な状況とか、そういったものを把握して、それをフィードバックして、今度は上司のほうからこういった職員、個々のアンケートを公開することはできないのですけれども、こここの職場はこういう傾向がありますということでこういう指導が必要なので、こういうことに気をつけてくださいといったことの、例えば超勤が多いとか、あとは人間関係で何か不満があるとか、そういったものについてもケアできるように、こちらのほうから全職員に対して指導を行っているところでございますし、今後もまた時期的な部分もございますし、年に1回というだけではなくて、そこは各所属に応じた対応も必要かと思いますし、個々に応じた対応も必要かと思っておりますので、そこは十分責任を果たしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） それから、職員の人材育成については、基本方針のようなものを策定して職員の人材確保、育成、評価、活用などを進めているとは思うのですけれども、まず職員一人一人が町民の求める職員像を意識して職務に当たっていると思うのですけれども、地方自治体に限らず、組織の悪いところというのは、できる人のところに仕事がいってしまうということ、そして難しい注文のつく場合も、その方に多くなってきますけれども、優秀なできる方というのは、そういう難しい注文を普通にこなしてしまい、次から次と仕事をこなしてしまうようにも見えますけれども、それはその組織に身をささげて心の健康を害してしまうことにもつながってしまうのですけれども、いずれ仕事を余り集中し過ぎないということも大事なのではないかということで、みずからの健康状態などを正直に人事に知らせたり、本来自分のしたい仕事と健康との兼ね合い、時に家族としても健康相談ができるような仕組みというのは、仕事の集中と心の健康の問題についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 今お話をあったとおり、確かに仕事が集中し過ぎて満足に5時15分の定時以降にすぐ帰れないという職員が結構おりますし、ただいまであれば、選挙と議会ということで重なっておりまして、当課の総務課でも夜遅くまで電気が

ついて続いている状況がございますけれども、やはりそういった状況の中で仕事をしなければならないというのは、やむを得ないことですございますけれども、やはり体を壊してしまってはどうしようもないことですので、そこはしっかりとお互いのコミュニケーションを図りながら、体は大丈夫かとか、夜遅くまで大丈夫か、ちゃんと御飯食べているかとか、そういった一つ一つの言葉をかけることで、その職員の状況を知って、必要であれば、休めとか、そういったことも言って、それが体の異常が心の異常にもつながらないような形でケアをしていきたいなというふうに考えてございますし、我が総務課ばかりではなくて、ほかの課においてでも、やはりふだんから上司のほうから部下のほうに声をかけていくような環境づくりが必要なのかなというふうに思ってございますので、そういった形で進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 次に、人材交流についてお伺いしたいのですけれども、他自治体や組合等、人材派遣のほかに今後特に必要となってくると思われるが、民間との人材交流であったり、共同だと思うのですけれども、民間との共同においては、既に行われているのですけれども、さらに推し進めた形で決められたテーマではなく、テーマを自由に決めた中で共同ということは、お互いの職員の意識改革にも非常に有効だと思うのですけれども、そのような取り組みを行っているところもあるようですけれども、本町で行っているのかということで体験できるような、含めて、そういう職員資質の向上してもらうような制度というのか、そういうふうなことは考えておるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、民間との人事交流、今のところは県庁なり、この間までは農林水産省との人事交流をやってきたのですが、今私言っているのは、まず矢巾町の職員については、挨拶運動を徹底していきたいと。これが基本なのです。だから、今例えばユニバースとか、すぐ役場のそばにサンデーとかあるのですが、ユニバースの朝礼なんかに行って、実際に体験をして、そして人とお会いしたら、本当によくいらっしゃいました。ありがとうございます。ご苦労さまですと。こういうことのできる。だから、まず私どもは、そこから第一歩を踏み出したいということで、もう今年度も課長会議なんかで、いわゆる足を運んで民間の朝礼とか何かですね。

今私も朝礼、隠れていろいろ歩いて見ているのですが、トップである課長の声が末端まで届かないのです。こういうことではいい仕事ができるはずがないです。できれば、今選挙期間中でございますが、ビール箱ぐらいの高さでもいいですから、みんなに見えるような、それをやれと私言っているのです。そうすれば、やはり緊張感もあるし、しっかり自分の訴えたいことも、こういうことを私はやりたいとか、今週はこういう目標でやりたいとか。

だから、民間交流の前に、そして民間に出て人事交流したときに恥ずかしい思いをさせたくないのです。だから、今のところは、そういったところに今取り組みを始めさせていただいている。あとは、各管理職がやる気になるかどうかで私も今実際やっているところもあれば、やっていないところもあるのですが、それがやがては人事評価にもつながっていくということでございます。そこをご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） まずそういう第一歩から始めていただきたいと思います。

さらに、町民との協働についてなのですけれども、学生とのコラボは、私はぜひやってみてほしいと思うのですけれども、それはただ学生から意見を聞くだけではなく、一歩進めて、一緒に何か物事をつくっていくということは、職員にとっても全くの当たり前を変えていく可能性があると考えております。ある程度の予算を決めて、この予算で学生が何をするのかというのも職員も一緒にになって考えられればいいのではないかということと、協働とは一緒に協力しながら物事をつくっていくことなのですけれども、お互いにいろいろなよい面を引き出してもらったり、悪いところは指摘して改善していくような信頼関係、また信頼関係を言うのですけれども、つくることが前提としてあるわけで、いずれ非常にお互いにプラスになるということですけれども、この学生との協働についての考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今不來方高校とは、うちの和田教育長もたしか講師に招かれているかな、それでいろいろ矢巾町のことについてもいろいろ勉強。今もう高校の学習指導要領なんかにも地域との交流をしっかりやりなさいと。今お話をあった学生というのは、これはもう産業技術短期大学校や岩手医科大学、このことについては、特にも私ども今後、今もあれなのですが、

個別的にはあれなのですが、これは町としてやはり学生の皆さんと。今町民懇談会で町民の皆さん方の懇談をやっているのですが、これのいわゆる学生バージョンというか、そういうふうなものを考えてやっていきたいなということで、全くフリートーキングで、そしてある意味では、失礼な言い方になるかもしれません、町政とか町について無関心な方々にアプローチをして、そして矢巾町のことを知っていただく。そして、矢巾町にもどんどんご意見、ご提言をしていただく、そういうアプローチをやっていきたいなと、こう考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 次に、子育て支援の充実について質問いたします。

平成27年度よりスタートした子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めています。スタートから4年、現在の進捗状況を踏まえながら、次期子ども・子育て支援事業計画の策定を進めていくことですが、それとも、そのことを含め子育て支援について以下お伺いいたします。

1点目、今で子ども・子育て支援事業を実施してきて、本町の子ども・子育てについてどのような特色を持ち、特に力を入れるべきと考えてきたのか。

2点目、認定こども園の現在の状況と今後の考え方について。

3点目、子育て支援拠点事業の活動内容で特に重要と感じられることがあるか。

4点目、保育士に対する処遇の改善策は。

5点目、幼保無償化による課題と今後の見通しです。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 子育て支援の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の子ども・子育て環境の特色としては、出生数が減少傾向にありますが、女性の就業率は子育て世代の20歳代から40歳代が70%後半となっており、働きながら子育てをする世代の多様なニーズに対応するため、幼児期の教育及び保育の場の確保や乳幼児や保護者が交流を行う場を提供し、子育てについての相談や情報提供等を実施する地域子ども・子育て支援事業へ力を注いでまいりました。

2点目についてですが、国では、子ども・子育て支援新制度に基づき、地域の実情に応じた認定こども園の普及を図っており、当町でも既に5つの施設が認定こども園に移行し、保護者の就労状況に関わらず質の高い幼児期の教育及び保育の提供に貢献していただいております。今後についても地域の実情に応じた教育、保育の提供や子育て支援の充実を図ることが重要であると捉えており、今年度行っております第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画策定のための子ども・子育て支援に関するニーズ、調査結果を踏まえ、私立認可保育園3施設につきましては、認定こども園への移行についてご意向を調査し、町立保育園につきましては、認定こども園への移行も含めた町立保育園のあり方を検討してまいります。

3点目についてですが、子育て支援拠点事業は、子育て中の保護者が孤立や不安解消の場として、町内3カ所に子育て広場を開設しております。特にこの事業における育児相談は、保護者との顔が見える関係性の中で子育ての心配事や不安について個々の育児環境に応じた方法をともに考え、支援できる機会となり、きめ細かな相談の場の確保として重要と捉えております。

4点目についてですが、国では、より多くの保育士の確保や職場への定着等を目的として処遇改善手当に対する施設への補助金を交付しております。そのほかキャリアアップ研修の受講を奨励するほか、家庭的保育者等研修事業を開催し、保育事業従事者の確保に努めるなど、保育環境改善の取り組みを推進してまいります。

5点目についてですが、幼保無償化に当たっては、初年度に限り無償化に係る事務費や利用者負担金の収入減額分についての臨時交付金等を活用し、国の支援を受けて実施される予定ですが、令和2年度以降は、利用者負担金の収入減額も含めて公費負担することとなり、町の負担はふえる見込みであることから、安定的な財源確保を課題として捉えております。

今後の見通しですが、幼保無償化となることで施設利用希望者が増加することが予測され、待機児童の発生が見込まれることから、今後も保育の受け皿の整備を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） まず子育てだけではないのですけれども、当事者意識というもの

を大事にしていただきたいと思うのですけれども。例えば災害や病気だけではなく、あらゆることをみずから自分を守れるような意識を持つこと、人任せにしない方法を考えていかなければならぬのだと私は強く思っているのですけれども、そのことをまず支援計画を立てる上でどのように取り組んでいられるのか。

その計画をつくっていく上で、子ども・子育て支援事業計画であれば、子ども・子育て会議になると思うのですけれども、その中で、実際に現在子育てをしているという当事者はどのくらいいるのか。アンケートでもそういう方々の声を聞くというのですけれども、先ほども障がい福祉計画でも言ったのですが、できれば当事者を多く策定委員会に入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

子ども・子育て会議でございますが、今年度も7月4日に第1回目を開催させていただきました。当事者の方の参加を多くということでございますが、PTAの連合会の会長様、町の。それから、保育園の保護者会連合協議会の会長、それから矢巾ゆりかごの代表の方等委員に入っていただいてのお声をいただいているところでございます。今後アンケートだけではなく、まさしく今アンケートを送付して回収しているところでございますが、集計結果を見ながら声を大事にしながらやっていきたいなと思っております。

それから、子どもを守る意識という部分では、9月1日に防災の日ということで、本日きょうの午後園長会議がございますが、本当に万が一有事が発生した際に、どのようにお子さまを引き渡すかという、その点とか、マニュアルだけではない細かい部分に関しても事前に保護者の皆様に周知しながら対応できることを私どもも必要だと思っておりまして、きょう園長会議の中でも話題に入れてやっていく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　それから、計画についていつも言っているのですけれども、検証、評価が大切だということなのですけれども、それをどのようにしているのかということ。いつも思うのですけれども、計画をつくりました。はい、おしまいで委員たちは、はいお疲れさまとなって、次期の計画ではまたほとんど違う人が集まって同じようなことをしているので、これでは余り進歩がないようだと思うのですけれども。例えば計画の半ばころ

に計画を立てた委員自身に進捗状況を報告して、自分たちの立てた計画、ここができなかつたとか、ここは時代にちょっと合わなかつたなということも出てくるかもしれないと思うので、そこまでしっかりと計画に対する計画を立てる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

子ども・子育て支援会議の中では、今回1回目の中でもことしは見直しの年でございますので、昨年は年2回開催いたしましたが、ことしは集計結果を踏まえたところで12月を予定として会議を開催する予定でございます。さらに、計画の素案を経て3回目を3月の予定で行う予定でございます。会議に当たっては、スケジュールをもちろん提示しながら、そして評価については、私どもも子ども・子育てに関わるさまざまな事業を行っておりますが、この計画を5年間の計画でございますので、第1期の計画もそうでしたが、計画を立てたときと今では、矢巾町の現状が非常に変わっております。こども園も今5園になっておりますし、小規模事業所さんの定員のところも今ご相談いただいているところでございます。本当に矢巾町が今後岩手医大が移転して、企業型保育園、そして認可外保育園も含めて、あり方は、毎年の中で委員の皆様にお伝えしながらこういうことが必要ではないかということは、評価を進めているところでございます。

今後今年度だけではなく、委員の皆様に進捗状況を伝えながら今後の見通しも踏まえたところで進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　次に、保育士の処遇改善については答弁があったのですけれども、やはりこれも将来を見据えて対策を必要とする必要があると思うのですけれども。まず今保育士が足りているのか、足りないと思うのですけれども、どんどん、ふやす必要があるのかというところです。ただ、現在必要であっても、今後少子化となった場合に保育士が余ってしまったというのではいけないと思うので、計画的に現在本当に足りていないのであれば、ある程度新しい保育士を養成していく方法を国ばかりではなく、町としてもっともっとしていかなければならぬと思うのですけれども、さらに育成に力を入れていくべきではないかと思うのですけれども。今回、盛岡でインターンシップで町内こども園等

が生徒を受け入れて3日間やっているのですけれども、昨年は矢巾でもインターンシップがあつて、たつた3日といえば3日なのですけれども、インターンシップを終わっているのですけれども、引き続きそういうインターンシップに参加された方等にも保育士、どうなつたらなれるのかなとか、そういう相談体制であつたり、支援をしていく必要があると思うのですけれども、そこら辺はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

保育士の確保に関しては、本当に今後もさまざまな取り組みを得ながら、矢巾町で何が今必要なのかというところを本当に模索していかなければならないと思っております。インターンシップだけではなく、中学生が保育園に行って体験するだとか、インターンシップに限らず、早い段階から保育士という職がこういうことをできる、こういうことに喜びを感じる。仕事へのやりがいのところも体験することで学ぶ部分も多々あろうかと思いまして、その点は当課だけではなく、関係するところで共有しながら保育士確保に向けての取り組みを今後も考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　それで10月から3、4歳幼保無償化するための準備はしっかりと進められていると思うのですけれども、利用料は無償といっているのですけれども、副食、食材料費は保護者の負担になるということですけれども。この集め方も各園で決めているようですけれども。町内の食材費等の保護者負担は年収360万円未満の世帯、第3子以降の子どもは、その費用が免除になるということですけれども。私は、やはり町独自としての全て無償化、きょう宮古市のほうにもありましたけれども、そのような無償化をぜひ進めていただきたい。

また、小中学校の給食においても、将来的には無償化していくものと思っておりますけれども、その予算をどうするかという問題もありますけれども、ふるさと納税、何億円入っているのでしょうか。そのうち何億円使えるのかわからないのですけれども、その中で子育てに使ってほしいと希望している納税者の方もいらっしゃると思うのですけれども、それは一体どこに使われているのか。そこを明確にするためにも、この国の無償対象外のところに独自に助成していくべきと思うのですけれども、いかがでしょうか。お伺いいた

します。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　今ふるさと納税のことについてのお問い合わせがございましたので、お答えしたいと思います。

子どもの福祉の充実に係ることという事業に寄附をしてくださっている方々というのがございます。主なものといたしましては、こちらは町内の私立保育園や町外の保育園への入所児童に係る負担金の助成であるとか、そういうところに使わせていただいております。一番金額が多いのは、そこになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　それから、児童館についてお伺いしたいのですけれども、先日ある方から、町内の児童館から利用を断られたという話を伺いました。児童館の利用を町として断るというのはどのような理由があつて断ったのか。そういう事実があつたのかということをまずお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君）　お答えいたします。

ちょっと断ったというのを私自身が把握していなかったのですが、基本的に児童館、登録制をとっておりまして、登録になればいつでも利用できるというふうになっておりますし、登録児童にならなかった場合は、通いで児童館を利用することができます。登録に関しては、やっぱりご家庭で保護者の方とかが子どもを見ていることができるかどうかというところが登録と登録でないところの差でございますので、基本的に全く利用できないというところはございませんので、再度その辺詳細を確認したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　実は、その児童館を利用しようとする子どもの方は、障がいを持っているということで断られたとお話を聞いているのですけれども、そのような理由であれば、私は大問題だというふうに思って取り上げているのですけれども、障がいのある人も、ない人も平等でなければいけないというのが障がい者差別法の基本であつて、特に公

的機関の利用については、合理的配慮というものが提供義務になっているのですけれども、ちょっとそこそこ、事実があったのかどうかというところをまず調べていただきたいということと、同時に、そのことで浮き彫りになったということがあるのですけれども、児童館と学校の連携が全くとれていないとということをお聞きしたのですけれども、その点はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えいたします。

昨年度から児童館の所管が教育委員会に移ってきたのですけれども、まず教育委員会に移ったことによって、以前よりも小学校との連携はしやすくなったというのが、先日も指定管理者との打ち合わせのときもありました。そうではあるのですが、やはり学校の立場というのがあって、なかなか児童館側からすると理解してもらえないとかという部分はありますので、そこはもっと詰めて、学校との、教育委員会が当然中に入つてなのですが、詰めて連携していこうというところで確認をしたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） いざれ子育て支援というものは、保護者と子どもに対する支援であります。そのところを町のこの先の未来のためにも、子どもは宝ですので、ぜひしっかりと支援していってほしいと思います。

最後に見解があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まさにそのとおりでございまして、今児童館の利用のことについてなのですが、私ども障がい児の桜の園とか、徳田西、みちのく療育園、総会とか何かで呼ばれて、本当に障がい児であっても涙が出るのです。本当に何というのか優しい、だからそういう障がいで差別するということはあってはならないこと。それで私どもとすれば、いろんな施設においては、合理的な配慮ということが、これは欠かせないわけでございますので、今後そういうところにはしっかりと対応してまいりたい。

だから、私は今の答弁のやりとり、児童館のあれについても、やはり実態をしっかりと把握して、その上で課題があるのであれば、こういう課題解決をしてまいりというようなお

答えをさせていただくようにしてまいりたいと。

まさに今矢巾町では、本当に出生者数が200人を割ったのです。特殊出生率が今県内で一番悪い1.25と、やっぱりこういうことを考えたときには、子ども・子育て支援にしっかり議員の皆さん方とも相談をしながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここでちょうど時間も正午となりましたので、昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時、13時とします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

引き続き、一般質問を行います。

9番、赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

○9番（赤丸秀雄議員） 議席番号、9番、一心会、赤丸秀雄です。

1問目の質問ですが、町内の公共交通について伺います。町内のバス路線が廃止、縮小される現状や高齢による運転免許証返納者が増加しております。町では、車の運転利用をできない方向けに3月からデマンド型タクシーの運行を始めました。しかし、町民からは、利用の仕方がわからない、利用しづらいとか、多くの方の声を聞きます。7月開催の町民と議会との懇談会でもどの会場でも同様の質問、意見が出されました。町は、導入時に運行状況を踏まえ、また町民の声を把握し、利用しやすい交通手段に改善を図ると答弁していることから、以下の項目について伺います。

1、デマンド型タクシーについて、当初の計画に対し、半年間運行しての利用状況をどのように捉えているか、支出経費とあわせて伺います。

2、半年間の運行をし、ある程度改善する点が見えたと思いますが、改善に向けてどのようなスケジュールで取り組む方針か伺います。

3、全国では、デマンド型タクシー運行を取りやめた失敗例があります。町では、改善策へそのような事象をどう反映させようと考えているか伺います。

4、町のイベントは、休日の開催が多いが、交通手段のない方の対応を町ではどのように考えているか伺います。

5、今月9月20日から循環バス、コミュニティバスを運行する旨の説明がありました。運行ルートや利用対象者、町民の意見聴取をどのように捉え、このルートを設定されたのか、その経緯について伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、赤丸秀雄議員の町内の公共交通についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、7月末時点において、79便を運行しており、利用者数81名の実績となっております。運行開始当初に比較しまして、利用者が増加しており、コミュニティバスさわやか号が本年6月末に運行終了した影響と思われますが、7月からの利用者も増加傾向となっております。支出経費につきましては、約22万円の支出となっております。

2点目についてですが、見直しの実施時期につきましては、市街地循環バスの運行等による環境変化を考慮しつつ、第1回目の見直しにつきまして、年度末までに実施を予定しております。

3点目についてですが、自治体において運行が取りやめになるなどの失敗例が散見されます。これは、路線定期型交通に比較しまして、利用者1人当たりの運行経費が高い水準にあること、交通需要の大きい地域においてデマンド型交通システムを導入する場合には、自治体の費用負担が過大になることの2点が運行継続の可否に大きく影響するものと分析しております、さらにはデマンド型という予約が必要なシステムにより、利用しづらい場合があり得ることなどから、これらにつきましては、初期の事業立案時から考慮して進めてまいりました。今後におきましても、同様に負担面や利便性などを考慮しながらの改善作業を進めてまいります。

4点目についてですが、地域の公共交通を支える行政の立場といたしましては、できるだけ交通手段を確保してまいりたいと思っております。しかしながら、イベントなどの臨時的な交通需要については、持続可能な公共交通を維持していく上では、対応は困難であ

ると考えております。

5点目についてですが、市街地を中心に循環するバス路線では、試験運行を行うものであり、本事業の実施につきましては、矢巾町地域公共交通網形成計画に基づき、実際の交通需要や利用動向などを捉えるべく実施する事業でございます。

なお、地域公共交通会議及び専門分科会において協議しており、当初の事業内容について、交通需要及び要件等を想定の上、事業内容を設定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 最初に答弁いただいた内容について再質問します。

さわやか号の運行が6月に終了し、7月から利用客がふえているとあります。利用客が4カ月間で81名、支出経費が約22万円、それでも利用がふえていると言える状況でしょうか。当初予算では850万円ほどを見込んでいたわけですから、この大きな乖離をどう捉えているか再度伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

デマンドの予算につきましては、680万円ほどの予算を計上しております。これにつきましてここ数カ月間の非常に利用率が少ないのではないか、81名ということで少ないのではないかということでございますが、確かに想定よりは少ないと思っております。このことにつきましては、私どももどうなるのかわからないといったところがあったのですが、さまざまの方の意見を聞いております。できるだけ意見を聞くということに努めておりまして、約700名近い方から直接お話を聞いてまいりました。

そうした中でやっぱり一番多いのは、車があるうちは使わないということなのです。これは、恐らくさわやか号もそうであったように、車があるうちは、このデマンド型乗り合いタクシーというものが爆発的に使われていくということは、余りないのではないかなどというふうに考えております。これ矢巾町の事象だけに限らず、他の市町村の例も考えてみました。実は、密集したような同じような地域でデマンド型乗り合いタクシーが使われている例というのは、実は高齢者ではなくて、子ども連れの奥様方だったりする方が、料金が安いからちょっと乗りましたというような需要が多いと聞いています。実は、高齢者の足になつてないといったところが現実見回してみても同じようなことが言えると思いま

す。

しかしながら、私どもは原点に立ち返って、地域の公共交通のあり方を考えるというところから始めたデマンド型乗り合いタクシーでございますので、引き続き周知を徹底しながら、そして普及に努めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 当初計画は、今ご説明ありましたようで、言っていた分は理解できました。ただ、680万円、どういう試算で計上したかは別に、単純に月55万円ほどになりますが、その乖離が大きいということだけは認識して改善に取り組んでいただきたいと思います。

2つ目の質問は、循環バス運行の医大方面に行かないバスの乗車は、どういう方が利用対象とした運行ルートで設定されたでしょうか。私は、役場やさわやかハウスに用事がある方が主な利用者と想定していました。しかし、役場敷地内に停留所を設置しなかった理由はどうしてか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

私ども、このバスの起点といいますのが、矢幅駅になります。これは、地域公共交通網の結節点という形になりますので、そこを中心としたバス路線という形になります。議員おっしゃるとおり、矢巾町役場あるいはさわやかハウスに使う方の路線が設定がないのではないかというのは、おっしゃるとおりで一つの考え方だと思っておりますが、この路線をつくる段階では、まずそこの矢幅駅から200メートル、300メートルの間隔でバス停を置いておくというような形になっております。町の体育館前、こちらにバス停を設定しておりますけれども、私どもの考え方といたしましては、私の膝がちょっと最近痛いのですけれども、その足で歩いて277歩ぐらい、歩いても二百五十何歩、それくらいの実は誤差なのですけれども、そういう形での歩数、距離ですので、できればそこについては、交通需要の効率性を優先させていただいたという形になります。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、これは一つの、今21条で運行する予定ですので、今後改善点として多ければ、これも公共交通会議のほうで検討してまいりたいと思っております。設定といたしましては、そのような考え方で行いました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 答弁にもあります試行運行ということですので、その状況を見つつ、またデマンド交通型タクシーの運用における接続等も今後は考慮されるかと思うので、この質問については以上で終わりますが。次は来年春に向けたデマンド型タクシー運行改善にぜひ盛り込んでいただきたい項目をお話しします。したがって、改善項目の提案として伺いますので、検討できる項目であるかどうかも含めて答弁をお願いしたいと思います。

まずデマンド型タクシーを利用したい方の一番に要望している項目は、ドア・ツー・ドア、やっぱりタクシーという部分を捉えると、どうしても利用者側から見れば、これへの改善が強い要望であります。他市町村で実施していますので、私もドア・ツー・ドアへの対応が容易なのかなと思って3カ月前にも要望しましたが、それ以降少し勉強させていただいて、この対応が難しいことを学びました。その上で、次からの再質問にも関連がありますので、私が調べた内容をお話ししてから、今のドア・ツー・ドア等についての答弁をいただきたいと思います。

まず矢巾エリアの現在のタクシー営業を主にしている会社は4社あります。当然ご存じかと思いますが、矢巾タクシーさん、となん交通さん、ふるさと交通さん、ヒノヤタクシーさんと。この部分があるというか、エリアになっている部分と、今我々デマンド型タクシーは、矢巾タクシーさんとという話になります。それから、先ほど全国的に失敗している例は、大都市圏に近いところというより、東北では県庁所在地に近いところのエリアは、やっぱりデマンド型タクシーは芳しくない運行状況のようです。

それから、やっぱりこの運行に当たっては、当局側が再三道路運送法の21条と事業許可の第4条のみなし許可の部分をお話しします。本当にこれも先ほどのような運行状況、環境を見れば、矢巾町には導入が厳しいのかなと感じております。

それから、利用者の立場から今まで当局側に質問していましたが、先ほど言ったように、今のタクシー業界さんは、熾烈な部分の経営になっておりますので、特にこのドア・ツー・ドアに向けた4社利害関係等を考えれば、そこに対する陸運局なり、またここで取り組んでいます地域公共交通会議、このメンバーの中からも当然無理だというお話が出ているであろうと想定しております。

それから、私が見たところ、やっぱり10自治体以上検索かけて確認したりしました。結

構いいところは、静岡の富士宮市とか、岐阜の可児市とか、それから奈良の香芝市、ここは大阪に近いのです、奈良にしても。それからあと大々的に市民PRしているのは、千葉の柏市とか、こういった部分がいいのかなというような感じで私も確認しました。

それから、あと経費のお話です。経費もバスでは、平均1人当たりの利用に対する経費は790円ほど、これが平均値であります。それから、タクシーの場合は1,830円ぐらいがやっぱり経費としてかかると。それから、利用料金、利用者の立場から見れば、バスはやっぱり100円から200円の設定ですし、タクシーにおいても200円から500円がほとんどであります。距離とか、料金によって加算をする形態をとっている自治体もあります。

それから、こういうデマンド型交通の導入に当たっては、また手引書が事細かく勉強になりましたが、私今になって反省しているわけですけれども、特別委員会のときにもう少し勉強しておけばよかったなと。中部運輸局とか、北陸信越運輸局などの手引書、これが本当に参考になってよかったなと思っております。また、先ほどの利用状況ですが、登録者、利用者の3割程度しか使っていない。これは大体月1回以上使う方の割合です。使いたいとか、必要だとかという方は、やっぱり市町村全体では7割程度は使うから入れてほしいとかというのですが、実際にはこういう感じの使い方にしかなっていないというのが全国的な話であります。

それから、やっぱり一番肝心なところは、導入前に運行目的、利用対象者を明確にした計画策定が重要であると手引書にも書いていましたし、よそでも二、三年の運行状況の実態を載せていますが、やっぱりそういう形になっております。当然のごとく市民、町民に支援する制度ですので、経費、総額の事業経費があるわけですから、矢巾町の場合はコンパクトシティと言われる部分、先ほどの千八百何がしぐらいの利用であれば、月何件ぐらいの運行とか、それから登録者がどのような形とか、では東西ルートを今は分けて運行していますが、町内一本で行くとか、少し利便性を考えた運行スタイルにすべきと私は考えております。

まず、それで質問に戻りますが、まず一番要望の多いドア・ツー・ドアへの改善について当局は、今どのような状況で考えているのか。10月以降は、何かお話を聞くところによると、専門部会による検討会も行うようなお話でありますが、その辺をお知らせ願います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　非常に現状を分析したご提言ありがとうございます。

まず、私どものほうでもこのデマンド型の乗り合いタクシーについては、非常に研究をさせていただきました。実は、これ簡単な資料なわけですけれども、まとめただけでもこれだけの事例がございます。274でございまして、こうした中というのは、その土地、その地域に応じた公共交通としてデマンド型乗り合いタクシーを運行しています。ですので、議員おっしゃいましたようにドア・ツー・ドアという形は、非常にやはり好ましいことだと思います。できれば、私たちもそのドア・ツー・ドアというのは、議会からもご提言をいただいているので、ぜひ実現したいと思っているところではございますが、まずこのデマンド型乗り合いタクシーというものがどういうものかというと、基本は、定時定列線型という、時刻表が決まっていて、そしてバス停があるという運行です。ここは、この地域公共交通網形成計画をもって特例的に区域運行というものを実現しています。この区域運行というのも、実はある地域からある地域というのがデマンド型乗り合いタクシーの原則でございまして、全てというのは無理なのです。なので、矢巾町は、東北本線を境に西と東で分けていて、区域運行をしているという形になります。

まず、その中で、そうした運行の中でタクシーの、先ほど議員さんがおっしゃいましたけれども、確かに矢巾町で主に運行しているのは4社ぐらいだと思います。実はここは岩手県A地区というところでございまして、私も調べさせていただきましたら、実は32社ございます。こうした中で、この事業者の方々がドア・ツー・ドアをやってもいいよ、矢巾タクシーさんがやってもいいよということを合意していただけなければ、これは実現できません。なぜならば、まず何点かあると思うのですけれども、私ども500円をデマンド型乗り合いタクシーの料金としています。ここの中の初乗りの料金は520円です。もし全てがオーケーと言ったら、矢巾タクシー以外を使う選択というものがあるでしょうか。恐らくみんな矢巾タクシーのデマンド型を使います。そうすると、他の事業者には乗らないということは、他の事業者の営業を妨害するということになります。なので、この地区の方々のタクシー事業者が全てオーケー、いいよと言わなければ、実はこのドア・ツー・ドアというのは実現できない。それが今まで当局が対応したいけれども、し切れなかつたというところの一番の要因でございます。

しかしながら、他の地域を見ますと、合意しているところもあるのです。それは、複数の会社で1つの会社をつくるとか、そういう工夫をしているところもありますが、なかなか非常に難しい状況があると思います。

その難しい理由のもう一つというのが、岩手県A地区にはタクシーの台数の総量規制が

あります。530台程度。例えば仮に矢巾タクシーが10台タクシーを持っていたとして、それに2台デマンドに振り分けましたというと、この2台は、ほかの事業者さんがとっていくということになります。これを矢巾タクシーが許すかどうか。これが全ての現象で起きるのです。そういうことがあるので、非常に難しいということに今なっています。

しかしながら、今後も地域公共交通網形成計画を発展させていく上で分科会などで今要望ありましたようなことは事業者に呼びかけをして、できるだけ実現したいなとは思うのですが、気持ちと裏腹に現状はそうだということを認識していただければなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 説明の内容については理解しましたが、今課長が最後に言っていたように、利用する側から見れば、強いという要望がありますので、その辺は難しさの中からでも光明が見えるような形の対応をお願いしたいと考えます。

今の答弁の中にも若干触れていましたが、次の質問は、東西に区分して運行ルートの見直し、先ほど私が言った町内一本とする部分とか、それから料金設定の見直しをお願いしたいという要望がありますと。その理由としては、御存じかと思いますが、まず東エリアの方が西エリアの部分に行きたいときは、予約電話の2回以上の予約をとらなければならない煩雑さとか、まず乗りかえが必ず出る部分、今の使い方によっては。それから、同伴者がいれば500円、子どもと乗れば800円、これがやっぱり当然ですけれども、使う側から見れば高いという部分であります。

それから、もう一つは、このエリア見直しの中に、これも難しいと思いますが、近隣生活圏への利用。例えば若いときは車で病院に通っていたのだが、今極端な話、80になって車を運転するのもおっくうになったと。安全を考えれば、近くの病院に継続して行きたいと。何回も言いますが、例としては土橋の方が古館ニュータウンの病院に通うと。矢巾町の方は、今六、七年前からこのように病院がふえましたが、その人たちはもう10年も15年も前からそういうところに通っているのです。それを新しく町内しか利用できないというようなところをやっぱり何とか要望に対して改善できないかというご質問であります。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、いずれこれからは人生100年時代、まさに今問題になっているのは、高齢者の免許証の返納、それから認知症問題も2025年間

題も抱えておる。そういう中で今の答弁では、なかなか難しいということですが、いずれこれに風穴をあけていくのが私たちの仕事なわけでございます。そこで、ドア・ツー・ドアとかできない、できないでは、解決しないのです。

そこで、今後これは今の現状はそういうあれなのですが、この現状を打破していくためにどういう取り組みをしていかなければならないかと。これは、私ども矢巾町だけでは対応のできる問題ではないので、そういうことで利用者本位で交通弱者なり、交通格差の解消をこれから、もうそういった時代の要請なのです。それにいかにして取り組んでいくかと。だから、今の現状は現状で、この現状を踏まえつつ、今後に向けてそういうことにやっぱりしっかりと取り組んでいかなければならないということで、そのところはひとつご理解いただきたいということと。

それから、今私は、もう地域の自治公民館を中心としたエン（縁）ジョイ構想、これは何もお年寄りさんだけではなく、これからやっぱり考えていくのは、互いに支え合っていく地域コミュニティの充実ということも、これからそういうあれを構築していかなければならないと。だから、もうできるのであれば、そういう交通弱者、交通格差を解消するために私らが考えられる政策を総動員して、いろんな取り組みを考えていきたいと。

その中で、まず私どもは国土交通省に、これは県の町村会なりを通して働きかけをしていきたいということで、ただ今吉岡課長答弁しているのは、今の現状認識をどうしてもご理解していただきたいということでお願いしているのですが、さらに私どもは前向きに捉えて考えていきたいと思います。

何もデマンド型タクシーであろうが、いわゆる循環型のバスであろうが、利用者本意で考えていかなければならないわけです。だから、そのためにこれからも改善、しっかりとした目標を立てて取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の町長の答弁は、前向きに改善に取り組むようなお話を私は受け取りまして、大変力強く思っております。ただ、ここから質問は、では先ほど言いましたように、改善要望の事項という課題で手短に答えていただきたいという部分でご質問させていただきます。

まず一つは、利用時の専用電話の番号、それから利用車両のデマンド型タクシーというステッカー、これはやっぱりネーミングを設定した形のステッカーとか、その辺も考えて

もらいたいと。こんな事例がありました。南昌の方が、矢巾タクシーさんを呼んで、自分はデマンド型タクシーだと思って依頼をかけたのだが、普通料金を取られましたという部分で、500円のところが二千六、七百円ぐらい払ったとかというようなお話をしました。そういう意味とか、今回の懇談会でもこの専用電話のお話も出ていましたので、これについて改善項目に入れてほしいという部分がありますが、伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

専用電話につきましては、私どももヒアリングをしていく中で、ぜひ必要だという声をたくさんいただきしておりますので、導入に向けて検討してまいりたいと思います。また、あわせてステッカーについても同様の声をいただきしておりますので、これも前向きに検討させていただきたいと思います。

あと先ほど近隣生活圏のお話がございましたが、この地域公共交通網形成計画、今盛岡市でもつくっておりまして、この間パブコメが終わりました。紫波町さんも今度つくるということで計画策定が始まっております。これらがお互いの公共交通網の圏域を認識しながらやるとなると、今度広域での動き方というのが可能になってきます。そういう中で今後近隣と共に、そして協力しながら足の確保に努めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　引き続き要望項目であります。まず、要望項目というか、改善項目、お願いします。停留所の改善であります。まず、場所や待ち時間への配慮を考えれば、やっぱり停留所はそれなりに、特に高齢者の場合は、3分と言わず、やっぱり立たせておくのは、立っているのはきついというお話をとかあります。それから、今現状で一番困っているのは、南昌台団地であります。ここは、2カ所の停留所設定でありますが、それよりも上の人たちは、そこからも歩くのが大変だと。今の現状は、南昌病院に通院して、そこまで歩けない、特に登りが歩けないから、南昌病院からタクシーを呼ぶのです。それで、矢幅駅に待機している車が南昌台団地まで行くと。当然私も利用していますから、料金わかっていますが、大体2,400円から2,600円かかるのです、病院まで。ところが、運転手さんは、当然南昌病院から南昌台団地までの800円程度しかもらえない。やっぱりこれでは大

変だと思うのです。特に、そういう足がなくてと言っている人ですから。

それから、あと停留所については、今回一覧表を見て、見苦しいくらい書いていますが、大体利用する方は、自宅から公共の場所、病院等の場所というのが通常だと思うので、何も町内全部載せる必要もないのではないかと。逆に、私は隣り合わせの自治会3行政区ぐらいのエリアごとに見やすく配布して、その設定するときは、行政区の要望を聞き入れた形の停留所にしてほしいと、これについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　貴重なご提言、ありがとうございます。

まず、地域の情報ということで南昌台の例を挙げてご指摘いただきました。私もまさしくそのように感じておりますし、ぜひ、そのように感じております。先日廣田清実議員のほうからも個別で地域ごとの乗降所をあらわす図をつくって配布したら、もっと使われるのではないかというお話もいただいておりますし、今赤丸議員さんからご指摘いただいたのも全く同様のことだと思っています。地域の方々が使いやすいようにということで乗降所の設定をしてまいりますし、あと地域の方々に話し合って乗降所を決めてもらいたいということも今後進めてまいりたいと思っていますので、そのような形で地域の利便性というものを極力高めていこうと思っています。

あと停留所の件でございますけれども、何か椅子があったほうがいいのではないかというような形のことだと思います。ここにつきましては、警察などと協議しながら、私どもも利用実態というのは把握しているつもりなので、できるだけその声に沿えるように検討して進めてまいりたいと思います。

以上、すべて検討項目とさせていただきたいと思います。ご提言ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　まず現在の運行は、平日のみであります。イベント開催時に臨時に手配するのが困難な答弁がありました。しかし、交通手段のない方への交通確保という部分については、やっぱりタクシーチケットを助成するとか、そういう考えがあってもいいのではないかと。

また、イベントに参加することによって、健康の基本は屋内から屋外へ出てストレス解消、気分転換、当然屋内から屋外ということであれば、100歩、200歩歩きます。これが健康の基本。ですから、その先には、健康寿命を延ばす効果が当然期待できます。そういう

た部分を踏まえれば、平日にこだわることもなく、健康の一助として、そういう取り組みの改善をお願いしたいのですが、それに対する答弁を簡潔にお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　すみません、私話が長くて大変申しわけございません。まず休日のイベントの開催という形になります。どうしても私ども公共交通というと有償で考えてしまいしますので、その点からいようと、このイベントの突発的なものも21条許可の運行許可が必要になります。そういう意味でも地域公共交通ということでもかなうというよりは、町が主催するイベントとして、イベントのあり方として足を考えていく必要があるのかなと思っておりますので、ご提言いただきましたとおり、公共交通として21条の許可をとるということは私どもは考えておりませんけれども、ご指摘のとおり出て歩いてといったところを促すといった意味では、非常に大切なことだなと思いますので、イベントを実施する担当課とも協議しながら、そういう足の確保については、検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　この項目の最後の質問にしたいと思っています。まず、まだ始まって半年でありますので、改善がいっぱいあるかと思います。春先に向けて、今の項目、改善できるところから、また特に利用者側に立った部分という形の高齢者という部分、免許のない人の部分を対象にしたヒアリング等を実施した形の中で改善をお願いしたいと思っています。

しかし、これを二、三年越しても乗らない、使わない、使いづらいという話であれば、私は何もデマンド型交通、法を破ってまでやる必要もないと考えます。ですから、そういうときは、福祉タクシーのような形で町の支援、また町の取り組みの盛り上げ、イベントの盛り上げ等の活用の中で事業経費の中で支援する形に切り替えるのも、二、三年後ですよ、一つの考え方かなと思っておりますが、将来のことなので質問として聞きたいですが、所感でいいですので、何かありましたら、この項目の最後にします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず、今スタートしたばかりで、またすぐやめるということとか、検討し直すというこ

とではなく、まず向かったわけでございますので、先ほども答弁させていただいたのですが、利用者本位の形で、立場で進めてまいりたい。

それから、休日運行のお話も、これはまず平日運行を成功させて、そこの中から選択肢の中で考えていきたい。例えば今度の土曜日なんかは、不動地区の敬老会があるので、そういうものにも町としてはバスを、送迎のバスを出させていただいているわけです。だから、今後そういういろいろな組み合わせをしながら、先ほどから申し上げているとおり、利用者本位の、利用者の立場に立った対応をさせていただきたいということで、どうか赤丸秀雄議員さん、もう短腹を起こさないで、まず向かっているわけでございますので、まず進めさせていただきたいと。そして、改善できることがあったら改善をしてやりたいということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問をさせていただきます。子どもを育む教育課題について伺います。

現代社会において、少子高齢化、核家族化またIT技術等のめざましい革新の普及による会話の減少など、教育環境としては好ましくないといったほうがいいのか、深刻な状況であります。町では、近い将来を見据えて子どもを育む取り組みをどのように考えるのか、以下について伺います。

1、教育行政方針で述べられた矢巾型コミュニティ・スクール構想の取り組み状況はどうになっているか伺います。

2、4月に行われた全国学力学習状況調査が8月に公表されましたが、当町の学力は県内や全国と比較してどのような状況であったか伺います。

3、夏休みなど、長期休み明けは、不登校が多くなる傾向であると言われますが、当町の現状と対応状況を伺います。

4、今度小学校にプログラミング教育や英語教育が導入されますが、準備状況、ハード、ソフト両面の準備状況について伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長（和田 修君） 子どもを育む教育課題についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現時点で考えている枠組みとしては、各校ごとのコミュニティ・スクールだけではなく、町内の小中学校全体を一つのコミュニティ・スクールとしてまとめ、全部の学校が同じ方向を向いて学校経営を進められるようにすることを目標にしたいと考えております。

また、コミュニティ・スクールの導入に向けて、まずは各学校の教職員に対してコミュニティ・スクールがどのような制度かなどについての説明を行っており、次に保護者や各団体の代表の方々に対しての説明を行ってまいります。今後詳細な制度内容を10月までに決定し、議員の皆様を初め町民の皆様にもご説明をしてまいります。

2点目についてですが、小学校の6年生の平均正答率は、国語が67%で全国平均を3ポイント上回り、県平均と同じ。算数が66%で全国平均を1ポイント下回り、県平均と同じであります。また、中学3年生の平均正答率は、国語が74%で全国平均を1ポイント下回り、県平均と同じ。数学が55%で全国平均を5ポイント、県平均を1ポイント下回り、英語が49%で全国平均を7ポイント、県平均を3ポイント下回る結果となりました。

昨年度と比較して、小学生及び中学生とも、前年度より伸びているという点では、いい結果となりましたが、数学については、依然として全国平均との差が大きく、活用に関する問題の解答に課題があり、また今年度から始まった英語も差が大きいことから、原因の分析を今現在早急に進めております。

3点目についてですが、過去3年間の状況を長期休み前後で比較すると、平成28年度が6名減少、平成29年度が2名増加、平成30年度が3名増加となっており、年度によってばらつきはあるものの、全体的には大きく変化してはいないと捉えております。これは、各校で作成している児童・生徒の小学校から中学校までの9年間を一貫して記録する資料を活用して、細やかな指導を行っていることに加え、生徒向けのSOSの出し方教室や教員向けの心の授業研修会を実施することにより、未然防止につながっていると考えております。また、教員による家庭訪問やスクールカウンセラーによる面接、さらには教育研究所で実施しているこころの窓への入級や通級の勧めなど、さまざまな方法を継続させてまいります。

4点目についてですが、ハード面といたしましては、全小学校において授業用のパソコン、タブレット端末及び主に英語の授業で使用するための電子黒板を導入しております。

ソフト面といたしましては、来年度に向けて教員の授業力を向上させる必要があり、プログラミング教育では算数、理科や社会などのさまざまな教科において、プログラミング的思考を教えていく必要がありますので、県教育委員会において実施する研修の受講を促進するほか、町独自の研修も実施してまいります。

また、英語教育では、今年度から英語専科の教員を配置することができ、町で配置している外国語支援員及び外国語指導助手と合わせて3人体制となりましたので、来年度からの本実施においても学級担任の負担を軽減しつつ、専門的な授業を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず各小中学校は、特色ある学校方針で子どもを育んでいる状況を以前の一般質問でお聞きしていましたが、今回は、全部の学校が同じ方向を向いて学校経営を進められるようにすることを目標にしたいと考えると述べられております。私は、各学校が特色ある教育方針でよいのではないかと思っていました。先日も8月下旬に不動っ子の集いで伝統芸能継承のすばらしい発表がありましたし、また煙山小では、吹奏楽演奏が4年連続東北大会出場ということで今月14日、青森で東北大会があるわけですが、そういう突出した教育とか、東小の科学授業の指定校とか、徳田小の税務知識学習や縦割り班行動などなど、小学校だけでも特色あるものがあって、また中学校は中学校なりに競い合っていいところもあると思っておりますので、このような形でよいと思っていましたが、再度教育長に伺います。

矢巾型コミュニティ・スクール構想とは、ちょっと私にもわかるように、すみませんが、できるだけ簡潔に言えば、どういうことでしょうかという部分を、私もある程度は調べてますが、矢巾型がついたことによってどう違うのかちょっとお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず紙面の関係で、この答弁書ではなかなかそれを全体に言うことはできませんでしたので、私が考へている矢巾型コミュニティ・スクールというのは、昔のいわゆる学校のスタイルです。どの学校の子どもたちも、どの地区の子ども、大人の方々も、その子どもたちに声をかけて注意できる、そういう環境をつくろうということです。たった6校しかないのです。矢巾の子どもたち、その子どもたちに、学区が違うから、小学生だから、中学

生だからということで何もできないというのではなくて、みんなで育てていきましょうということを考えています。そして、各校の特徴は残します。これは、当然です。

それで、何をしようと言っているかというと、例えば授業の形態を小学校、中学校、発達段階はあるかもしれないけれども、一緒にしませんかということです。例えば授業の初めに、今日の学習の目標はこれだよということ、そして最後にきょう勉強したことはこれだったねと、最初と最後は、これは決めましょうと。そうすると、小学校1年生から6年生まで同じようにやっていくと。これは中学校に行っても同じだと。そうすると、小学校と中学校の連携がとれますというふうなこと。あとは授業の最初と最後の挨拶はしっかりとやりましょう。朝の挨拶をしっかりとやりましょう、地域の人には挨拶をしましょう、それを徹底すると、これを全部の学校で取り組みましょうと。ですから、表面的な部分だけでもそういうふうにすることによって、中身は特徴のあるそれぞれの学校で充実させてもらうと。それを地域みんなで支えていこうというのが私の矢巾型コミュニティ・スクールです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ゼひそのような形にしていただきたいし、私も教育振興推進役という形の中で各小学校を回る部分がありまして、ちょくちょく教育長さんとも顔を合わせていますが、そういった意味で、答弁書とちょっとニュアンスが違ったので、再確認させていただきました。ゼひこの推進よろしくお願ひしたいと考えます。

先ほど学習調査結果がお話しされました。中身についていろいろ質問すると、差し支えがあるかと思いますので、一言だけお願ひします。小学校4校あります。中学校2校あります。その学校間格差はあったか、なかったかだけの回答をお願いしたいし、それから今分析しながらという部分でありますが、今の教師の方は本当に忙しいという形で大変だと思いますが、そこはやっぱり担任教師が中心となって分析されるのでしょうか。その2点お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えさせていただきます。

まず学校間格差はあったかと。これは若干ございます。これは、そのとおりでござります。ただ、それよりも学年格差がございます。その学年によってさまざまです。ですから、

今回のこの調査の子どもたちの経年変化を見ていかなければいけません。この子どもたちがどのくらい伸びてきているか。確かにことし成績が悪いけれども、この子たちは、前年の年より、その前の年よりも伸びてきているよと。逆に成績はこの子たちはいいけれども、この子たちはもっと昔はよかったですよということが出てきます。それを私たちは注目しています。そういうことでの、いわゆる検討とかについては、私たち教育委員会のほうで指導主事を中心にやっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 関連の質問をさせていただきます。

先日新聞のほうに矢巾中学校の伝統応援歌復活の記事が載っていました。その中に、年3回の学級平均点を競う学習クラスマッチを実施という記事が載っています。まずこの内容と目的、趣旨などについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えいたします。

矢巾中学校で行っている学習クラスマッチでございますけれども、これは全学年で全学級で参加してやっているのですけれども、まず事前に問題を提示すると。たしかこれは事前に70問提示して、その中から50問を出題するということになっております。年3回なのですけれども、例えば漢字ですとか、英単語とかというものを問題としています。これは、まず事前に問題を出すというところなのですけれども、通常のテストみたいに競うということよりは、どんな子でも努力すれば、問題を解いていけるということで自己肯定感といいますか、そういうものを高めるのを趣旨にやっているテストでございます。

なお、これは矢巾北中も、名前は違うのですが、寺子屋テストというのですけれども、同じようなものを実施しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） こういう形の学習方法というのですか、いい取り組みと思います。生徒さんの意見を聞いていないので、何とも言えないのですが、これをやることによって学習に取り組む姿勢を確認するというのですか、取り組む姿勢を図る上では、大変よろし

いかと思いますが、これをやることによって、その生徒間の不都合が出ているとか、そういう調査を行った上で実施をしているとか、何かこれらについてのご意見、聞いておりませんでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えいたします。

これは、学校の教諭のほうに確認をしたのですけれども、子どもたち、やっぱりみんなで回答、正答率を上げるといいますか、みんなで頑張って点数を取ろうということで、むしろ共同感といいますか、みんなでまずクラスごとに頑張ろうという気持ちが高まっているところを学校からは確認しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 補足させていただきます。私も2年間矢巾中学校の校長として、これに関係したことでございますので、その様子についてお話しさせていただきます。

クラスの中で友達同士教え合うという、そういうふうないい雰囲気になりますし、それから朝、放課後、会議室を使って、先生方が、この子については、もう少しちゃんとやったほうがいいなという子どもを呼んで、本人の了解を得て、何人かを集めて、そこで学習をすると。しっかりと教えると。答えを教えるのではなくて、やり方を教えるというふうな補助的なこともしておりました。そういう意味で国語の漢字と英語と、それから計算ということになりますけれども、そういった基本的なところをとにかく頑張らせようと、頑張ればできるということを子どもに教えていきたいということで頑張っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今のお話の中では、共同感が生まれるとか、教え合う部分、それから本人希望であれば、補助授業による部分の補完しているということであれば、本当にいい取り組みだと思っております。ぜひ寺子屋テストとあわせて定着化を図っていただきたいなと思っています。

次に、ちょっと夏休みの関係の質問をさせてください。学校の先生等の働き方改革の中で夏休み、冬休みについて学校閉鎖やっているかと思います。少しは期間が長くなったのでしょうか。それによって先生方の有給休暇の取得率が上がっているのでしょうか。まず

ここを聞いてから引き続き質問をします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えいたします。

今年度につきましては、お盆のときに4日間、昨年度は3日間だったのですけれども、ちょうど土日を含めた連休の狭間が4日間ございましたので、今回は4日ということにしました。やはりその期間に合わせて夏期休暇ですとか、あるいは年次休暇も含めて休暇を消化しておりますので、取得率としては、今年度向上したものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 質問の中にもありますが、長期休み明けに自殺が全国的に取り沙汰されております。1日も新聞に載っておりましたが、江戸川区と品川区で1人ずつ亡くなっているとか、それから今までのデータを見れば、2013年以前42年間は9月1日の自殺が多いと、一番多い日がそこだと。それから、2018年においては、未成年者ということですから、学生ばかりという話にはならないのですが、599人、600人です、若い、尊い部分がみずから命を絶っているというような部分があります。また、特に自殺もさることながら、引きこもりが全国的な大きな問題となっています。その大きな理由の1つに、学生時の不登校や社会人になってからの人とのコミュニケーションがうまくいかない場合など、いろいろな理由が取り沙汰されておりますが、少なくとも義務教育ではそのようなことがないような対応をぜひお願いしたいのですが、そのことへの所感を教育長からお聞きしたいと考えます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず各小中学校のほうでの、いわゆる不登校傾向の子どもたち、完全に1学期学校に来なかつた生徒は中学生1人だけです。それ以外は、例えば学校に来て先生と会って、そしてそこで課題をもらって家に帰るとか、給食の時間までいるとか、あるいはこの時間ちょっとおくれてきて1時間いるとか、そういう形で必ず学校に来ている子どもたちでございます。あとは、先ほど申し上げたこころの窓という通級の教室があります。不登校傾向の子どもたちのための施設がございます。そちらのほうに来ている子どももおります。

先ほど申し上げた完全な引きこもりの状態に今なっている生徒に対しても、学校のほう

で家庭訪問をしたりとか、親御さんとの連絡をとったりとか、必ずそういうふうなことをしております。特に、この夏休み中に2学期に向けて、そういう子どもたちに対して家庭訪問をしたり、電話連絡をしたりというふうな形で2学期につながるような形をとっています。

いずれそういうつながりを一つ一つ積み上げていくことによって将来引きこもらずに社会にいつか出てきてくれることを、参加してくれることを願いながら教職員は指導しているところでございます。そういうことを教育委員会もバックアップしてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） この項目の最後にしたいと思っております。児童・生徒については、不登校の部分については、そのような形と認識しました。今ショッキングな話の中に、小学校教員の不人気という部分が取り沙汰されております。特に8月末の新聞にあがったところによれば、今小学校の先生になりたいという方は、受験倍率からすれば3倍を切っていると。ひところは小学校の教員というのは、8倍、10倍が普通でありましたという部分。その一つの原因に、まずいじめ問題から担任がいろいろ面倒を見なければならない部分。それから、先ほどお話しした英語教育、それからプログラミング教育等々あって、自分が直接担当する部分は減っていると思いますが、そういった部分のところがあるのですが、県でもその辺は今検討されているという話も耳にしていますので、深くはお聞きしませんが、教育長の所感として、町内の小学校の先生方には、不登校的な方はいないと思いますが、この忙しさに輪をかけたようなこの部分、それから先ほどハード、ソフト面で聞きましたが、1人、2人は、その補助者をふやすと。英語教育なら英語指導員と言いますが、それ程度で本当に抜本的になるのか。自分だったらどうしたいのか、自分の私的な意向でかまいませんので、所見を伺って最後の質問とします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

以前議会の中でお話をさせていただいたことがあります、諸外国と比べて日本の教員の忙しさ、多忙というのは突出しております。日本の先生方は何でもしなければいけません。勉強を教える、スクールカウンセリングもする、給食の指導もする、掃除の指導もす

る、そして部活動の指導もする、保護者対応もする、生徒指導もする、もう何でもかんでもしなければいけません。諸外国は、分担制です。でも、そういった中で子どもたちを育てているということは、これは日本の教員の誇りでもあります。ただ、忙しさということで、そういうことで不人気になってきていることは確かです。でも、魅力ある職場ということで私たちちは発信をしていかなければいけないですし、その条件というか、環境を整えていかなければいけない。

その中の一つが私は英語教育だと思っています。本町でやっているこの英語専科、これは事務所のほうから、県からいただいたものです。でも、英語指導員というのは町独自のものです。できるだけ小学校の先生が、担任の先生方に負担をかけないで英語を勉強していきましょうと。他地区に行ったときには、それは困るかもしれない。だから、要望しています。全県で、全国で英語専科、小学校は英語専科というふうに、その専門をちゃんと配置してくださいと。今から50過ぎた教員が英語の勉強って大変です。そのストレスは大変です。それはやめましょうということを呼び続けております。これからもそういうふうにプラスだけではなくて、引いていくことも大事なことなので、それを県のほう、国のほうに要望してまいりたいと、そう思っています。そういう考え方で教育に当たっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、町人口3万人構想実現の課題、私は特に宅地と思っておりますが、それについて伺います。

町の人口3万人構想に向けた大きな課題の一つに、矢巾町に住居を構えたいが、空いている土地は高額でサラリーマンには購入できない。また、土地規制が厳しく、土地購入が難しいという状況であります。このことを踏まえて以下を伺います。

1、市街化区域編入のスケジュールはどうなっているのか。また、編入後の開発計画について伺います。

2、都市計画マスタープラン策定後、町民等から求められて説明会開催を何カ所で行ったか。また、参加者からは、どのような意見が出されているか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町人口3万人構想実現の課題についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、盛岡市、滝沢市及び本町が構成員となる盛岡広域都市計画における区域区分の第8回定期見直しについては、当初今年度末に市街化区域編入に係る都市計画の決定の変更手続を予定しておりましたが、現在岩手県による東北農政局の協議に時間を要している状況であります。したがって、現段階では、具体的なスケジュールをお示しできる状況に至ってはおりませんが、協議が順調に進められるよう引き続き対応してまいります。

また、編入後の開発計画については、区域区分見直し予定の3地区とともに、民間による宅地開発が予定されているところであります。

2点目についてですが、都市計画マスタープラン策定後、煙山行政区へ出前講座において1カ所行っております。その際の意見等は、特にございませんでした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　まず、答弁書の中で1点確認しておきたいと思います。煙山行政区において出前講座実施したということでありましたが、意見等が出ないということは、この講習会は1時間以内、それも四、五十分で終わったようなイメージだったのでしょうか、まずそこを確認させてください。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

時間的には、大体その程度になりますけれども、これにつきましては、矢巾町の都市計画マスタープランの改定後ということで新たに情報を提供できるもの、そういったものを中心のご説明をさせていただいたという形ですので、そのような時間設定になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　今の件についてはわかりました。

ただ、煙山小学校あたりであれば、山崎議員さんもおりますが、それよりちょっと東に

行ったところとか、私の行政区のところからもせっかくいい、町民から見れば色分けされて見やすい図面付の都市計画マスタープランができる、それを町ではどのように活用しながら、この土地がない、ないと言われる宅地化に向けてという部分を私に質問されるのですが、私も余り詳しくないものですから、自己的にはこういう状況です、詳細については役場に聞いていただけないかみたいな話の問い合わせがやっぱりあります。そういうところで、今回もう少し突っ込んだ話ができればなと思って、今矢巾町の人口の動態と出生数、それから転入者、転入者でも18歳以下とか、15歳以下とか、それから新築住宅の数とか、ここを過去5年間さかのぼって調べております。紫波町の部分は、アパートの部分もありますが、人口とか、出生数とか、転入数とか、その辺はきちんとしたデータであります、私がこちらにお世話になる5年前は、紫波町とは6,800名ぐらいの人口の差がありましたし、現在では5,700ですから、1,100くらい縮まったのかなと。先ほど出生率については、矢巾町低くて1.25と言っていますが、出生数を考えれば、矢巾町は200人を超えた形で、たまたま去年は少なかったと言いつつ199人、紫波町にいたっては、人口が多いのですが、出生数については、矢巾町より平均で年10人よりは少ないというような状況です。転入者については、矢巾町がずっと多いと。

何を言いたかったかといいますと、私仕事柄紫波町にも随分入っていました。現役時代はもう随分家が建つなという印象があって、私5年前にこちらにお世話になってから、その部分も質問しました。だけれども、なかなか家が建てられないと。当時は、私さっぱり法律もわからないから、3万人構想であれば、住宅宅地区画で2,000区画は最低必要ですね、どうするのですか。医大も4年後には来るしというような質問をしたこともありました。そういう中で再度確認しておきたいのですが、答弁にありましたように、今東北農政局との状況で何もお知らせできる状況ではないということを踏まえつつ、ぜひ宅地を矢巾町にという方がまだまだ盛岡市等にはおりますし、矢巾に親族がいて、そういうところがないかと私に聞いてくる方もいますので、その辺の取り組みをぜひ進めていただきたいと。情報としては、全員協議会等では私も受けていますが、それ以降何かお話できることがあれば、聞いて最後の質問とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　私のほうから答弁させていただきます。

町長答弁の内容のとおりでございますが、東北農政局に対して我々も直接コンタクトをとって、局長レベルのところに、余りあからさまなリクエストはできないのですけれども、

少なくともコミュニケーションはとて、矢巾町の考え方についてのご理解は多少なりとも進められているのかなという状況でございます。

あとは、やはり開発業者のほうは、いろいろ準備は進めておるような状況でございますが、なかなかやはりゴーサインが出ないというような状況で待っておるところでございます。

いずれ農政局のほうの協議が調ってまいりますと、以降は都市計画の手続が残るのみということで、それがおおむね1年間かかるようですが、そういったゴーサインが出れば、大体1年ぐらいで実現するというふうなことが大体見えますので、そういう明るいニュースとしてアナウンスできるようになる日を私自身も我々自身も皆期待して頑張ろうとしております。よろしくお願ひします。

もう一点、市街化調整区域での地区計画による開発許可をとれるようにするというふうな事業について、今準備を進めておるところでございます。私のほうでは企業誘致の観点でそういった準備を進めているところでございますが、住宅系につきましても、今後地域からの申し出による都市計画の制度というふうな部分もある程度可能になってきていますので、そういった部分も今後は進めていけるようになってくるものというふうに期待できますので、そちらのほうも頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を2時30分といたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○ 5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

1問目の質問であります。自然と共に存するための取り組みについてであります。本町では、今後医大移転に伴う交流人口の増加などにより、いやしとして身近に自然を楽しむ場所を求める人が増加することが予想されます。そこで以下お伺いをいたします。

1点目、人が踏み込むことによって今の自然が損なわれる事があつてはならないと考えております。現在西部地区には、ヒメボタルや貴重な原生植物等の生息地がありますが、こうした繊細な動植物を末永く残すためには、自然のままを維持する工夫と対策が必要であると考えますが、どうでしょうか。

2点目、真夏に美しい花を咲かせます矢巾町の花、ヤマユリは、かつて町内に多く自生しておりましたが、現在は環境の変化などにより激減している状況であります。増殖や保護等を計画してはどうか伺います。

3点目、花いっぱい運動の県道不動盛岡線の植栽は、町内外からの評価がとても高いと思っております。現在の植栽は、約1.5キロほどであります。未活用の花壇も残っております。未活用花壇の活用をどう考えているのか。

以上、3点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の自然と共に存するための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、西部地域は、自然が多く、生育環境の違いから、それぞれ特色があり、自然のまま残すべき価値があるものと認識しております。西部地域においては、登山や散策等、自然を楽しむことのできる一方、観光の側面を重視し過ぎると生育環境を損なうことが危惧されますので、周辺の自然環境に詳しい方々などから意見をお伺いしながら環境保全のための対策に取り組んでまいります。

2点目についてですが、ヤマユリは町の花であり、各地で環境の変化により生育地域が減少していることから、増殖や保護が必要と考えております。これまでヤマユリの生態や栽培知識にたけた地域住民の協力のもと、町内で自生しているヤマユリの生育箇所の確認を行い、煙山ダム周辺及び森山パストラルパーク等に多数自生をしていることを確認しております。

今後は、ヤマユリが自生する環境の保全に地域の皆さんとともに取り組むほか、ヤマユ

リの栽培育成の知識がある方々からご指導をいただきながら、この種を採取し、増殖を行ってまいります。

3点目についてですが、夏の花いっぱい運動におきましては、自治会、中学生等多くの町民の方にボランティアとしてご参加をいただき、矢巾町民憲章に基づく事業として町が実施しております。県道不動盛岡線の植栽に関しては、希望郷いわて国体が実施された平成28年度から事業開始し、町内外からも高く評価をいただいております。花壇の整備に関しては、町内業者に整備を委託し、植栽に関しては、町民ボランティアにご協力を依頼し、また植栽完了後は、矢巾町シルバー人材センターに花壇の草取り及び水やり等の花壇管理を委託しております。

一方で町民ボランティアに関しては、参加いただく方々の固定化も進み、協力者の募集にも時間がかかり、協力依頼団体からも参加者集めに苦慮しているとの申し出もあり、現状これ以上の参加者の増を見込むことは、やや難しい状況とはなっておりますが、矢巾町を訪れる方々を歓迎し、また花と緑にあふれる潤い豊かな矢巾町を実現するためにも町民の方々から引き続きご協力を賜りながら未活用花壇の解消に向けて順次距離を延伸できるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 1問目の質問に当たりまして、自然保護のためにこれから質問する内容につきまして、場所の特定をわざとしない部分もありますので、ご了承をお願いしたいと思います。

まず初めに、西部地区の自然保護についてであります。自然を守るための自然公園法があります。優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の促進を図ること、そして国民の保健、休養等に資する。そして、生物の多様性の確保に寄与することを目的に定められた法律がございます。皆さんも御存じのとおり、自然公園には国が定めます国立公園、国定公園、そして都道府県が定めております自然公園が全国に314カ所あります。そして、岩手県には7カ所ございます。これは、御存じだと思いますが、花巻温泉郷だとか、室根高原だとかございますが、それでこれは県立自然公園でありますので条例があります、規定があります。

そこで1問目の質問でありますが、南昌山は、南昌山自然公園となっております。2016年

いわて国体の矢巾町のホームページには、町立自然公園、南昌山一帯を家族などで気軽に散策しながら森林浴を楽しめるすばらしい自然環境でありますとあります。町立南昌山自然公園の名称は、先ほどの岩手県立自然公園の7カ所には入っておりませんが、南昌山自然公園の名称は、どのような経過でいつごろから使用されておりますでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをさせていただきます。

議員がお話ししました自然公園法につきましては、昭和30年6月に制定されておりまして、ご説明のとおりの趣旨で、目的で制定されております。県のほうでもそれを受け、昭和33年12月にその条例を定め、その7カ所の自然公園ということで設定されているようございます。それを受けまして、矢巾町におきましても、その目的に沿って昭和42年7月に町立自然公園条例を制定しまして、南昌山あるいは城内山を中心として町立自然公園として定めてきたところでございます。

この区域には、ご承知のとおり幣懸の滝あるいは稻荷街道、一里塚等の残しておきたい自然の環境がございますので、今後ひまわりパークとあわせまして自然も大切にしながらこういった公園の趣旨に基づきまして、町の振興に努めてまいりたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 先ほどの自然、都道府県立自然公園の場合は規定等があります。

植物の採取、それから動物などの捕獲等に非常に制限があります。それでは、お伺いしますけれども、南昌山自然公園には環境保全に対する規制や対策、そういったのは盛り込まれていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをします。

特別な種の採取とかという部分の規制の部分については、盛り込まれておりませんが、ただやっぱり自然を壊さないような、例えば建物を建てるとか、そういった部分については、届け出をしていただきたいというふうな条例の仕組みになっておりますので、要は自然を壊さないような形で西部の地域活性もありますが、そういった部分の取り組みの部分のみでございますが、先ほど言いましたように、町長答弁にもありますとおり、種の採取

等々もこれからやっていきたいということもありますので、何とか観光も含め、自然も大切にしながらいざれ取り組みたいということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） ずっと関連して質問しておきます。まず紫波郡で一番高い山は、皆さん御存じだと思うのですが、須賀倉というところでございます。これは941メートル、それから東根山とか、南昌山もあるわけであります。それで南昌山付近には、アツモリソウ、これは環境省のデータブックに載っておりました。それから、クマガイソウもあります。それから、実はそれは過去にはあったということで、今はあるか、ないかはわからないということにしておきます。それで、これは久慈市や洋野町では、もう絶滅してしまいました。また、ツチアケビ、これは岩手県のレッドデータブックに載っておりました。これは、あります。それから、コケリンドウ、それからシラネアオイの青は皆さん見たことがあると思いますけれども、実は白もあります。大体500本ぐらい自生している場所もあります。場所の特定はいたしません。

こういうことで貴重な山野草がまだまだたくさんございます。それで貴重な自然を先ほどの答弁であれば、そういった山野草など、盗掘の危険もあるわけでありますので、まずそういった看板などを設置していただきたいと思います。例えば貴重な山野草などの保護のために散策道以外には入らないでくださいとか、そういう看板でいいと思いますが、そういったことありますが、今南昌山の5合目登山付近には、登山者の皆様へと題した看板が設置されております。御存じだと思います。いわゆる山野草などの盗掘を防ぐものでありますが、内容が読み取れないほど腐ってさびております、読めません。

ということで貴重な自然、山野草を保護するための注意喚起のための看板などの設置について、やっぱり登り口、5合目以外にも保養センターの観光案内板がありますが、あの辺あたりにもぜひとも設置していただきたいと思いますが、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、村松信一議員の自然との共存ということで、実は私県議会時代に菅原三郎先生が紫波三山を県の県立自然公園にできないかということで、これは紫波町、零石、矢巾、盛岡が一緒になって取り組んだのですが、そ

のときになかなか県の自然保護課は、何か貴重な動植物とか、山野草とか、ほかに見られないものがあるものかと。それから、もし県立自然公園に指定されると、規制区域、いろんな規制がかかると。そのときに、いわゆる住民の方々からの同意をもらえるのかということで、そこで今ちょっと考えたのですが、今町立の南昌山の自然公園、これはこれで生かして、できるのであれば、もう一度県立の自然公園、県の指定の自然公園に挑戦してみたらどうなのかなと。

私、まだ当時県議会議員やっていたときは、ヒメボタルのお話は知らなかったのです。ただ、今考えてみると、余りあれはPRしないほうがいいと思うのです。あれやると、もう幻想的な世界なのだそうです。それは、余り私も行ってみたことがあるので、お話しすることができないのですが、だからそれをやることによって、県立の自然公園に手を挙げて、そしてもう一度盛岡市、青森、紫波、矢巾でみんなで取り組んでみたらどうなのかなということを考えてみたいなということで、これは私だけではなく、そして里山の今利活用というか、いろんなウォーキングから何から登山からありますので、そういう西部地域の活性化にもつながるのではないかなどということで、後からですが、きょうはこれ以上踏み込むことはできないのですが、いずれ本町の町の花であるヤマユリも含めて、そういう取り組みを考えていくことが大切ではないのかなと。あとは産業振興課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

看板の件につきましては、そのとおりうちのほうでも把握しております、やっぱり直さなければならないということは、議員さんご指摘のとおりでございますので、5合目も含め、麓も含めて、応急的にまずは設置するような形の中で、まず早急に進めていければなと考えております。

その後恒久的な部分については、若干お金がかかると思いますので、これについては若干時間を頂戴しながら、いろんな補助メニューがあるのか、ないのか、そういったものも調査しながら設置できればなと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） ほかに再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、4問目の質問をさせていただきますが、関連しており

ます。

実は、私余り町長のことは知らないつもりなこともないのですけれども、私今これから読み上げます4問目、まさしく先ほど町長が先に話してしまいました、全然こういう、町長から言えば、ぴたっと考えが一致するのかという話になるのですが、まず読みます。ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルは、三大ホタルですが、ヒメボタルは岩手レッドデータブックに載っております。いわゆる優れた自然環境の指標となる種であります。そして、登録されています。このヒメボタルの生息地が、実は西部地区にあります。これは、場所は特定しないこととします。調査の結果、西部地区のヒメボタルの生息地は、県内一と言わわれております。その保護のため、紫波郡で一番高い山は、須賀倉山で941メートル。それから、東根山、南昌山とともに紫波郡は自然の宝庫であります。近隣市町村との連携により、県立紫波自然公園に登録申請し、自然保護に努めてはどうかという質問でしたけれども、回答は要りません。先ほどもう答弁していただいたということで、そのヒメボタルですけれども、写真があります。これですけれども、これはその一部です。何カ所かはあるのです。それで、これはある人から言わされました。絶対的に場所は明かさないでくださいということでしたので、明かさないことといたします。

ということで、その件は終わりにしまして、次の質問に移ります。5問目になります。ユリについてであります。昭和51年11月1日の広報やば247号に議案第66号 矢巾町民憲章設定について掲載されております。町のシンボルは、花はユリで、木は松で、鳥はカッコウに決めたわけでありますけれども、町民の精神的道しるべ、心のよりどころなど、住みよい町をつくるために、矢巾町民憲章を設定するものでありますとあります。このときに、矢巾町の花はユリとなったわけでありますけれども、平成12年ころ、皆さんご存じだと思いますが、盛岡農業高校のバイオ技術によって球根を培養して森山パストラルパーク等に植えました。

10年ほど前にヤマユリ、オニユリ調査をいたしました。そのときは、ヤマユリもオニユリも400ほどありました。ことしも大体2週間くらい入って、1本ずつ調査しました。この白いのがヤマユリです。このヤマユリですけれども、山の中のヤマユリの数です。それで、当時は400本ほどありましたヤマユリ、オニユリも。それで、ことしはこの白いやつ、それでピンク、赤いシールも用意したのですけれども、実はヤマユリは185本ほどあります。しかし、オニユリはゼロです。

なぜかということですと4時くらいから10日間ぐらい山にずっといましたら、やっぱ

りそこ10年ほど前からずっと散策しているような初老の3人くらいにお会いしまして、その方のお話ですと、これは一生懸命春になると芋を掘っている人がいるということです。いわゆる盗掘であります。これは、調べましたところ、昔はお盆のころになりますと、仏壇等にあげたりしたということもありました。ですから、軒先に皆さん、庭先には植えていたのだと思いますけれども、どうも高血圧や糖尿病の予防に物すごく効果があるということで、それで盗掘、そしてそれを自分で食べている人もいると思いますけれども、販売目的もあるのではないかということがありました。

ということで結局盗掘ということもわかりましたので、産業振興課さん、それから警察とも相談いたしまして、小さい看板を立てました。盗掘は犯罪です。発見次第警察に届けますというのを8本くらい立てておりますので、これからは少しは盗掘の防止ができるのではないかなど、そう思っております。

先ほどの答弁でありますと、今後種を取って増殖に努めたいというお話ございました。それでこれから1カ月ぐらいしますと種が出ますので、これをぜひとも増殖に向けた対応をしていただきたいと思いますが、ことしからやられますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをします。

先ほど町長答弁にもありましたように、ヤマユリの関係の知識を持っている方と一緒に、特にダム周辺のほうに行って、花が咲いているところと一緒に回って歩いております。そこで種をとろうということで現在その打ち合わせをしておりまして、先ほど言いましたように、種はことしからとつていければとりたいということで考えております。それをもとに増殖に向けた、どのような形に進めるかというのは、その方々と一緒に考えながら、いずれふやしていくような形で考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） ヤマユリはなかなか、このごろ町長はヒマワリに力を入れていて、なかなかよく調べてみると、ヤマユリは橋の欄干にもヤマユリがあります。それから、矢巾町の介護予防拠点センター、ディサの活動センターの名前もやまゆりハウスになっています。それから、青少年健全育成町民会議も山ゆり賞となっていますし、それから中学校のバレーボール大会は山百合カップです。それからまだたくさんあるのだと思

ます。

ということで町のヤマユリの生息箇所の確認ができたということで森山パストラルパークに多数自生しているということがありましたので、森山パストラルパークをヤマユリの里にして提唱していただきたい。それで、大体ヒマワリと実は開花がダブることがあります。ですから、町長ヤマユリも少し宣伝していただけませんか。ひまわり畠のついでに森山パストラルパークに行って、ヤマユリも見ませんかと、そういう二大観光地にしていただけれどと思ひますので、とりあえずヤマユリ公園のようなユリ公園にする考えはないかお伺いをしたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

私、きょう初めて知ったのですが、ヤマユリの芋が血圧とか糖尿病にいいということですね。実は、今煙山ひまわりパーク、そしてそこにはヒマワリと。だから、パストラルパークは、もうヤマユリということで、今、これはすばらしい発想ではないのかなと。

それで、こういう私的なお話をして恐縮なのですが、実は私菩提寺が竜泉寺なのですが、この間ヤマユリがちょうど咲くあたりに行ったならば、何かヤマユリのとった跡があると。これは、盗掘ではなく、イノシシではないかということで、実は余り地元の話をするとまずいのですが、和味の大堤地内でイノシシが死んでいたと。これは、恐らく車にはねられたと思うのですけれども。だからもうヤマユリは、何かイノシシが大変好物にしているということで、だからそういったことも考えて、やっぱりしっかり対応していかなければならぬと。その意味では、パストラルパークにヤマユリですね。それで、村松信一議員もすぐお家のそばなので、巡回していただいてやっていただければ、またなおあれなので、いずれこれは産業振興課の菅原課長ともよく連携しながら、芋を採取してもらって、それを増殖していくように取り組んでまいりたいと思ひますので、この考え方には大いに賛成でありますし、協力をさせていただきたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　先ほどの村松議員さんのほうにも、この件につきましては、この議会以外でもいろいろご指導を頂戴しております、議員さんみずからも増殖に向けて取り組んでいらっしゃることでもござりますので、先ほど町長答弁したように、森山パストラルパークにもかなり自生しておるということでござりますので、議員さんと一緒にになりながらふやしていくような取り組みを一緒になってしていきたいと思ひますの

で、その節はご協力いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 種は新しいほど芽生えがいいということで数年前のやつをことし300株なるように植えていますけれども、来年の春には見られるように今やってはおるのですけれども、新しいほうがいいということで、ぜひともことしの種を採取しますようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問でありますが、町では、広報や町勢要覧の表紙には、ヒマワリを採用することが多いのですが、町の花でありますユリももう少しスポットを、先ほども申し上げましたけれども、スポットを当てていただきたいということで、ヒマワリ写真コンテストはありますけれども、まだヤマユリのコンテストというのがありませんので、どうでしょうか、来年あたりヒマワリと一緒にヤマユリの写真コンテストなどを実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

ただいまのご提案につきましては、いいご提案だと思いますので、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員） 補足だそうです。菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） なおかつ、やはりヒマワリを中心にこれまでやってきておりますが、ヤマユリにつきましても、そのとおり前々からいろいろなところでヤマユリをという話もありましたので、今後ヒマワリとあわせてヤマユリのほうもPRしながら進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 先ほど町長が芋は健康に非常に役立つというか、そういうことをおっしゃっておりました。そこで、花を観賞するばかりでなく、これをたくさん植えて、非常に健康に効果があるということなので、たくさん植えて、矢巾の特産品として売った

らどうですかということの質問です。どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

せっかく岩手医科大学には薬学部もあるわけで、そういう医療サイドからも調査をしていただいて、あとはさっき産業振興課長があれなのですが、今ヒマワリ、もう観光の目玉としておるわけですが、ヤマユリも花で鑑賞する。そして、そういう今お話を聞いた芋もそういうものにあれすると、これはヒットすると思うので、ぜひ前向きに取り組むように考えてまいりたいと思いますので、本当にすばらしいご提案、ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員）　それでは、1問目の最後、花いっぱい運動でありますけれども、以前は県道不動盛岡線の拡幅時代は、白沢地域付近の花壇は整備されて花も植えておりました。ところが、老人クラブの方々が高齢化になった、あるいは交通安全上問題があるとかということで途中からやめたわけでありますけれども、ここへ来ましてスマートインターの開通や、それから医大の開院によりまして交通、交流人口の増加ということで、矢巾町をただで宣伝できると、とてもいいところでありますので、今両サイド1.5キロずつ、3キロ植えられておりますけれども、また約1キロ南のほうにございますので、これをぜひとも植えていただきたいのです。ここも活用していただきたいのですが、恐らく町長から聞けば、予算がありませんので、あるいは課長さんから聞けば、予算がちょっとありませんので、かかることですからというのが何か答弁で出てきそうな形しますので、先に申し上げます。どうでしょうか、企業協賛で1区画ずつ企業協賛花壇ということで小さな看板が何かで広報とか何かでここはどこどこの企業、どこどこの企業に協賛いただきましたとか、そういうことで大々的に宣伝してあげるとか、そのかわりその管理費用を1年間持つというような形、そういう形の考えはいかがでしょうか、どう思いますか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

これは私が言っているのではなく、担当課長たちが前向きではないのです。これは、始まったときは、高橋安子議員のときも、あの日この日と、いわゆるやらない算段を考えておる。でも、やれと。やると、みんな本当にいいなと。だから、今度残っている不動盛岡

線、今度は、いずれは西バイパスも南進してくるわけです。だから、矢巾に入ったときに、花と緑、もう今村松信一議員がおっしゃるように、花はヤマユリ、緑は自然公園、そういった花と緑の町。それで、今考えているのは、町社協は、災害時のボランティアセンターというのを立ち上げるのですが、もう平常時からボランティアセンターを立ち上げて、いろんなボランティアの、いわゆる協力をしてもらうような体制整備をしていくと。

もうボランティアというと災害時だけで、だからそういうことをもう少し前向きに。あとは、町民の皆さんだけではなく、企業の方々、そういう方々にもご協力をいただくということで、そして今ボランティアに協力していただいたら、何か例えれば毎年それを着て、ユニフォームというか、Tシャツみたいなのでもいいです。そういうふうなものをあれして、私どものほうからお上げして、誇りを持って協力をしてあげたいと、そういう気持ちに。

ということは、今ラグビーワールドカップ、釜石はあれボランティアなのです、全部。私もこの間行ってびっくりしたのは、物すごく親切なのです。そして、ここに車を置くのですけれども、置かさせていただきたいと。そのときに言わされたのは、私言ったら、ちょっと待ってくださいと。私きょう途中で帰らなければならないのでと言ったら、その東京から来ているボランティアの人がちょっと本部とかけあって、ではここではダメですから、向こうのほうにとめてくださいと。そこだったならば出入り自由にできますから。だから、ボランティアを募集して、それは何も矢巾町だけでなくてもいいではないですか。もうそういう今時代なのです。それを予算がかかる、お金がかかる、そして人も集めるのに大変だ。

この間、吉岡課長にも気合いかけたのですが、ああいう暑い天気のときに、水かけるばかりのだというのです。かけるのであれば、もう毎日かけなければならないから。だから、花は我慢できるから、それ我慢し切れなくなって、かけたりすると、サルビアが何か赤くならないで死にそうだと。だから、知らないということは恐ろしいことなのです。だから、役場は知の集まりの場所だと言っているのですが、今私に言わせれば、そこがちょっと足りないところで、村松信一議員のおっしゃることは、ちゃんとやりますので、これはいろんな仕組みを考えながら取り組んでいきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、引きこもり対策について2問目の質問をさせていただきます。

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせずに6ヵ月以上続けて自宅にいる引きこもり状態の人が内閣府の推計で100万人を超えるとされております。若年層で15歳から39歳ぐらいの人は、大体54万人ぐらいいらっしゃるそうです。それから、中高年、40歳から64歳くらいの方は61万人、足せば100万人以上になりますけれども、ということで100万人以上を超えるとされております。岩手県では、地域住民の社会活動に関する実態調査の中で、引きこもりの調査がなされております。そこで以下お伺いをいたします。

本町では、引きこもりの実態調査を実施しておりますか。

2点目、引きこもりに対する相談体制はどうなっていますか。

以上、2点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 引きこもり対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、これまで引きこもり実態調査として町が実施した調査はございません。しかしながら、平成28年度に町が実施した地域福祉ニーズ調査及び民生委員に対する聞き取り調査、昨年度岩手県が実施した調査のうち、矢巾町のみを集計した結果から、延べ25名の引きこもり状態の方を把握しているところであります。

この結果が町内の引きこもり状態にある方の実数、実際の数を示しているわけではありませんが、窓口に寄せられている相談内容と合わせることで、ある程度町内の傾向は把握できるものと考えております。

2点目についてですが、本町においては、引きこもり支援に特化した相談窓口は設置しておりますが、福祉・子ども課において総合的な相談に応じているほか、日々の相談の中で世帯が抱えている課題の中に、引きこもり状態が影響していると判断する場合には、関係機関と情報を共有し、個別の事情に応じて支援機関とともに、窓口での家族、知人からの相談に応じておりますし、状況により、自宅に訪問し、家族や本人との相談も実施しております。また、相談支援の専門機関であります岩手県引きこもり支援センターや県央保健所などと連携して個別の状況に応じた支援を行い、引きこもり対策を進めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 8050問題というのがあります。子どもが若いときに引きこもりなり、その長期化によって将来親の介護や家族全体の生活困窮などの新たな問題が発生することあります。親が80代、そして子が50代になったときに問題が深刻化するため、そう呼ばれておりますが、この問題を少しでも改善したいという思いから、以下再質問をいたします。

町の対応によりまして引きこもりが約25名ほどいらっしゃるというふうなことでありますけれども、引きこもりから脱出した例はありますか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

私どものほうでは、平成28年度から多機関共同による包括的支援体制事業という生活困窮に関わる相談員を設置して支援を行っております。そのほかにもさまざま私どものほうで相談を受けておりますが、その中に就労につながった方もいらっしゃいます。相談する対応の中でご本人のご希望、そしてその状況の中で寄り添いながら実際就労につながった方、そしてその方は就労につながったから終わりではなく、今もその方も継続してご支援をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 引きこもりの方の家計状況、それから暮らしぶりについての調査では、生活保護を受けている方もいるということありますが、本町で把握されておりますか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） ご相談いただいている方の中には、生活保護を受けている、福祉制度を使っている方もございます。生活保護の受給の方の中には、さまざまな背景がございます。健康上の問題、それからなかなか就労につながらなくて生活保護を受給されていることもございますが、そのような方々、私どもだけではなく、その状況に応じて、今は治療を優先して医療扶助を受けながら、そして暮らしている方もございますが、いずれにしても関係機関、障がい者相談支援センターだとか、

介護保険の事業所、それからケアマネ、障がいの相談員さん等、さまざまな機関と相談を調整しながらご支援しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 引きこもりにつきまして平成29年6月2日に、当時の議長から議会として政策提言を町長に提出しております。町長、覚えていらっしゃると思いますけれども、40代、50代などの引きこもりが増加すると聞いている中で、家族が専門員による相談体制の整備が必要である。健康介護の支援とあわせ多様な支援メニューを検討くださいという提言であります。2年たちました。提言後2年間の対応状況はどうだったでしょうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず、引きこもりが悪だという、隠したい、または知られたくない、うちの恥だということが今まであったわけなのです。それで私は、まずこの引きこもり対策の4つの原則があるのではないのかなと。まず見守る、そして急がない、急がさせないと。私は、引きこもりするのには、何かやっぱり理由があると思うのです。それをもうおまえ稼がないからうちの恥だ稼げとか、そういう就労に結びつけるとかではなく、まずいかにしてその気にさせるかということが非常に私は大事ではないのかなと。

そこで、今私どもとして考えておる、その2年たってその後どうなっているのかということなのですが、まず私はこのことについては、今4つぐらいのことを考えております。1つは、引きこもり本人や、そのご家族の居場所をつくってやること。それから、2つ目には、まず私ども実態調査を、今25名と、これはもう実際の数ではないと思うので、もう一度、一度調査が終わったから、それで終わりだということではなく、これはもうみんな、民生委員さんから初めいろんな自治会長さんとか、いろんな方々との連携を、そのネットワークを構築して実態をまず把握したい。

それから、相談窓口の強化、そしてできるのであれば、引きこもりをしておる本人またはご家族、もうあっちに行け、こっちに行けと言われるのは嫌だと思うのです。そこでワシントップのいわゆる相談窓口をそこでもうできるようなことをやっぱりしっかりと。そして何よりもご本人やご家族の、いわゆる声をしっかり聞いて、その実態に即したサポート

体制を考えてやることが大事ではないのかなということで、私も引きこもりになりたくなるような気持ちはわからないわけではない、わかるのです。だから、私はこのことについては、さっき8050問題、これは80歳代の親が50歳の稼がない子どもたちの面倒を見ると、これが8050問題。これは、介護もそうなのですが、そこで私は、当初そういう答弁をしたかもしれません、もう少しワンストップの相談、総合的に相談できる窓口をしっかり構築して対応していきたいと。

そしてこれは、もう役場だけでは解決できない。地域の人たちからみんないろんな方が一緒になって連携して構築して、対策を講じていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 再質問の4点目です。引きこもりについては、これは縦割り行政の中でうまくつながりにくい、行政窓口は当事者などの精神領域の治療、相談を受けることはできても、当事者が受診を拒んだ場合は、治療が難しい。強制的に何かを行うこともできないと言われておりますが、このようなケースは、本町ではありますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

引きこもりに至っている状態は、本当にさまざまな要因、絡みがあって、そのような状態になっていると思います。中には、心の病気も含めた精神的な病気を抱えて、議員おっしゃるとおり受診が必要だと思われる方もおります。その中には、やはりなかなか受診につなげにくいという事例はございます。ただ、私どもは、やはり当事者の方もそうですが、まずはご家族とか、皆様ご家族との接点をとったり、いろんな切り口で接点をとるような努力をしております。

私どものところだけではなく、役場庁内でも健康長寿課からさまざま地区担当の保健師と一緒に同行訪問したり、あるいは県央保健所、引きこもり相談支援センターとか、技術的な部分も含めてご助言をいただきながら支援を進めているところでございます。

なかなか難しいところではございますが、その状況に応じながら私どもも今後も寄り添った支援、そして先ほど町長が述べましたが、私も居場所と、そして気軽に何か相談できる場が、とても大事だと思っておりますので、それの一つが、今町のほうでも取り組んでいるエン（縁）ジョイの中で、気軽に来た中で何気なくつながる、そういう場を大事にし

ていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、3問目、学校運営について質問させていただきます。

1点目、通学時のランドセルやかばんが重くなり、児童・生徒の大きな負担となっていることから教科書や道具類を学校に置いておく置き勉を認めるよう平成30年9月に文部科学省から通達がされております。児童・生徒の負担軽減のため、置き勉に対する考え方をお伺いいたします。

2点目、矢巾町いじめ防止に関する条例と各学校のいじめ防止のための基本方針について、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、学校組織を挙げ、児童等一人一人の状況把握に努めることになっておりますが、その取り組み状況についてお伺いをいたします。

3点目、公共施設等総合管理計画の個別施設計画を策定中ですが、学校施設について早期に対応しなければならない施設はあるのかお伺いをいたします。

4点目、公共施設等総合管理計画の中で将来的な学校施設等の統廃合について検討したことがあるのか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 学校運営についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、平成30年9月に発出された、出されました文部科学省からの児童・生徒の携行品に係る配慮についてを受け、教育委員会からは、児童・生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等について、学校や地域の実態を考慮し、必要に応じて適切な配慮を講じるように各学校に対して通知しております。

各学校においては、本通知をもとに、児童・生徒の登下校時の負担軽減のため、資料集や辞典、習字や絵の具等の学習用具の一部について学校に置いたままとすることを認めており、保護者へも周知して取り組んでおります。

2点目についてですが、各学校では、いじめ見逃しゼロを目標として、比較的軽度な言葉でのからかい等も認知するように取り組んでおります。そのために児童・生徒や保護者へのアンケートなどで把握するだけでなく、教師が児童・生徒と話しやすい環境、互いにつながり合える環境を築くようにしております。

さらに、本町では、児童・生徒について、小学校から中学校までの9年間を一貫して記録する資料の作成を行っておりますが、これを活用して、切れ目のない、きめ細やかな指導に役立てております。また、各学校で認知した案件は、学校のいじめ対策委員会で情報共有や対応を行っているほか、教育委員会では、いじめ問題相談員を中心に各学校を訪問して情報共有し、必要に応じて助言、指導を行うことにより、学校と教育委員会の認識の差などが生じることにより、児童・生徒の被害を見逃すことのないように努めております。

3点目についてですが、直ちに大規模改修が必要な学校施設はありませんが、設備が老朽化しているものについては、順次修繕や代替措置が必要であると考えております。また、将来的にではありますが、プールのような通年で使用しないような施設については、全校に設置するのではなく、1カ所に集約して利用する、または民間の施設を利用するなどの方法を検討すべきであると考えております。

4点目についてですが、現時点で将来的な学校施設等の統廃合について検討はしておりませんが、今後施設の耐用状態や児童・生徒数の変化を勘案して、議員、保護者や地域の皆様とともに検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 置き勉につきましては、実施しているということですので、安心しました。毎日児童と接していますと、1、2年生はよく転びます。ランドセルが重いのだと思います。ゆとり教育の見直しで小中学校の教科書が重くなったと言われております。2006年のとき、中学校ですけれども、1年、2年では4,430ページあったそうですが、2006年には5,783ページと、非常に3割増加しておりますが、小学校も同じであります。

このごろの話でありますが、1年生の児童は、学校に着くと肩が痛くなりますということはやっぱり言います。それで現在置き勉を認めているとのことであります。1年生と2年生です。何を、先生が指導しているのだろうと思います。もちろん保護者にはちゃんと

と説明しているのだろうと思いますけれども、日々の帰るときとかは、1年、2年生、やっぱり判断が難しいのだろうと思います。それで、置いてもいいよとか言われていても、やっぱり持ってくるのです。ですから、そういったことを統一する必要はないのだろうと思いますけれども、例えば全部持って帰って、全部勉強あるいは宿題あるわけではないのだろうと思うのです。学校の先生がきょうは国語のここをやってきなさいと言ったら、国語だけ持って帰るとか、そういうような指導があってもいいのではないかということが言われております。この置き勉の指導はどのようになさっているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えしたいと思います。

これは、ある学校の例でお答えしたいと思いますが、まず家に持ち帰るものとして指定しているものが国語、算数、社会、理科の教科書とノート、それからドリルとか、家庭学習で使うものは家に持ち帰りましょうということで保護者にお願いをしているところであります。

まず学校に置いてもいいよというのでは、それ以外の教科書、ノートですとか、資料集、副読本、それからあと鍵盤ハーモニカとか、先ほど答弁でもお話ししましたが、絵の具の道具とか習字の道具というように一応分けて保護者の方にお願いしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） わかりました。次の質問に移りますが、矢巾町いじめ防止対策に関する条例、第3条、基本理念に、町教育委員会、学校、保護者、町民等及び関係機関等の連携及び協力のもといじめの根絶を目指して取り組むと記載されております。矢巾町いじめ防止対策に関する条例第6条、町立学校の責務の逐条解説に、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談、窓口の周知等により、学校組織を挙げて児童等一人一人の状況把握に努めるとあります。そして、アンケート調査を実施していると思いますが、このアンケート調査について伺います。アンケート調査には、自由記述欄はありますか。それから、無記名のまま回収されているケースもありますか。この2点お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

このアンケート調査については、各学校、それぞれの工夫によってなされております。例えば小学校と中学校では違います。それから、その学級、学校の状況によっても違うと思いますが、自由記述をさせているところとそうでないところがあります。ただ、いずれにしても、その次の段階のためのアンケートです。アンケートで終わるものではありません。そのアンケートを書くことによって、例えば丸印でも、例えば自分がこういうのを見たことがある、いじめの現場を見たことがある、こういう言葉を受けて嫌だと思ったというふうなことに丸があれば、その次の教育相談になります。あるいは、自由記述の場合にそういうふうなことを書いた場合にも、また当然あるわけです。いずれその次のために行うアンケートをそのような形で実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 児童・生徒や保護者がいじめなどを訴えやすいアンケートが望ましいと考えますが、現在行われていますそのアンケートについて伺います。

まずアンケートの内容は、見られないようにする工夫が必要なのです、回収する場合。誰かに見られると、またまたますますいじめられるのではないかという不安があるのだそうであります。実際そういう子がいます。それでアンケートには何も書かない。今アンケートをどのように、まずアンケート用紙があります。これを児童・生徒に書いていただくときに、そのアンケート用紙はどのようにして配布するのですか。そして、配布したやつをどのようにして回収していますか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） このことについては、以前答弁でお答えしたことがあるかと思いますけれども、今実際に行われているアンケート調査というのは、ほとんど先ほど申し上げた自由記述というのが少なくなってきたていると思います。要するに丸だけで答えられるもの、そういうふうなことで誰もが丸をつける、誰かだけが、いじめを受けた子だけが丸をつけるとなると、あの子は書いたということになるので、そうならないように、誰もが必ず記述するような、そういう方法をとります。そして、この回収については、例えば裏返しにして、そして先生がそれを回収するとか、そういうふうな工夫をしながら、ほかの人がわからないような形をとって各学校で取り組んでもらっていると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） そのアンケート調査には、以前3回ほど質問していますので、このアンケート調査の回収方法については、改善されたということで評価させていただきました。ありがとうございました。

それでは、次のそはいっても何か書きたくても書けない子もいるのだろうと思います。皆さん新聞に載ったことでご存じだと思うのですが、大阪の吹田市では、そういう子がいると。書きたくても書けない。それで、全生徒に市長宛てに投函すれば、市長宛てに着くはがきを全生徒に配布したということがあります。書いて出すのだと思います。ということで、それを市長さんたちが直接目を通すのだと思います。これは、見られたくない人に見られず、いじめの訴えを軽視されないようなこうした取り組みについてアンケートのあり方として今注目されています。意外なことがわかるかもしれません。このようなアンケートを矢巾町でも取り入れてみていただけませんか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず一つのいい方法だと思います。それが誰宛てかということは、これから検討だと思いますけれども、ただ前段として、今各学校のほうで取り組んでいるアンケートは、自分だけのものではなくて、誰それがこういうことをされていた、こういうのを見た、こういうのを聞いたということも含めてのアンケートですので、本人が言わなくても、ほかのほうから入ってくる情報によって、その子に対しての話を聞く、教育相談を受けさせるというふうなこともやっております。そういうことからわかることと、それから先生方に先ほどの答弁中にもありました、見逃しゼロです。見逃しをゼロにしようことで先生方にお願いをしています。小さなことでもいいから情報共有しようと。あれはどういうことだったのだろうと。それから、保護者の方にも、地域の方にもお願いをしているわけです。

以前議会のときにも信一議員のほうから情報をいただきました。そういうふうな地域からの情報というのも大事なことです。私が目指すコミュニティ・スクールは、まさしくそれです。地域が子どもたちを支えるのです、守るのです。そういうふうな形で進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 町いじめ防止対策に関する条例第20条、いじめに対する措置の逐条解説に、いじめへの対処の具体的な取り組みとして、学校基本方針などについて学校だよりや学校ホームページ等で紹介することを通じていじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校と密接に連携するとあります。そこで、学校ホームページのことをお伺いします。これは、見てますか、学校ホームページ。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

定期的にということではありませんが、見させてもらっていますし、それから各学校のいじめ対策の条例については、見直しをとにかくするように、その都度校長会議のほうで話をしています。こちらのほうからこういうことについて考え直そうということで取り組んでほしいということで、いつまでにやってほしいということもありますし、それぞれの項目について、例えばアンケートを何回実施したのか。保護者へのアンケートをいつ、どういうふうな形でやったのか。そういうことをチェックしたりして指導しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） ホームページですけれども、これは学校の自主的判断ということでよろしいのだろうと思いますけれども、実は各学校のいじめ防止基本方針は、学校紹介の一番下にある。小さくでいいと思います。それで、更新をしているわけですけれども、更新の時期がまちまちであります。具体的に申し上げます。平成30年4月の校報を12月に掲載しているところもあります。30年、31年は、全くないところもあります。31年度についての行事は、4月の行事を5月に3件しか載せなかつたとか、ばらばらなのです。もう少し統一して、出すのだったならば出す、やめるのだったらやめる。何かもう少し学校任せとはいえ、先ほども前の議員のときに答弁であります、とても忙しい。忙しいのだったらやめたらどうですかということも言いたいぐらいです。ですから、やるならやる。徹底していただけませんか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 情報の古いということは、これについては、そのとおりだと思い

ます。その学校によってまちまち、担当者もそれぞれというふうなことで教育委員会のほうからも再三そういうふうなことで指導はしていますけれども、なかなかそれに対応できない学校現場というのもあると思います。今議員おっしゃるとおり、やるならやる、やらないならやらないですけれども、これはホームページでの周知ということは、非常に大切なことですし、それからホームページのアップの仕方がもう少し簡単にできるように、こちらのほうも考えてまいりたいと、そういうふうに教員のほうに負担をかけないような形ができないか、それも模索してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、公共施設等総合管理計画についてお伺いしたいと思います。

この件につきましては、以前4回ほど一般質問しております。平成29年9月の質問で個別管理計画策定は、令和2年3月までにつくることとなっております。それまでの点検、診断、修繕や更新等については、チェックについては、各担当課が行うという答弁がありました。対象施設は115件、工作物が292件のうち学校関係の件数はどれくらいか把握しておりませんが、今学務課の担当が施設や工作物の点検、確認をされていると思いますが、こういった確認は、隨時総務課長なり、あるいは教育長なりに報告されているのですか、あるいはそういった点検簿というのがあるのですか、あるいはまさか新人社員とか、新人職員とか、入った人にやらせているわけでもないと思いますけれども、こういったものはどれくらい精通した、建物とか、あるいはそういった見方に精通した人がやっているのですかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えいたします。

まず法定点検ですか、そういったものを含めましてですけれども、まず業者に委託してやる保守とかの定期点検はそちらにお願いしているところでございます。あと例えば設備とかで不具合があるとかというのは、やはり各学校のほうで使用している中で、例えばですけれども、冬のボイラーですとか、そういったものを作動する中でこういった不具合があると。そして、それを業者に修理をしてもらうのですが、それでもなお使いづらい、あるいはすぐに不具合がまた出てしまうということは、学校から教育委員会のほうに既に

報告は来ておりますので、それをまず例えれば教育委員会では、予算化をお願いして、さらに修繕をしていくとかというふうにサイクルをやっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） これを最後の質問といたします。

最後に質問しておりました将来的な学校施設等の統廃合について検討したことがないということであります。徳田小学校等の移転も将来は考えなければならないということであります。矢巾町は、フューチャーデザインとして今取り組んでおりますが、これは50年後の話。そうしましたら、やっぱり取り組んでいないということですけれども、検討する余地はあるのだろうと思います。例えば小中一貫校、例えば徳田、不動もそうなるでしょう。そしたらどこにつくるかは別にして、矢巾中学校のあたりに建てるとか、そういう小中一貫校とフューチャーデザイン、せっかく取り入れているわけですから、それを皆さん共有しているわけですので、ない、ない、ない、ないと、そういうことばかりでなくて、そういうことも考え方としては持ってもよろしいのではないかでしょうか。最後の質問です。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） それぞれのところでの考えは持っていると思います。それをつき合わせてのことは、今までまだないと。ただ、情報収集、これからどうしなければいけないかということについての方向性については、それぞれ作成をしているところでございます。これからそういうものを集積をして、集めて、そして確認しながら、今後どうしていったらいいのか。それとフューチャーデザインのこともありますので、将来を見据えた形を考えてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を3時55分とします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

15番、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 議席番号15番、一心会の山崎道夫でございます。8月21日の9時25分には届け出しましたけれども、この時間になってしまいまして、非常に皆さんもお疲れだと思いますので、きょうは簡潔に質問をさせていただきたいと思います。それで、簡潔に答えていただいて、ただ納得のいかないところは何回か質問いたしますので、よろしくお願ひします。

まず1問目、質問させていただきます。ふるさと納税に対する取り組みについてでございます。8月2日、総務省は、2018年度のふるさと納税による岩手県への寄附額が前年度の1.4倍の50億4,969万円になったと発表されました。3年連続で過去最多の更新でございます。47都道府県中23位となっております。市町村別では、本町の15億437万円がトップで8.7倍に急増したと報道されました。こうした状況の中、高橋町長は、以前議会答弁において、地域活性化に向けた自治体の取り組みを支援する企業版ふるさと納税制度について、今後活用を検討していきたい旨の考えを述べた経緯があると記憶しておりますが、ふるさと納税に対する取り組みについて以下お伺いをいたします。

1点目、本町のふるさと納税は、2016年度の396万円から2年で380倍に急増し、歳入の1割弱を占めるまでになりましたが、その主な要因と返礼品等の経費はどの程度でございますか。

2点目でございます。ふるさと納税の県内と県外の比率、また寄附金の具体的活用方法を示されたい。

3点目でございます。今年度における納税状況と今後の展望はどうでしょうか。

4点目でございます。ふるさと納税を通じ、地方に関心が高まり、寄附者との交流が実現し、地域おこしイベントに参加するなど、参加型制度を目指すためにも寄附金の使い道をしっかりと公開し、地域振興に役立っていることを発信することが肝心だと思いますが、どうでしょうか。

5点目でございます。企業版ふるさと納税について、政府は制度の期限を5年ほど延長

し、企業の税軽減を来年度から約9割に引き上げる方向で調整に入ったとの報道がされました。町として今後この制度を活用し、産業振興や移住定住促進、空き家対策や少子化対策など、地域活性化事業に活用するべきと考えますが、どうでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、山崎道夫議員のふるさと納税に対する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、ふるさと納税が急増した主な要因の一つは、最初に返礼品の充実が挙げられます。当初は、10品でしたが、平成30年度末時点には約200品までふやし、多種多様な返礼品を用意することで幅広い方々からご寄附をいただいている状況がございます。

次に、ふるさと納税の玄関口であるポータルサイトの改善が挙げられます。ふるさと納税のページを作成し直し、矢巾町の風景の掲載や寄附金の使途、使い道を明確にし、寄附者からの共感を得られるような構成にいたしました。さらに、地域の産品やサービスの販路を新たに開拓している地域商社の存在が挙げられます。情報収集能力にたけ、行動力も高いことから、返礼品の開発から出品まできめ細かい支援を迅速に行うことで多くの事業者がふるさと納税に参加する環境が構築できております。参加事業者の増加が返礼品の増加を呼び、さらに寄附者の増加につながるという循環が生まれ、寄附金が急増した要因と考えております。

返礼品の経費についてですが、平成30年度の寄附金に対し、返礼品の調達や送付、事務費等を合わせた経費が73%になっております。

2点目についてですが、平成30年度の寄附金の99.3%が県外からのご寄附でございまして、0.7%が県内からのご寄附となっております。寄附金の具体的な使い道、使途については、小中学校の教材購入費や施設の維持管理費など、子どもの教育の充実に関する事業に19%、保育園や児童館の運営費など、子どもの福祉の充実に関する事業に10%、不法投棄対策や煙山ひまわりパークの整備など、自然環境の保全及び美化に関する事業に13%となっており、使途を、いわゆる使い道を特定しない残りの58%については、地方創生事業や健診事業、町道の維持管理事業、防災ラジオ事業、町公民館や田園ホールの運営事業など、町民の生活に關係する幅広い事業の財源として活用させていただきました。

3点目についてですが、今年度の寄附額は、令和元年8月時点で約1億円となっております。地方税法の改正による規制強化やふるさと納税の閑散期ということもあり、現在は市場の動向は落ち着いている状況ですが、来年度の税額控除のために年末に向けて寄附者が増加する傾向にあり、多くの方々に応援していただけるよう引き続き努力してまいります。

4点目についてですが、本年4月から矢巾町ふるさと納税寄附金取扱要綱を一部改正し、寄附金の使途を従来の6つから8つに拡大をしております。寄附者の選択の幅がふえ、今まで以上に矢巾町の事業に关心を持つようになることから、その使い道、使途について一層の周知を心がけ、町外から矢巾町を応援してくれる方、そしてリピーターの増加に努めてまいります。

5点目についてですが、平成28年度に創設された企業版ふるさと納税は、返礼品の見返りがない、本社が立地する自治体には寄附できないなど、利用しにくい点があり、個人版と比較しても市場規模は小さいものであります。しかしながら、来年度から税軽減が9割に拡大されることから、メリットが大きくなり、企業にとっても地域への社会貢献や経済発展といった社会的責任の選択肢となり得ると考えられます。町としても、独自色のある企画を立案して応援してくれる企業を見つけてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） ふるさと納税、大変な急増なわけです。380倍というのは、恐らく全国でもないのではないかというぐらいすごい急増したわけですけれども、この返礼品の充実というのが挙げられておりますが、これは200品にしたということでございますので、矢巾町らしい返礼品が当然入っていると思うのですが、それは何が特徴的なものなのか。

それから、200品の中に、例えばユニークなものとして墓のお掃除とか、空き家のいわゆる掃除、草刈り、草むしり、そういったのが入っているのかちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず矢巾町らしい产品ということで、まず代表的なのはお米になるのではないのかなと思っております。お米のほかにあとはお墓掃除とかないのかという、ソフト的な部分とい

うことなのですが、こちらは事業者説明会なんかを開きまして、こういうことできませんかということでご協力を仰いだのですけれども、まだ返礼品として出すサービスには至っていないという状況です。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そこでその返礼品を決めるまでの、いわゆる手法といいますか、プロセスはどのようにして決めているのか、その点をお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

以前でありますと、役場側からある程度提案を考えて、事業者の説明会なんかをしたりしながら皆さんに検討してもらうという、いわゆる矢巾町役場側から事業者へお願いするという形態をとっておりました。しかしながら、今金額が急増してから、あわせて事業説明会等もしていますけれども、今はほとんどが事業者からの提案となっております。役場からお願いされた返礼品よりも、自分たち事として矢巾町をPRしたいという気持ちが込もっていて。そちらのほうがはるかに好評です。そのような流れを受けてやってきたところとやってこないところでは、明らかに寄附額の差が生じているというのも現状でして、プロセスといたしましては、私どもで働きかけつつも、なおかつ自主的な提案がなされているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 地域商社の力が大きいという答弁にもありました。それで、今のお話だと、事業者が逆に提案をしてきて、その中で選んだ返礼品の人気が非常に高いというお話でした。地域商社というのは何社かあると思いますが、本町にもあると思いますけれども、本町と本町以外の地域商社、何社と取引があるのか。

それから、支援で動いている事業者がどんどん参加できる環境ができてきているという、これも答弁にあるのですが、この中の事業者というのは、例えば矢巾地域に出している喜助堂さんとかというのも入っているのではないかと思うのですが、そういうことの業者というのは、町内何社ぐらいあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

現在事業者で矢巾町に本社を置いている事業者につきましては、38事業者で30事業者となります。営業所があつて町外に本社があるところが8事業者という形になっております。当然喜助堂さんも入っておりますし、この地域商社というのは、平成29年に公募で決定いたしまして、この38社を、例えば今までふるさと納税に参加したくても、私は配送ができないのでできませんとか、考えたいのだけれども、なかなかそういう経験がなくてといつていただけた人たちの、例えば配送なら配送を請け負いつつ、そういうところをサポートしながら、そしてAさんとBさんをつなぎ合させてさらにいいものをするとかというような工夫をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　それから、インターネットサイトを立ち上げて、いわゆるポータルサイトということなのですが、この掲載数をふやしたことによって寄附金がかなりふえてきているということなのですが、2017年に楽天と地方創生に関する、いわゆる連携協定を締結していますけれども、そのほか何社かあるのですよね、このポータルサイトの立ち上げの関連している企業が。そこをまずお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

地方創生の楽天のように連携協定を結んでいるのは楽天だけになります。そのほかさとふる、ふるさとチョイス、ANA、ふるなび、楽天、この5つのポータルサイトとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　5つのポータルサイトの中で一番利用率が高いというのは、いわゆる楽天でしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　令和元年度に入ってからは楽天が断トツで

強い状況なのですが、平成30年度でいいますと、1番はさとふるとなっておりまして、2位が楽天となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 返礼品の経費についてお聞かせください。答弁では73%の経費ということで答弁がございますが、実はことしの2月8日に2月会議が開催をされていましたが、その際に横浜ビールの関係で小川議員が質問していましたけれども、その際の返礼品のパーセントが経費ですけれども、返礼品に30%、送料に10%、そしてサイトへ15%ということで55%の経費だということで答弁があるのですが、そうすると18%の差があるわけですけれども、これはなぜいきなり73%になったのかということでちょっと疑問を感じたのですが、お聞きします。その理由というのは何でしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

昨今、最近ふるさと納税で泉佐野市の例が取り上げられておりますけれども、こちら総務省からの要請に基づきまして返礼品の見直しを随時お願いされているところでございました。私どもは、平成30年10月に見直しを完了いたしまして、答弁したときには3割ということで答弁させていただいておりますが、10月、年度、年でいきますので、その前に返礼品が高い部分というのが乗っかってきますので、最終的にはそのような決算数値になっているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そうすると、2月段階の答弁というのは、いわゆる見直しする前のやつだったのでしょうか、いわゆる平成30年10月以前の。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

これは、見直し後の数字をご報告しております。平成30年10月以降は、3割以上というところは、基本的に今回泉佐野のように指定されないことになっておりますので、その時点でのご回答をしたという形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そうすると、2月のときの答弁は55%ですよね、記憶にあるのではないかと思うのですが。そうなると、今回の答弁では経費73%、この18%の差をちょっともう少し理解できるようにご説明願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） まずこの返礼品の調達の内訳決算の数値をお知らせしたいと思いますけれども、返礼品の調達に係る費用というものが7億657万5,000円ほどかかっております。全体のうちの46.9%ほど。次、返礼品の送付に係る費用というものが1億7,597万3,000円ほど、これが12%ほどになっております。広報に係る費用、これが182万5,000円ほど、あと決済に係る費用というものが7,260円、これクレジットカードの決済手数料、あとポータルサイトの手数料として2億1,612万1,000円、その他システムと人件費で3,600万円、これで11億3,655万6,000円となって73%を構成しているという形になります。

この返礼品の金額というのは、5,000円から一番高いもので当時60万円というものがございましたので、寄附幅というものが非常に振れる可能性もございますし、返礼品というのは、近郊に送ると遠隔地に送るのでは、倍以上の金額がかかったりします。そういった部分で当時お知らせしていた金額と、この内訳の中では変動しているものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そうすると、私たちがずっと聞いてきたのは50%台だよというのは、ちょっと難しい話になってくると。いわゆる返礼品の調達などが相当かかるということもありますし、あとは配送にもかなり金がかかっているようですから、ここはそのとおりだらうというふうには思いますけれども。そうすると、例えば昨年度の約15億5,000万円、実質的には、計算するとわかるのですけれども、そっちのほうではもう計算できていると思いますので、ちょっとそこはどの程度になっていきますか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 真水の部分といたしまして3億6,700万円、それが真水として残っている金額になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それから、ふるさと納税の寄附金取り扱い要綱、これことしの4月から改正をして、8つに拡大したということですが、調べてこなかったのですが、これをちょっとお聞かせ願いたいと思います。6つは何か、そして拡大した分は何なのかというのをお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） まずお答えいたします。

まず拡大した部分で、新しく改正した部分でございます。改正した部分というのが、子どもの育成支援に関する事業、高齢者等の保護、医療及び福祉に関する事業、環境の維持及び保全に関する事業、防災及び地域整備に関する事業、観光及び産業の振興に関する事業、スポーツ及び文化活動に関する事業、健康推進活動に関する事業、その他町長が必要とする事業というものでございます。私ども今回決算の中でお知らせしている使途でございますけれども、失礼しました。その前、それが町民の健康と安心、安全なまちづくりに関する事業、福祉の充実に関する事業、観光と産業の振興に関する事業、子どもの教育と文化活動に関する事業、その他目的達成のために町長が必要と認めた事業、寄附者が指定する事業というものでした。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 寄附者の指定というのは、前にも誰かが質問していたと思いますけれども、教育費とかが一番大きかったのではないかと思いますけれども、何%ぐらいでどういうものに使ってほしいというものが主なものなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

寄附者が指定する事業ということで、以前あった部分なのですけれども、こちらにつきましては、改定する前のほうなのですけれども、老人福祉に使うという項目がなかったの

です。寄附する方が、老人福祉に使ってほしいということで寄附をいただきまして、その金額は100万円となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） ちょっと質問した中身が受け取られていないような感じなのですが、使途を指定をしてくる部分での、いわゆる分野といいますか、いわゆる今老人福祉の関係でお話は聞きましたけれども、指定をしてこない人たちが約半分ぐらいはいるのではないかと思うのですが、指定してきた中でどういうものに使ってほしいというのが多いのですかということを聞いたのです。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 大変失礼いたしました。

一番多いものが子どもの教育の充実に関する事業というものが19%、子どもの福祉の充実に関する事業というのが10%、自然環境の保全及び美化に関する事業が13%、そして特に指定しないが58%。さっきの100万円の部分というのは、小数点の関係で出ておりませんけれども、そのような状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今後の取り組みの中で岩手日報に載っている部分を参考にして話をさせていただければ、吉岡課長のコメントが載っています。応援してくれる人を町に招くなど、関係を深められる企画を考えていきたいと。そういう展望を持っているということで載っていました。いわゆるファンをふやす、あるいはリピーターをふやしていくといことになると、やっぱり今の取り組みであれば、恐らくことしも何億円か、1億円にはなっているそうですが、もっとふえるだろうとは思いますけれども、爆発的な、いわゆる十何億円というのは、なかなか期待できない状況になってくるのではないかというふうに私は思っていますが、ただそれでよしとはしないとは思いますけれども、これからの取り組みとして、例えば農産品、米をつくっている方たちは、当然矢巾町の方たちになるだろうというふうに思いますが、そういう方たちの顔写真などもサイトに載せるとか、あるいは首都圏が寄附者の大半を占めていると思いますので、宣伝を兼ねた感謝祭を開くなど、

これはあちこちでやっているようなことではありますけれども、やっぱりそうしたことを通して矢巾町をもっと身近に感じてもらえると、関心を持ってもらえるというふうな、そうした工夫を凝らしていくことが求められているだろうというふうに思いますが、課長も言っているように、これから町に招くというようなことも考えていきたいのは、その思いがあるようですが、今後のそういう考えが当然あると思いますので、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まさにおっしゃるとおりで私もコメントさせていただきましたけれども、そのように取り組んでいきたいと思います。具体的には、矢巾観光開発さんなんかと一緒に協力しながら矢巾を感じていただく、矢巾ツーリズムみたいなものをイベントを企画したり、あるいはそれを逆にふるさと納税の返礼品のようにして扱っていくということも考えております。

現在矢巾町のリピーターというのが大体25%ぐらいの方が矢巾町に寄附をリピートしてくれています。ただ、返礼品の見直しということで6月の法制度化以降、矢巾町でもかなりの返礼品のほうを取り下げました。実は23品落としております。それは、去年ほぼ主力を張ってきたようなものを落としておりますので、そういう意味では、いかにこれから本当に矢巾町を見てもらえるかというのが、からの本当の私たちの課題だと思っておりますので、ぜひそこは工夫しながらやっていきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　これをお聞きして最後にしますが、ことしの8月時点では、約1億円ということなのですが、年末に向けて寄附者が増加する傾向にあるという答弁もありましたので、それを期待するのですが、過去2年間の状況を見たときに、ことしはどの程度が予想されるのかという、競馬の予想ではありませんけれども、ある程度町民は非常に期待をしているだろうと思います。それから、県内の各市町村も矢巾はどうなるのかなという思いで関心はあるだろうというふうに思いますが、そういうことを考えて、予想はどの程度になるのか。

さっきの課長の話の中で、矢巾観光開発とのコラボといいますか、ともに今後の矢巾町を宣伝する、あるいは観光と絡めて一緒にやっていきたいという話もありましたが、ひま

わり畑をやっぱりもっと使って、きょうはヤマユリの話もありましたが、まずひまわり畑、非常に人気があるということですので、大いにあれを使っていくことも、これ観光開発株式会社との関係も出てくるだろうというふうに思います、その辺、どの程度の寄附額を予想しているのか。それから、今後のひまわり畑の活用についての考え方、この2点をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず後のほうからなのですが、ヒマワリを使ったということは、本当に私たちもどうにかできないかなと思っております。実は、ページをつくるまでに若干の時間を要しますので、そういう企画はもう今から動いていかないといけないところでございます。そうしたことを考えても、できるだけそういうものができるか、できないか。やる方向で考えていきたいなと思っておりますので、そこら辺については、頑張りたいと思います。

次に、寄附額が幾らぐらいになるかということなのですけれども、予算額としては4億円を計上しているところでございます。法制度化以降さまざまな部分で基準が強く、厳しくなっているというか、それぞれの市町村の解釈によって返礼品が扱う、扱わないというのが出てきています。市町村間の認識の仕方によっても、あそこはああいうことをやっている、ここはこういうことをやっているというような、残念なことなのですけれども、岩手県内では足の引っ張り合いが起きています。今度もある市町村の方々が矢巾町に来て見解を聞きたいという。逆に言うとけんかを売られているようなところがあるのですけれども、そういうのが現状です。なので、私たちはそれに負けず矢巾町の事業者さんたちが潤い、そして矢巾町を応援してもらえるようなものを引き続き開発していき、できるだけ予算目標額に達せるように銳意努力してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　それでは次、2問目を質問いたします。買い物をサポートする「高齢者にやさしいスーパープロジェクト」の取り組みについてお伺いします。

ことしの7月11日から毎週木曜日、滝沢市にあるスーパーマイや滝沢店において、医師

会やスーパーマーケット、市など関係団体が連携し、認知症患者や高齢者らの買い物をサポートする取り組みが始まったとの報道がされました。まさに時宜を得た取り組みであると感心させられました。今後本町においても、年々高齢化が進み、あわせて認知症患者もふえる傾向にあると思われる中、買い物に行った場合、商品を見つけることやスムーズな会計が難しい住民がふえることは、容易に想像できます。したがって、滝沢市のように、週1回、午後1時から2時間程度、高齢者らの買い物客が補助を希望した場合、サポート一が付き添い、商品の場所を案内したり、かごを持って支援する体制をつくることが求められているのではないかと思っております。このことによって安心して買い物ができることにつながり、高齢者や認知症患者に優しい町を目指す上で取り組む価値があると感じております。

今後本町として、仮称「高齢者にやさしいスーパープロジェクト」を立ち上げ、協力店をお願いしたり、認知症サポーター養成講座を開き、地域住民や協力店の従業員が認知症への理解を深める取り組みなどを行い、高齢者や認知症患者らの買い物をサポートする体制づくりを進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　買い物をサポートする「高齢者にやさしいスーパープロジェクト」の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本町では、認知症サポーターの養成に力を入れており、養成講座受講者は、総合計画で掲げる目標受講者数4,000人に対して5,000人を超える受講者数となっております。養成講座は、これまで住民や小中学生、町議会議員、役場職員などを対象に実施しておりましたが、それらとあわせて今後は、スーパーや銀行など、住民が利用する企業、団体等にも呼びかけて実施することとしており、まずは養成講座を通じて高齢者や認知症に対する理解をさらに深めていただき、誰もが安心して買い物や生活ができるサポート体制について、企業、団体等と地域ぐるみで取り組んでまいります。

買い物のための移動支援といたしましては、平成29年4月から、町内に居住しております65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯並びに障がい者のみの世帯の方に対し、社会福祉協議会が窓口になり、町内社会福祉法人7法人と医療法人1法人で組織するやはば生活支援ネットワーク協議会において、自主的に無償で月に1回矢巾ショッピングセンターまで送迎する「やはばの福祉おつかいサービス事業」で買い物支援を実施しておりますが、今後は社会福祉法人介護保険事業者等の送迎車両を活用した高齢者等の移動支

援を拡大するよう関係機関の協力をいただき、実施してまいります。

また、認知症サポーターで組織されたおれんじボランティアの訪問型サービスにおいて、日常生活上の家事支援と買い物等の生活援助のための移動支援を一貫して対応できるよう進めながら、高齢者や認知症の方々にとってより生活しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　現在やはばの福祉おつかいサービス事業、これがやられているということで、これ自主的に生活支援ネットワーク協議会が月1回無償で矢巾ショッピングセンターまで送迎するサービスで買い物の支援をやっているということですので、この辺は非常にいい取り組みだというふうに思います。

したがって、利用するには登録が必要だというふうに思いますが、その登録者は何人ぐらいがいて、どの程度が月1回利用しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

令和元年8月現在というデータでございますが、登録人数17名となってございます。実利用人数が動きがありますが、14人から15名程度ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　ここについてはわかりました。後で関係する部分がありますので、一括して質問いたしますが、おれんじボランティア、これも認知症の方の買い物をする場所まで同行して手助けをしているのだろうと思いますが、これも登録制だとは思いますけれども、これも何人が登録して、1回当たりといいますか、実際何人ぐらい月に利用されているのかお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

おれんじボランティアの登録者数は31名、実働、お願いしているボランティア、自主的に活動に参加していただいている方は31名でございまして、その中で町長の答弁でござい

ました訪問型サービスBというのは、要介護認定で要支援1か2、あるいはこの事業に該当する方で登録された方が訪問型サービスを使えるという内容でございまして、現在のところは、移動支援のサービスは含まれてございません。おつかいとかは含まれてございません。現在の活動内容は、このボランティア2人1組で、その該当者の方のご自宅に訪問して、家事援助などを行うというボランティア活動の一環ということで町長答弁にございましたこの訪問型サービスBに加えて、その家事援助の一環だよということでおつかいサービスも含めてやっていきたいということで今調整をさせていただいているという状況です。

ただ、これがおつかいサービス、要するに移動支援がメインになってしまふと、これはちょっとグレーな部分になってしまいまして、活動ができなくなる。要するに、有償のタクシーと同じことになってしまふので、白タクということになってしまふので、あくまで家事援助がメインで、その一環だよということでおつかいサービスを組み立てていきたいというふうに今考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そうすると、新聞報道で私は知ったのですが、滝沢市は今認知症患者が2,000人いると。そして、5年間で500人ふえたのだそうです。矢巾町は、人口比率からいくと、大体滝沢の半分以下かもしれませんけれども、大体人口の比率でいくと、約1,000人近い方が認知症患者になっているのではないかというふうに感じます。そして、同じように、200人ぐらいずつふえている可能性もあると。

そういう状況があって、滝沢市は、やっぱり高齢者がどんどんふえていきますし、ひとり家庭、二人の高齢者家庭、これも確実にふえていきますので、きょうの話にもありましたけれども、健康寿命を延ばしていくということは、家にいることが長ければ、なかなかこれは健康に結びついていかないというのが現実にあるというふうに思っておりました。したがって、やっぱり外に出て、地域の人たちあるいは社会の中でいろんな方たちと関わり合いを持つ。そして、楽しみなのは、やっぱり物を買う、ショッピングをして、そして買ったものを、例えばスーパーの休むところで食事をしたりするというのがやっぱり楽しみの一つだろうというふうに思うのです。

そういうことを考えていくと、やっぱり滝沢で取り組んでいるような買い物のサポート

一制度を考えていく必要があるのではないかというふうに私は考えます。その際には、当然医師会や、あるいは対象になるスーパー、この協力がなければ当然できませんので、その辺がこれから課題には当然なっていくわけですけれども、取り組みとすれば。そして、さらには市、行政がどういうふうに関わっていくのか。

それから、たまたまお話にあって、私もすごいなと思っているのですが、この認知症サポーター、5,000人も受講しているということですので、その部分についてのサポーターについては、ボランティアでやってくれる人が結構いるだろうと思いますけれども、問題は、そのネットワークをつくっていくということが非常に難しいところだろうというふうに思いますけれども、確実に矢巾もそういった状況が出てくるだろうというふうに思いますので、どうなのでしょうか。これからそのサポーター制度の支援の体制をつくっていく、あるいは検討してみるとことについては、私は必要だろうというふうに思います。そのやり方は、いろいろなやり方あるというふうに思いますけれども、とにかくお年寄りあるいは認知症の方たちが安心してサポーターの皆さんの方をかりて買い物ができると。それから、支払いもある程度時間の余裕がある状況で支払いもできると、そういうふうな体制をつくっていくことが、これからやっぱり矢巾町も高齢者、認知症にやさしいまちづくりとして考えていいだらうというふうに思いますけれども、その点についてのお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

実は、おれんじボランティアのボランティア数の中に男性が3名おりまして、その3名の方は、実は移動支援をぜひやりたいというような、私たちも勇気づけられる皆さんがいらっしゃいます。ただ、移動支援をやりたいということになると、どうしても高齢者の方、それから必要な方々から直接お金をもらうわけにはいかないという、そのやはり障壁がございますので、ではそのやり方をどうするのかという部分で今悩ましいところもあるということで先ほどご説明申し上げました訪問型サービスBに加えてやろうかというような発想もございました。

それから、矢巾町、紫波町、それから医師会と共同いたしまして、多職種連携の紫波郡の医師会が中心になって、いろんな業種の皆様と連携した事業をやりましょうということで情報交換も行わせていただいております。そういった中で、このような話題も出ておりまして、やっぱりこれから免許返納とか、高齢者がふえますよ、それから認知症の方の買

い物とか、自宅に閉じ込めるわけにはいかないのだよと。やっぱりそういった尊厳を踏みにじるようなことはできないのではないかというような話題も情報交換をさせていただいております。

そういう中で、先ほど町長答弁にもございましたが、矢巾町には福祉施設の事業所が非常に充実しておりました。そういう中で、例えばなのですけれども、デイサービスの事業所さんなどは、矢巾町には12事業所ございます。そういう方々の事業所というのは、朝施設に送迎をして、また帰りご自宅に送迎をするということになると、昼間はその送迎車が空いているわけです。そういうものの車を事業所さまの皆様のご協力をいただいて、では昼間におつかいサービスに使えないかと。ただし、いろんな基準は定めなければならぬと思います。利用できる方、利用できる場所とか、限りなくどこにも行けるということではないと思いますが、そういう基準も定めながら、そしてご本人からお金をもらうわけにはいきませんので、当然町としての負担を事業所にどういうふうな形でやるかといったものも、その連携を通してこれから検討させていただき、できるだけ早い時期にやらせていただきたいと思いますが、予算も伴うということでございますので、議員の皆様にまたご報告、ご相談させていただくということでよろしくお願ひしたいということで答弁にかえさせていただきます。お答えいたしました。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今の検討事項の話の中では、可能性が非常にあるだろうというふうに思いますが、まだまだ詰めていかなければならない部分が当然あると思います。課長の話だと、特にいわゆる使える店を特定するのではなく、いわゆるどこにでも行って買えるような状況をつくっていきたいというふうに私はとったのですが、そうだとすれば、それなりにサポートする人たちの体制がきちっととれれば、それはそれでできるだろうというふうに思いますので、ぜひ本当に前向きに先ほど言ったように、高齢者と認知症患者がふえる中で、やっぱり買い物ができるという体制は、非常に人間としても楽しみな部分、そしてそれによって元気になるという一つのものに結びついていくんだろうというふうに思いますので、ぜひ前向きといいますか、実現するようにお願いしたいと思います。その考え方をもう一回、いわゆる特定しないでやりたいという話も含めてどういう考え方なのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

高齢者、認知症の方々、やっぱり行きたいところに行けるというようなことがやっぱり幸せだと思いますので、そこら辺はこれから事業所さんと調整もさせていただきながら現実にできるようにしっかり頑張っていきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

会議時間の延長について

○議長（藤原由巳議員） それでは、ここで皆様方にあらかじめ申し上げます。

会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、その時間までに本日の日程を終了することが非常に危ぶまれてまいってございます。午後5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定により、会議時間を延長することをあらかじめ宣言をいたします。よろしくお願いいいたします。

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 3問目の質問をいたします。

矢幅駅北側の上杉踏切整備に伴う全面通行どめの問題点について質問いたします。上杉踏切の改良工事は、2014年度に早急に改良が必要な踏切として法指定を受け、現在幅員7メートルを歩道分3.5メートルを拡幅して10.5メートルの幅員にする工事であります。19年度と20年度に施工予定であることを知っておりましたけれども、8月23日から12月20日までの約4カ月間にわたって全面通行どめにすることについては、踏切に予告掲示板が立つまで知り得ませんでした。また、来年度さらに5月から2カ月間全面通行どめにすることについて8月7日の新聞報道で知ったところであります。なぜこのように長期間にわたって通行どめしなければならないのか、日常的に踏切を通行する多くの町民が疑問を持っております。そもそも線路内における工事は、上下線の終電が通った後、始発までの約180分で工事を進めることができます。その時間帯は、夜中の午前1時前後から朝方の4時前後くらいと思われます。したがって、少なくとも日中は歩行者や自転車の通行は可能であり、町民が通院等で不便を来すこと回避することは可能だと思われます。

以上のことから、ことしの約4カ月間にわたる期間の工事内容と来年度の2カ月間にわたる工事内容について明らかにするとともに、多くの町民が不便を来すことをできるだけ回避することを念頭にしながらJRとの協議を行ってきておったのか明らかにされたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　矢幅駅北側の上杉踏切整備に伴う全面通行止めの問題点についてのご質問にお答えいたします。

上杉踏切の改良工事については、8月23日から車両、歩行者及び自転車の通行を終日全面通行止めにしながら工事に着手しておりますが、全面通行止めを行うに当たっては、町としても工事期間中に歩行者と自転車は通行させながら工事することができないかJR東日本と協議を行ってまいりました。その中で、踏切前後の排水路をあわせて改良するため、深さ約1.5メートルの掘削が伴うことや、工事で支障となる地下埋設されている信号、通信ケーブルなどを切りかえる必要があり、遮断機や警報器の保安設備を撤去しながら工事を行わなければならないため、工事期間中に歩行者や自転車を通行させることは、安全上困難であることから、歩行者や自転車を含めて終日全面通行止めの措置を行うこととしたものであります。

今回の終日通行止めに係る事前周知につきましては、本年4月以降、地区の住民を対象に説明会を開催するとともに、バス路線となっていることから、岩手県交通への説明やタクシー協会、店舗などへも直接訪問し、説明を行ってまいりました。また、踏切の入り口には、6月3日から終日通行止めとなる旨の予告看板を設置するとともに、町の広報では、6月号から8月号まで、通行止めに関する情報を掲載し、通行止めに伴う迂回路の案内看板につきましても、8月8日から予告看板を設置し、車両、歩行者及び自転車の通行者に対して事前周知を図ったところであります。

なお、今年度工事の主な内容につきましては、踏切前後にある排水路の改修、踏切内の段差を解消するためのレールやまくら木のかさ上げ、交換、信号、通信ケーブルなどの切りかえ及び遮断機、警報器、電化柱の移転などとなっております。来年度の工事につきましては、約1メートルの掘削を伴う軌道周りの舗装新設や信号通信ケーブルなどの切りかえを行いながらの歩道用遮断機、障害物検知装置の新設及び踏切内の融雪装置の新設を予定しており、今年度同様の終日全面通行止めによる工事期間を約2カ月間予定していると

ころであります。

通行止めの周知については、工事期間が確定次第行ってまいります。今年度の通行止め期間については、12月20日までを予定しているところであります、JR東日本と工程管理を密に図り、工期短縮に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 4カ月の全面通行止めですから、あの踏切は通行量が非常に多いわけですし、結局は町民が利用しているという非常に生活の足にあそこを使っていると。これは非常にやっぱりブーイングが出るのは当たり前です、誰が考えても。その際に、必ず出てくるのは、役場どういう交渉したのだべという話なのです。工事がそんなにかかるというのはどういうことだと。説明会をやったようですが、その際には、どのような住民の皆さんからの意見が出たのか、まずそれが1点です。

それから、交通量調査は、当然役場としてもやっただろうというふうに思いますが、当然そうなると、歩いている方、それから自転車、バイク、車。この辺の調査を当然やっていると思いますが、車の迂回も大変です。これも南からの、いわゆる南矢幅踏切を渡って西側に行きますと、こっちの新田のほうに出てくるのは、当然右に曲がって菊池種苗店を通って廣田清実議員の前を通って、そして駅西通りに行くと。非常に狭い、そしてあとは当然一気に直角の曲がり角が何カ所もあります。そして、当然通学路にもなっているだろうというふうに思いますし、朝はかなり渋滞しているのではないかというふうに思っています。

そこで住民説明会では、どことどこでやったのか。そして、先ほど言ったように、意見はどうだったのか。交通量調査をやったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

上杉踏切につきましては、地域住民あるいは町民の皆様方に大変ご不便をおかけしているというところは、重々承知しております。いろいろご迷惑をおかけしているところです。また、ご協力をいただいているところですが、その前に説明会のほうを新田1区行政区と矢巾1区行政区、こちらのほうに直接公民館のほうでそれぞれ、矢巾1区が5月29日、新田1区が5月31日に説明会を行っております。

その際には、町の職員、あとJRのほうからも職員が来て説明を行いました。むしろ地元のほうからは、やはり地域内の周辺道路に迂回してくる車がいろいろ入り込んでくるのではないかというところがやはり心配をされておりました。通行止めをしている部分に来て、そこから生活道路に入ってくるというような方々が多くなってくるのではないかというところをやはり懸念した声が一番多かったです。

我々のほうも通行止めをする箇所について回り道に十分案内できるような箇所で通行止めを行いましたので、今のところ極端な渋滞とか、そういったところには反映されておりません。それは、やはり6月からの看板設置とか、迂回路の看板につきましても30カ所を超える看板を設置しておりますし、地域の主要な、学校のほうにも説明をさせていただいたところですが、それぞれ周知が我々としてはなされたかなというところで現在のところは特段の支障というところは出でていない状況であります。以上、お答えといたします。

交通量調査につきましては、直接南矢幅踏切の改良に伴っての交通量調査は行っておりませんが、踏切、平成26年に踏切の改良が必要ではないかというような合同点検をやる前に交通量調査を行った経緯はあります。上杉踏切につきましては、当時もう自由通路もでてきておりましたので、歩行者についてはそんなに多くなかったのですが、やはり車の交通量につきましては、ある程度多かったという調査の結果はありますけれども、現段階でそれが周辺道路に大きく影響している箇所というのではなく、特段見られない状況であります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） その保安設備の関係で通信ケーブルは、当然通っておりますし、信号ケーブルも通っているのですが、それは5月、6月、7月あたりで工事していますよね。何回も私も見ておりますけれども、それからレールの交換も当然これからやるだらうと思いますけれども、あれは夜間で当然できる中身なのです。本数からいっても。あとは側溝を1.5メートル掘るということなのですけれども、これ日中全部通行止めしなければできない仕事なのかというのは、私非常に疑問なのです。

JRは、私もJRに40年勤めましたけれども、痛くもかゆくもないわけです、全面通行止めしても。むしろ歩いてもらわぬほうが踏切傷まないし、さまざまな観点からいって、いわゆる事故も心配要らないということで、簡単にもう全面通行止めという道をとらせた

いのは山々なのです。ただ、そこには、いわゆるあれは1種踏切ですから、もうすごい交通量なのです。例えばほとんど農作業程度で歩いている踏切もあるのですが、そういったものだったら、そんなに大きな影響はないのですけれども、駅の近くで一番、特に西側から東に通院されている、当然歩いていく、あるいは自転車の方もかなりいるのだろうというふうに思いますが、特段苦情がないからいいのだとは言っていませんけれども、大丈夫だというふうな捉え方をしているのですけれども、長いのではないかと思うのです。4カ月全面通行止めするというのは、非常に付近、使用している人たちにとってみれば、疑問を感じざるを得ない。私もその一人です。

それでも苦情がないから、それでいいのかということになりますけれども、これはやっぱりJRと交渉するときには、きょうお話がありましたけれども、現場が第一だと、現場に行って、やっぱり状況を見て、あるいはそこを利用している町民の気持ちをしっかりと確かめろというのもありますが、それは説明会で確かめたということになるだろうというふうには思いますが、やっぱりそういったことで業者に対する何となくまやつとした、これで本当にいいのかなという思いが恐らく生じている人もいるだろうというふうに思います。当然住民はJRと交渉できませんから、そういった意味では、そういったことをしっかりと考えてやっぱりやっていかないと、4カ月、そして来年の4月、5月にまた2カ月ですよね、全面通行止め。来年の部分については、これは恐らく踏切を設置するわけですから、かなりのこれは大かがりな工事です。当然通行は厳しいだろうというふうには思います。ただ、今回の4カ月は、ある程度半分ぐらいにできたのではないかなというふうに私は感じます。

そういったことが情報としてやっぱりあれば、住民の説明会なんかでもやっぱり、説明されてそのとおりだなと思ってしまえばそうなのでしょうけれども、やっぱりもっと厳しく町民の不便さを察知をする力がなければ、私は大変なことだろうというふうに思います。課長を責めていることになってしまいますが、課長ばかりではなく、現場の判断というのは、やっぱりそういったことをしっかりと踏まえてやらないと、非常に住民の不満がある。説明を受けた人々は、JRが来て説明して、工事はこうだというのを言われただろうというふうに思いますので、そこは仕方ないなと思った人もいるかもしれませんけれども、大半の住民は、そういうのに参加していないわけですから、JRの話も聞いていないと。結果的には、役場に不信感を持たざるを得ないということになってしまうのが、私は非常に問題だろうというふうに思って、今あえてこの質問をしました。

現実には、もう既に迂回路も通って、町民の方たちは我慢をしながら踏切が立派になるのだったら、まあ仕方ないなということで協力体制はとっているだろうというふうに思いますが、いつまでもこれに時間を費やすわけにいきませんので、終わりますけれども、事ほどさように全てやっぱり町民が利用したり、あるいは町民が思っていることをしっかりと受けとめられない状況では、私は、例えば今回はこの問題ですけれども、いろんなところに出てくるだろうというふうに思いますので、そこはやっぱりしっかりと庁舎内でも検討するなりして、やっぱり対応していっていただきたいなということをお話をして、そのことについての見解を最後お聞きして、この問題は終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたします。

ただいま山崎議員からご指摘、ご指導いただきましたこと、今後上杉踏切だけではなく、南矢幅、白沢踏切もあるわけでございますので、まず今ご指導いただいたことも踏まえながら、またまだ今度の全面通行止め以外にこの後2カ月の通行止めもあるわけでございますので、JRに申し入れをさせていただいて、協議をさせていただきたいと思いますので、ただいまご指摘、ご指導いただいたことは、しっかりと意を体して今後対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　ありがとうございます。私のちょっと舌足らずなところがありまして、苦情がないから我々も安心しているというところではございません。我々もあそここのところを通行止めするというのは、どちらかというと苦渋の決断というところもありました。JRとも平成29年からそれぞれ現地立会とか、そういったところを重ねながら打ち合わせを行いましてやむなく全面通行止めという措置をとったところであります。

我々も通行止めに関しましては、交通誘導員を24時間配置したとか、ちょっと1週間ほど24時間配置させていただいておりますし、その後も日中に関しては、交通誘導員を配置したというようなところで、今現在は大きなトラブルというところはありませんが、それに甘えないように、我々も今後も現場の管理を十分にしながらJRとの協議を重ねてまいりたいと思います。いろいろご提言ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

会議時間の延長の宣告

○議長（藤原由巳議員） それでは、先ほど申し上げましたが、午後5時を回りましたが、会議を延長いたします。

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 4問目でございます。通学路等における倒壊危険ブロック塀の安全対策についてお伺いをいたします。

昨年6月の大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、町内における危険箇所の点検を実施した結果と危険箇所の安全対策について以下伺います。

1点目、国土交通省が示すチェックポイントに不適合だった危険箇所は、どの程度あったのか。また、通学路に面している箇所はあったのか。あったとすれば、どのような対策を講じたのか。

2点目、緊急輸送道路、指定緊急避難場所や指定避難場所に通じる道路に面している危険箇所はあったのか。

3点目、通学路及び上記に記した箇所に面した危険箇所の個人所有はあるのか。

4点目、個人所有のブロック塀の除去費用等に対し、補助している自治体もありますが、本町としても子どもたちの安全確保の観点から補助について検討するべきと考えるが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 通学路等における倒壊危険ブロック塀の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、町内では、東北縦貫自動車道、国道4号、主要地方道盛岡和賀線が緊急輸送道路に該当しておりますが、平成18年度に行ったブロック塀の現地調査では、これら3路線に面したブロック塀がないことが確認されております。また、同調査では、注意または改善を要すると判断されたブロック塀は53件となっておりますが、指定緊急避難場所及び指定避難所に隣接しているブロック塀はありません。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所に通じる道路に面している危険箇所については、ありとあらゆる避難経路が想定されることから、把握しておらない状況になっております。

4点目についてですが、本町においても、個人が所有するブロック塀の除却等に係る費用の一部を負担する補助制度を来年度から運用できるよう制度の創設を検討しております。また、国の交付金対象となるブロック塀の除却は、避難路に面しているなど、ある一定の条件が定められており、平成18年度に策定しております矢巾町耐震改修促進計画の内容も見直す必要があることから、現在改訂作業を行っているところであります。

なお、国の交付金対象外となるブロック塀の除却につきましても、他自治体の制度実施状況を参考にしながら現在補助制度の検討を進めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、通学路等における倒壊危険ブロック塀の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目及び3点目についてですが、町内の小中学校の敷地内にはブロック塀はありませんが、小学校の通学路に面しているところでは、民有地に個人所有のブロック塀が19カ所ありましたので、目視による調査をした結果、そのうち13カ所を危険な状態であると判定いたしました。そこで、所有者がみずから撤去する予定であった1カ所を除いて、ブロック塀診断士の資格を有する専門業者による詳細調査を昨年度行ったところ、診断結果は11カ所が危険、1カ所は要注意とされましたので、所有者に診断結果をお伝えし、撤去または修築をお願いしたところであります。

なお、4点目でお答えした補助制度を創設した際には、活用いただけるように周知してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　小学校の通学路に面している道路に隣接した危険箇所、13カ所のうち1カ所は、個人所有の方が処理をすることと、そのほかの12カ所について改善の要請をしたということでございますけれども、その後の状況、その1カ所は個人所有の方が撤去する予定だったということも含めて、その後どうなっているのかお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員）　田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1カ所個人で撤去する予定だった場所は、もう既にそこは撤去なさっております。あとそれ以外の部分なのですが、これはまだ修築等はなさっていないようなのですが、ご相談に来た方もありました。やはり何十年も前につくったのだけれども、なかなか全部をすぐに直すためには、やっぱりお金がかかるということで、将来的に補助制度ができた場合は、やっぱりそれを使いたいということでしたので、教育長の答弁にもございましたけれども、制度ができた際には、ぜひこれの活用をお知らせして、できるだけ修築とかをしていただきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　国交省が示すチェックポイントに不適合だった危険箇所は53カ所、注意または改善が必要と判断されたということですが、これについては、所有者にこの調査結果は伝わっているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

その53カ所については、個人の方にはまだそういう状況ですというところは伝わっていない状況です。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　こここの分については、わかりました。

先ほどお聞きした小学校の通学路に面した部分の対応ですけれども、まだなかなか当然費用がかかりますので、難しい部分もあるだろうと思いますが、子どもたちには危険だという周知等はされているのか。それとも、いわゆる場所に危険とか、注意とかというのが表示されているのか。そこはどうなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもたちに、例えばこの家のあのブロック塀が危険だよということは直接的にはお知らせしておりませんけれども、やっぱりこれは各学校にお願いして、登下校の際に、まず

車道側を歩かないようにというのも一つ注意喚起をお願いしているところでもありますし、やはりそういった地震とかのときには、そういう高い壙の近くも歩かないといったことをまず通学の指導としてお願いしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） なかなか子どもたちに知らせると、いろいろ支障がある部分も出てくるとは思いますけれども、やっぱり課長が今言ったように、できるだけ壙の近くは歩くなよということだけは、きちっと伝えておく必要があるだろうと思います。大阪の事故もあつという間に1人の子どもの命がなくなりましたので、いつ地震が起きるかわかりませんので、そこだけは徹底していく必要があるだろうというふうに思います。

それから、個人所有のブロック壙の除去費用、除却費用といいますか、これ他の市町村でもやっているところも全国的にはありますし、花巻市が取り組むことにして、ことしからやることになったようですが、これはやっぱり使い勝手のいいもの、思い切って、花巻は物すごい数なようですが、上限50万円ということに決めたようですが、本町はそんなに数はないようですが、やっぱり思い切った額で上限を設定して、ある程度条件はつけなければならないとは思いますけれども、やっぱり使い勝手のいいものにして、改善をしたいという方たちがいるようですので、その人たちの思いを受けとめて、そこに配慮したような制度にしていくことが必要だろうというふうに思いますが、検討しているということですので、そこだけ確認して終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

県内でも3市が今のところこういう制度を設けているというところになっております。花巻市につきましては、先ほど議員仰せのとおり50万円ということで、全国的にも1,700ほどの地公体のうち500弱がこういう制度を既につくっております。3分の1弱ぐらいですけれども、そういった中では50万円というのは、かなり大きい金額、補助金額の割合が大きいところになります。今周りを見ましても、10万円から30万円程度がおよそ多いというところにはなっておりますが、先ほど議員からのお話ありましたように、使い勝手のいいような形でもっていきたいと、制度をつくっていきたいというふうに考えております。

そのほか補助対象になるものだけが個人への補助金として交付されるということのない

ように他の市町村、他の自治体を参考にしながら、そういう部分にも目を配って、そういうところを一緒に補助できるような形で作り込めばいいなということでただいま検討しております、来年度、令和2年度からの運用というところでやっておりますので、ある程度決まりましたら、議会のほうにもお示しして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で15番、山崎道夫議員の質問を終わります。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 5時19分 散会

令和元年矢巾町議会定例会 9月会議議事日程（第4号）

令和元年9月5日（木）午前10時開議

議事日程（第4号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君

福祉・子ども 課長兼子育て 支援センター所長	浅沼 圭美君	健康長寿課長	田村 英典君
産業振興課長	菅原 弘範君	道路都市課長	佐々木 芳満君
農業委員会 事務局長	高橋 保君	上下水道課長	田村 昭弘君
特命担当課長 (土地)	藤原 道明君	特命担当課長 (福祉)	村松 徹君
教育長	和田 修君	学務課長	田中館 和昭君
社会教育課長 兼公民館長	浅沼 仁君	学校給食共同 調理場所長	村松 康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中 伸悦君	係長	藤原 和久君
主査	佐々木 瞳子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

8番、水本淳一議員。

1問目の質問を許します。

（8番 水本淳一議員 登壇）

○8番（水本淳一議員） 議席番号8番、町民の会、水本淳一でございます。

それでは、早速最初の質問に入ります。以前は、一般的に人口の増加を図ることが行政の目標とされていました。しかし、地方都市等においては、少子化により若者の数が減っていく反面、行動範囲が狭くなりがちな高齢者の割合が一段と高まり、都市の活力の減退が懸念されており、地域の活力を高めていく意識が一般化しつつあるといいます。矢巾町では、今月21日の岩手医科大学附属病院開院に向け、交通網の整備等が急いで進められています。今後矢巾町は、交流人口の増加が予想され、いろいろな事業に対し、近隣市町村との連携が必要になってくると思われます。町では、今人口3万人に向け、定住促進等に取り組んでいるわけですけれども、交流人口の増加という観点から以下について伺います。

1点目、さらなる交流人口の増加に向け考えている施策は。

2点目、南昌グリーンハイツの閉館により、町民が利用できるプールが町内になくなり、新たな施設を望んでいる人も多いと思われます。昨年10月の町議会議員の有志で構成する議員連盟の総会におきまして、県営プールを矢巾町へ誘致したい旨の説明が岩手県水泳連

盟のほうからありました、誘致についての町の考えは。また、広域市町とはどのように話し合われているのか。

3点目、お互いに隣の市、町へ出かける方が多いと思われます。お年寄りの中には、そのための交通手段に不便を感じている人も多いのではないかと思います。現在のデマンドタクシーは、町内の周辺地域と中央を結ぶだけになっております。デマンド型交通を含め、より充実した公共交通網を形成するため、近隣市町との連携が必要だと思いますが、その考えについて。これは、きのうの一般質問と関連するわけですけれども、改めてお伺いします。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　8番、水本淳一議員の交流人口増の対策と近隣市町村との連携についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町としましては、交流人口増加には、観光、農業、商業を通じたまちづくりが有効であると考えているところであります。現在策定中の第7次矢巾町総合計画後期基本計画の策定にかかるワークショップにおいて、南昌自然公園や国指定史跡徳丹城跡など、魅力ある観光資源が点在する状況を面として開発し、滞在しながらさまざまな体験をする矢巾ツーリズムによる交流人口の増加策について意見が交わされており、交流人口増加に向けた新たな施策の方向性が示されると考えておりますので、その方向性に沿って地域と相談しながら具体的な事業を検討してまいります。

2点目についてですが、当該議員連盟から昨年の12月27日付で県営プール誘致に関する要望書をいただきおるところですが、町のスポーツ施設の整備については、競技種目にかかわらず、生涯スポーツの拠点として広い世代にご利用いただけるものとしていくべきと考えております。

利用目的も競技力の向上のみならず、健康の保持、増進、機能回復のためのリハビリ等、利用者が自分のレベルに合った使いができる施設となることが望ましく、そのような観点からプールの整備を含めてどのような施設を優先して整備すべきかを検討しているところであります。

また、世界に羽ばたく競技者を育てるためのアスリートの発掘及び指導者の養成に取り組むほか、人生100年時代の到来に向け、一生涯にわたるスポーツ活動を推進し、地域にお

いて人と人をつなぐ共生社会を実現するため、障がい者スポーツへの理解を深めるための事業を行ってまいります。

なお、盛岡広域8市町の関係団体で構成されます盛岡広域スポーツコミッショの規約において、事業内容の一つにスポーツ施設の共有化、適正配置の検討に関する考えでおり、盛岡広域を一つのエリアとして捉えた効率的かつ効果的なスポーツ施設配置を検討しているほか、盛岡広域の立場から県に働きかけ、要望していくべき施設をさらに精査しているところであります。

3点目についてですが、生活圏を考慮しますと、充実した公共交通網を形成するためには、盛岡市や紫波町との連携が必要です。なお、今年度において盛岡市では、地域公共交通網形成計画の策定手続が進められており、隣接部における連携を模索しているところであります、盛岡広域における地域公共交通網を充実するべき働きかけを継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 滞在しながらさまざまな体験をする矢巾ツーリズムによる交流人口の増加策について今意見が交わされているということですけれども、どのような意見が出され、どのような方向に進んでいるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まずもちまして滞在型のツーリズムということにつきましては、今まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうにもグリーン・ツーリズム事業などを通じて農村地帯の交流を深めていくというようなことが書かれておりまして、それに乗った意見だと思いますけれども、具体的には、例えば農業体験をしたらいいのではないかとか、その体験する人も日本人だけではなくて外国人を呼び込むようなことがあったらいいのではないか、あるいは音楽のイベントを開催したらいいのではないかというような意見が出ておりますし、滞在しながら矢巾の観光地を回るサイクリングロードを整備したらいいのではないか、あるいは矢幅駅から国道4号までを歩行者天国にして音楽のまちを創造したらいいのではないかとか、あるいは西部地区に人が集まる全天候型の運動施設なんかをつくったらいいのではないかといったような形で交流人口をふやしたらいいという今意見が出されておりまして、こういった意見をもとにしながら計画をまとめていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 外国人も含めてということですけれども、この間の説明ですね、前の説明のときに聞きましたけれども、今はどれくらいの人が来ているか。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

実数というのは押さえてはおりませんが、昨年行いましたひまわりパークのヒマワリの観賞の際に、どの程度来ているかということで調査した中では、余り多くはないのですけれども、二、三十人程度は、ヨーロッパとか、あるいは花巻空港が開設しておりますので、台湾とか、そういう近隣の外国からいらっしゃっているということで去年この調査をしたとき初めて確認できました。ことしも一応調査はしたのですが、前の町長答弁にありますとおり、大体2万5,000人程度になっているのではないかということで推計を出しておりますが、ちょっと今回につきましては、どちらの方面から来たかというのは、特別調査はしておりませんが、ちょうどお盆時期に合わせて調査したときに、大体去年よりもう少しふえているのかなと思っていますので、恐らく外人さんもその中にはいらっしゃっているのだなと思っておりますので、数十人程度はいらっしゃっているのではないかと推計をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） わかりました。全体的にもっといろいろ広範囲で調べているのかなと思ってお聞きしましたけれども、ひまわりパークのほうの推計ということで了解しました。

それから、次の質問ですけれども、数年前の一般質問で話したことがありますけれども、ある旅行ガイドブックに360度の展望がすばらしいと書いているので、その目先に、ちょうど高いところに上がってみたけれども、そこに行ったら、廃墟となった観光施設が残っているだけで成長した立木で周囲が全然見えないというか、ほとんど見えないという状態になっていてがっかりして帰ってきたことがあります。それで、南昌自然公園に関してですけれども、昨年の町民と議会との懇談会の中で南昌山の頂上に上がっても、立木で周

囲の景色が見えないので、何とかしてほしいような話が出ましたけれども、頂上からのパノラマを楽しみにしている登山者も多いと思いますので、現在そのままであれば、早急に整備してほしいと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

確かに南昌山の頂上につきましては、平面のエリアが狭いというのと、あとは展望台は一応設けてはおりますが、盛岡方面がちょっと見づらいという形になっています。周りにはブナの木等々がありまして、ましてや国有林となっておりまして、きのうもありましたけれども、やっぱりこのブナの木を切るというのは、なかなか難しいと。せっかく大木になっていますので、そういう分はやっぱり切りづらいという部分もあって、森林管理署と協議した中では、前方のほうの見える部分の枝払い等については、前もやっております。ただ、さすがに360度は見られないということもございますので、町では、それではやっぱり南昌山は確かに矢巾町のシンボルではございますが、城内山というのもございますので、あちらのほうですと、もっと広範囲に見えますので、できれば町とすれば、南昌山もそうですけれども、城内山のほうをもうちょっと力を入れて展望をよくするような取り組みをできればなということでこれから具体的に考えていくべきと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 了解しました。

それでは次ですけれども、水辺の里には宮沢賢治の石碑などがありますけれども、水辺の里の整備をどう考えているのか。もう整備を行わないのであれば、石碑を誰でも見られるところに移転してはどうかと思います。整備して、やっぱりそこもしっかりしてほしいと思いますけれども、まずできなければ、その移転についてどうなのかなと思っていますので、その件をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

確かに水辺の里につきましては、25年の大雨の際に、結構大きく壊れておりまして、現状では、なかなかよい補助金というものがなくて、実際のところはあれを元に戻すというのは不可能という判断をしております。ですから、あれを元通りにというのはできないこ

とから、今議員ご提案のありました石碑につきましては、確かに見づらいところにございますので、そういった部分は、これまで検討はしてこなかったのですが、今回のご提案を受けまして、ちょっとそちらについては検討させていただきたいと思います。

ただ、一応水辺の里の歩くところは、旧マレットゴルフ場までは行けませんけれども、やっぱり歩いている方々もいらっしゃいますので、草刈り等々については、実は林業技術センターの研修の中で若い林業を目指す研修生の皆さんがいらっしゃっているのですけれども、その中の体験といいますか、いわゆる実習という考え方で毎年度草刈り等あるいは間伐、除伐、そういうものをやっていただいて、幾らか景観的には草刈り等々はやっておりますが、とはいっても、なかなか多くの人が見にいっているという形ではありませんので、先ほど言いましたご提案につきましては、ちょっと今後ご検討させていただきたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、南昌山、水辺の里は、これ宮沢賢治とのゆかりの深い場所なのです。そこで、今360度のパノラマ、まさにイーハトーブの世界なのです。今私たちの大先輩である松本隆さんが話をしてくれるよう、銀河鉄道の夜の舞台は南昌山だということで、だから今の答弁は、何か言い訳の答弁になっておるのですが、いずれこのことについては、南昌山、水辺の里、そういったことにはしっかりと取り組んでいかなければならぬと思っていますので、ひとつご理解をいただきたいということと、やはり大事な、大切な観光資源であるわけです、南昌山も水辺の里も。そういったことを含めて、これは森林管理署とか、水辺の里も私たちが対応すれば対応できることなので、きのうの村松信一議員のいわゆる県の指定公園とか、県立公園、そういうふうなものもあわせて一体となった先進的な取り組みをしていきたいと。

それから、今までの交流人口は、あれだったのですが、今ご存じのとおり、岩手医大の中には、ホテルルートイン矢巾、そして岩手医大病院のホテル、今お聞きするところでは、もう今月の21日前でも満室になっているということで、結構もう利用率が高いと。来年の2月にはもう一つのホテルができますので、そういったところを拠点としながら考えていかなければならぬと。だから、私にすれば、西部地域の活性化につながることでありますし、今お話をあったことは、県ともあれして、南昌自然公園を含めた紫波三山の県立公園の指定を受けるような方向で、きょうのご質問の中にもあります、隣の盛岡市とか紫

波町、零石とも連携しながら検討してまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） あともう一つ、パストラルバーデンについてですけれども、現在の状況はどのようにになっているか、進んでいる点があればお伺いしたいですけれども、なければ、②の答弁で盛岡広域でスポーツ施設の配置の検討、そして要望していくべき施設と、さらに精査しているところであるということですけれども、これは構想案というのを、いつごろまでにつくり上げるとか、その点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） パストラルバーデンの活用についてでございますけれども、もう所有権移転のほうは済んでおりまして、その後にいろいろこちらのほうにも飛鳥商事のほうからご相談等は伺ってはおりますけれども、まだはっきりとした意向というか、どういうのに活用するかということは聞き及んでいないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼 仁君） 次の質問のところにお答えいたしますけれども、広域としてのそういう施設の取りまとめということでございますが、特に期限ということは定められておりません。いろいろなスポーツ施設については、県といたしましても非常に老朽化が進んでいるということがありまして、ほとんどの施設が前回の国体とのときにできた施設ということで非常に老朽化が進んでおります。そういう中で、何をどのようにやっていくのか、盛岡広域にどのようなものができるのか、そういうものについては、広域のスポーツコミッショのほうでも議題に上がっておりまして、なかなか財政事情もありますし、県のスポーツ推進計画というのがことしの3月にできたわけですけれども、その中でも実は、例えば施設の更新とか、移転とか、そういうしたものについては触れられておりません。今決まっているのは、ご存じのとおり県営野球場、市営野球場、これを統合して南公園に移すといったようなところまでは決まっているのですが、プールも含めてどこにどうするのか。これから人口減少時代の中で各市町村に同じような施設があるのか、果たしてどうなのがいいのかとも含めて広域の中で適正な配置を検討していくということで、今まさに話し合っているところでございます。

このスポーツコミッショնも28年度にできた団体でございますので、まだちょっとそこら辺のところは今後の課題かなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 最後にですね、ツーリズムということですね、何かちょっと見たら、メディカル・ツーリズムという、そういうのもありますけれども、その説明なんかには海外からとありますけれども、町外からとか、検査、治療目的の患者を受け入れる医療サービスということで温泉治療、特産料理の食事、名所、旧跡回りなどを組み合わせて提供するというような、そんなのがありますけれども、この点については、医大も来るので、どうなのでしょうか。伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まさにメディカル・ツーリズムとかと言われるような部分は注目されるところでございます。今岩手医大は、特定機能病院ということで、なかなかそういう受け入れというものは難しいとは思うのですけれども、そういう機運というものは非常に高まっているのかなと思っております。なので、こういうところについては、医師会なんかと相談なんかもしながら、そういうのを受け入れができるのか。妄想レベルですけれども、そういうものをふるさと納税のサービスのほうにつなげていけたらいいのかなというようなことも私たちは一応アイデアレベルでは考えておりますので、ぜひそういうものを実現できるように頑張っていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、2問目の質問を行いますけれども、竹下内閣で行われたふるさと創生事業は、みずから考え、みずから行う地域づくり事業ということで地域振興のため1億円が各市町村に交付されたわけですけれども、使い道が自由ということでちゃんとしっかりと使ったところも多かったと思いますけれども、中には無計画に箱物行政

やモニュメントの建設、製作に費やしたりと、無駄遣いの典型としてやゆされることも多かったということでございます。

例えば1億円を担保に重さが約63キログラムの金塊をレンタルして展示を行ったけれども、そして金塊を見たさに訪れる観光客も多かったそうですけれども、金相場のレートが上がったことから、金塊は返され、今はレプリカが展示されているという、山梨県のある村では、全長247メートルの日本一長い滑り台をつくりましたが、完成から3日後に静岡県のある動物園に全長390メートルのローラースライダーが登場し、3日間だけの日本一という結果になったというところがあります。秋田県のある村では、フォーラムハウスという名称の遊興地、施設を建設しましたが、白塗りの派手な建物や数千万円のカラオケ機材に注目が集まり、村営のキャバレーのようだという話題になったそうです。ただ、会員費も高くて利用者が少なく赤字がかさみ、閉鎖となつたという記事もありました。純金の像とか、こけしとか、そういうのもつくりたりして、中には飾っているうちに盗難に遭つたり、逆にそれをオークションにかけたら2億円近い金額で落札されたとか、そういう話もあります。岩手県の例でいいますと、花巻市では宮沢賢治学会のイーハトーブセンターを創設した。それから、気仙郡住田町では天体観測、音楽イベント、すたーうおっちんぐ種山ヶ原の運営団体である無限会社天地人を創設、これは今は解散しているようですけれども、それから上閉伊郡大槌町では、防災無線を兼ねた街灯の設置、運動公園の公衆トイレの整備、そして東日本大震災の復興費などにも充てたということでございます。この事業において、矢巾町ではさまざまな取り組みを行つたようでございますけれども、以下についてお伺いします。

ふるさと創生事業で矢巾町が行つた事業の目的と内容について。

2点目、この事業による成果と現在継続している取り組みの今後の事業展開について。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ふるさと創生事業と、その後の事業展開についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町では、ふるさと創生事業において、地域づくりの中心を担う心豊かな人材の養成を目的に、県外の児童・生徒との学校間交流を行つた小中学校交流事業のほか、ふるさと矢巾会との交流事業、開館直後の田園ホールを活用した芸術文化交流事業、アメリカのフリモント町やカナダのラングレー市に中高生を派遣した国際交流事

業、そして熱気球を購入し、各種イベントで体験試乗を行った体験フェスティバル事業、町内の各種団体の代表者を対象としたリーダー養成事業の6つを平成元年度から平成5年度までの5年間にわたって実施をさせていただきました。

2点目についてですが、ふるさと創生事業を通じ、多くの町民が日常生活では味わえない体験や交流、芸術文化活動を行ったことで、本町の魅力を再発見するとともに、より広い視野を持つきっかけとなり、参加者がその後地域や各種団体のリーダーとして活躍したことで現在に至る本町のまちづくりに生かされていると考えております。

現在ふるさと矢巾会との交流事業、国際交流協会によるフリモント町との交流を継続して実施しておりますが、本町出身者との交流や国際感覚に優れた青少年の育成は、地域の課題に向き合い、よりよいまちづくりを考える上で、より重要となっていることから、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 当時ですけれども、田園ホールが開館したことからの町民オーケストラをつくろうということになり、そのときに町内には管楽器経験者は多いけれども、弦楽器奏者がいないということから、弦楽器奏者育成のため、バイオリンとチェロを何台ずつか購入して弦楽器教室が平成4年に始まりました。これは、ふるさと創生事業で行われたように記憶しております。そのときにティンパニーとか、結構多くの譜面台とか買っているような感じがありました。私は、当時高文連の器楽部門の審査委員ということで器楽部員は、マンドリンとギターだけでしたけれども、そこに白百合学校の弦楽オーケストラが加わったことでちょっとバイオリンも知りたいと思い、ちょうど矢巾町にバイオリン教室ができたので参加し、今もそれからずっと続けてきてている状態でございますけれども、このことから、矢巾町のふるさと創生事業がどういうものだったのか知りたいと思いまして、今回質問させていただきました。矢巾町のふるさと創生事業では、地域づくりの中心を担う心豊かな人材の養成に力を入れ、それが現在に至る本町のまちづくりに生かされているということで、すばらしい事業が実施されたと思っております。

そこでもう少し詳しくお伺いしますけれども、開館直後の田園ホールを活用した芸術文化交流事業の内容についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼 仁君） お答えいたします。

ふるさと創生事業、竹下内閣が昭和63年、平成元年と交付税措置として1億円を交付しまして、この事業を知る者が役場にもかなり、我々のような年をとった者しかいないような状態でございまして、なかなかその当時のことと知る者がいなくてあれなのですけれども、矢巾町の場合は、そのときに交付税を活用しまして基金を創設しております。ふるさと基金というのが今もありますけれども、当時はバブルの時期でございまして、利率も5%、6%という、今から比べれば、もう300倍、二百何十倍というような時期で、基金を創設して、それを活用していったほうがいいのであろうということで、当時はそういった判断で進んだものと考えております。

そういったところにちょうど田園ホールも開館いたしまして、芸術文化ということで、特にコンサート、オーケストラのそういうクラシックの専用ホールということもございまして、その基金を活用しながら事業を行ってきたわけですけれども、そういったふんだんにお金が使える時代だったというのが今うらやましいなというふうに思うのですが、当時まず最初に小山実稚恵さんのピアノリサイタル、こういったものをやっておりますし、それから日本フィルハーモニー管弦楽団、こういったものもやっております。それから、劇団四季のコーラスラインとか、その後は3年、4年と前橋汀子さんのバイオリンリサイタルとか、芹洋子さんとか、そのほかにも第九をやってみたり、そういった事業がずっと6年ころまで基金を使いながら行っております。

ふるさと創生の基金の1億円については、そこだけ注目されるわけですけれども、そういった時代背景もありまして、その後も2年、3年、1億円ぐらいずつ交付税の中で措置されておりまして、そういったものもあわせて活用してきたということでございます。そういったものにつきましては、今はなかなかそういったお金をかけることはできないのですけれども、先ほどお話がありました町民オーケストラ、それもそのときのそういった時代背景もありまして、矢巾町にもぜひそういうものをつくりたいということで始まって、実際には楽器もバイオリンとかチェロとか、そういったもの、ティンパニーもですね、買ったわけですけれども、何せオーケストラというと、かなりの楽器が必要になりますし、なかなかそれをやれる人材、指導者、そういったものもなかつたというような背景もございまして、今の田園室内合奏団ということで、今もそういった流れをくんで継続している、それが音楽のまちとか、各小中学校の全国レベルの合唱とか、合奏とか、そういったものに結びついているという意味では、一定の成果が上がっているというふうに考えておりま

す。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 6つの事業が行われましたけれども、それぞれ経費、どれくらいかかっている。最も経費がかかっているのはどこか、それぞれどれくらいかわかればお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず30年前の事業ということで保存年限が過ぎている文書が多くて、可能な限り努力しました。みずから考え、みずから行う地域づくり事業ということで、当時は地方分権ではなかった時代ですので、いわゆる機関委任事務で非常に地方の自由度が少なかったときに、その時代にあって、みずから主導する地域づくりということで、今につながるまちづくりの事業だったのだなということを改めて考えさせられる機会をいただきまして、まずもって本当にありがとうございました。そうした中で、先人がそういった議員がおっしゃるとおり無駄な投資ではなくて人材育成といったところにお金をかけてくれたというのは、本当に先輩方にありがとうございますし、それを支えてきた町民の方々にも本当に敬意を表するところであります。

前置きがちょっと長くなつて恐縮だったのですが、この事業の中で最も使われた事業ですが、国際交流事業が最も多く3,305万円ほど使われております。次に、使われているのが芸術文化振興で3,208万円ほどというような順番になっておりまして、先ほど議員さんがおっしゃいましたバイオリンとかチェロの購入費は、平成4年に200万円の予算で、実際は199万円で楽器のほうを購入しているような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それから、熱気球ですけれども、何年か見えなくなってきたと思いますけれども、現在どのようになっているとか、今後どのようにするのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

実は、私熱気球のパイロットを取らせていただいたものでございまして、あれから約十二、三年ぐらい活動しまして、いただいたお金以外で自主事業でもう一機実は購入しております。そういったもので秋まつり等で係留飛行をやっていたのですけれども、耐用年数がまいりまして、もう今飛行できないような状況になっております。物としては、処分はまだしていなくて、役場の倉庫のほうに2機しまってある状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 次に移ります。フリモント町との交流は、今も続いているわけですけれども、ラングレー市やフリモント町の交流に加わった人の、あるいはリーダー養成事業に加わった人はどのくらい、そういうのに加わったか、ざつとでいいのですけれども。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） これも私が数字を拾える範囲で拾ったものなのですが、まずリーダー養成事業で私が確認できた中で参加していた方々は148名おられました。これは延べの数になると思います。また、国際交流事業で海外に行った人数というのは、この事業の期間で、これももしかすると間違っているかもしれないのですが、私が確認できた中では44名の方が国際交流事業に参加しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） そして、参加者がその後地域や各種団体のリーダーとして活躍しているということですけれども、そういうのであれば、今後また小中学校の交流事業やリーダー養成事業を行い、リーダーの育成を図っていくことも大切だと思いますけれども、あるいは今別な形で行っているのか、そういう点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

今各社会人となったり、あるいは大学、高校というふうに進んだ人たちが、今矢巾町に戻ってきて、この間もフリモントに行った子どもの中に、お母さんが私もフリモントに行ったというふうなこともあります。そういうふうに還元されたり、あるいは教育が再教育

されたりとか、そういうことで影響を与えながら、今度フリモント町を迎えるような、そういう体制づくり、それが浸透していっているのではないかと思いますし、さまざまところでフリモントを経験した、あるいは寧波を経験した、ラングレーを経験した、そういう子どもたちが活躍していると思います。今度機会があれば、そういった子どもたちを呼んで発表会とか、そういったものも考えていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、もう一つですけれども、ふるさと矢巾会というのが今も続いているわけです。これは関東だけですよね。他の地域にも多くの矢巾町出身の方がいると思いますけれども、関西やほかの地域の支部とかはあるのでしょうかお伺いします。もし、なければ、またそういうのもあってもいいのではないかと思いますけれども、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

ふるさと矢巾会は、今議員お話したとおり関東周辺の在住者の方々で大体今登録数が、ちょっと手持ちにはないですけれども、200人ちょっとくらいとなっております。ただ、たしか矢巾会が設立したのが平成の最初のころで、もうその方々がかなり年齢も高くなつて、総会等々に毎年11月ころにやるわけですけれども、参加人数も若干減ってきている状況です。ですから、何とか今矢巾会の事務局は、関東のほうに住んでいる方々が中心になってやっておりますが、会員の確保のために、いろいろと情報収集しながらお声をかけているのですが、幾らかは若い方々も入ってはいらっしゃるのですけれども、一気に変わるといふのは、なかなか難しい状況です。

ほかの地域につきましては、基本的にはうちのほうからお声をかけたという事例はありますので、今のところは関東方面だけの矢巾会を中心に活動していると。ほかのほうには、今のところ新しく矢巾会というのはつくる計画はございませんが、当時設立したのが旧、今33市町村ありますけれども、県内に。あの当時、合併以前のところで結構そういった雰囲気が高まって、どこの地域でもふるさと会をつくろうということで矢巾も遅くならないようにということでつくったという経緯がございますけれども、まずはほかのところを、余り関東周辺だけで、ほかの地域は多分つくっていないのではないかなと思っていま

すので、矢巾もとりあえずは、まずこの現状のままで関東方面だけを中心に進めていければと考えておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、今水本議員のご提案は、やはりちょっと考えるのに一考するのではないかということで、実は県人会というのがあるので、その県人会は、いろんなところに、関西とか何かあるわけですが、ちょっと県人会と情報収集して、その中に矢巾町ご出身の方がいらっしゃれば、ふるさと矢巾会と連携しながら、そういう方にもぜひご加入いただいて、私ども矢巾町の応援団になってもらえるように取り組んでいきたいなということで、これはちょっと私たちにもいろいろな考え方を進めていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で8番、水本淳一議員の質問を終わります。

次に、14番、小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号、14番、日本共産党の小川文子でございます。まず1問目の質問に入らせていただきます。1問目は、メディカルフィットネス推進事業についてでございます。

町民の健康増進のために、岩手医科大学と連携した医学的見地を用いたメディカルフィットネス推進事業を病院敷地内のコスモス棟で実施することにしたということにこの間補正予算でも通っておりますけれども、そのことについて以下お伺いをいたします。

1番目、医大病院内の施設で実施する事業の主体が矢巾町である理由を伺います。

2番目、対象は町民、町内法人、岩手医大関係者、これは職員及び学生、そして周辺市町の住民としておりますけれども、町民はどのくらいの人数を想定しているのか。

3番目、総事業費は3年間で2億6,530万円と膨大であります、その内訳を示されたい。

4番目、利用料金は公募で選定された事業者が設定するとしておりますけれども、月額の利用料をどのくらいと想定しているのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 14番、小川文子議員のメディカルフィットネス推進事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本事業の主な目的は、健康な町民をふやし、健康寿命の延伸を図ることで、結果として医療費や介護給付費といった扶助費の削減を図っていくものであり、本町の最重要課題として取り組まなければならない政策であります。また、メディカルフィットネスは、運動習慣を定着させるとともに、岩手医科大学等の医師による運動処方箋に基づき、健康運動指導士が個別に運動プログラムを作成し、生活習慣病の予防や改善を図り、健康を増進させるものであり、矢巾町都市計画マスタープランにおいてヘルスケアゾーンと位置づける岩手医科大学附属病院敷地内で行うことは、事業の性質及び土地利用の面からも適切であると考えております。

2点目についてですが、月額の会費を支払って施設を利用する方は500名程度を見込んでおりますが、そのほかにもエン(縁)ジョイやばネットワークと健康運動指導士が各公民館等で行う出張フィットネスや健康チャレンジ事業との連携も計画していることから、希望する町民全てが対象となっております。取り組みの浸透を図り、一人でも多く事業に参加する方をふやしてまいります。

3点目についてですが、初年度は、使用機器の購入に5,600万円、施設内装等の設備工事に5,700万円、メディカルフィットネス施設運営事業に1,800万円、健康チャレンジ推進事業に860万円。2年目は、メディカルフィットネス施設運営事業に4,700万円、健康支援業務500万円、健康チャレンジ推進事業に1,000万円。3年目は、メディカルフィットネス施設運営事業に4,800万円、健康支援業務450万円、健康チャレンジ推進事業に1,100万円。3年間の総額で2億6,510万円となり、その2分の1が交付金の対象となります。

4点目についてですが、月額5,000円から6,000円、回数券は1回500円から700円の設定になることを想定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番(小川文子議員) まず1点目の再質問でございますが、今までの説明からは、健康で歩ける方は健康チャレンジでタニタの万歩計で歩いていただくと。そして、病気になる一歩手前の方々が一応この対象といいますか、ターゲットの方々であるという説明を受け

てまいりました。その中でございますが、利用者数を500人と見ておりますが、この利用者の町民、そして町内法人、ということは町内に会社をお持ちの方の従業員ということですね。それから、岩手医大の職員、学生、そして近隣市町ですから、盛岡、紫波あるいは雫石、滝沢も入るかわかりませんが、それらの住民を対象としていて大変広いわけでございます。そして、この500人というのは、その全てで500人なのか、町民が500人参加をしているのか、そこを伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まずこの500と設定しているものなのですけれども、これは500からふえても全く問題なく、700でも全く問題ありません。ただ、そうした場合には、施設の混雑ぐあいというものが高まってくると思いますので、見込みとして500人という話であるのですけれども、実際に他のそういうメディカルフィットネスをやっている自治体の例を見ますと、長く運動ができない。例えば運動習慣が余りついていなくて、がんがん、がんがん運動、トレーニングできないという人々は短いサイクルでの運動を希望したりしていると聞いています。そうしたところを組み合わせていけば、もっと人数はふやせるものかなと思いますけれども、ここで500名といっているのは、その使用者の満足度といったものを踏まえて数をいっているものであります。また、施設の利用ということを考えれば、500という話にはなるのですけれども、健康チャレンジの対象者であるとか、町民全て、出張フィットネスなんかも行いますので、希望者があれば、そういうところに行きますので、必ずしもこの事業の施設利用という部分には500名なのですが、そういった捉え方ではなくて事業全体で捉えていただければなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　論理がかみ合っておりません。私は、その町民が、例えばいろんな形で参加すれば、全町民ということになりますけれども、月額六、七千円を払って定期会員として参加できる町民あるいはたまに行く町民でもいいですけれども、ほぼそこをまず一定の顧客として参加する町民をどのくらいと見込んでいるかという質問をしているのでございます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 申しあげございませんでした。先日お話ししたとおり、このエリアにはおよそ1,000名ほどの需要があるだろうという見込みがございます。こうした中で町民の方がどれだけ参加していただけるのかというのを、私どもこの取り組みを周知を広めて理解していただき、利用していただける方をふやしていくなと思っております。

潜在的なものとしてこのエリア、今対象範囲としたところにはお金を払ってこの事業に参加してもいいと思われる方は1,000名ほどいるというような結果でございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） ということで現段階ではあくまでも想定ですと、こういうことですが、他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 市場調査で1,000人の利用があるということはわかります。しかし、この2億6,500万円を使う以上、町民がどれだけ参加して、そして最初のいわゆる目的に掲げてございます町民の扶助費、健康増進に伴いまして、健康寿命の延長を図り、結果として医療費や介護給付費といった扶助費の削減を図っていくものが、この最重要課題でございますから、これにどれだけ寄与できるものなのかという、いわゆるばふっとしたものでもいいので、この間言っておりました地方創生の国に出した計画書、それを示してください。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 先日予算のときにお話しいたしましたけれども、そのときに事業で出しておりますKPIについてお知らせしているところあります。先日私は、国に出したものはKPIで、その先のものについてはというお話をしましたが、こういうお話を繰り返していてもあれなので、あくまでこの数字はお出ししたいと思うのですが、公募で決定いたしました事業者と最終確認をして、事業者もこれでオーケーというものであれば、改めてお示ししたいのですが、現段階で私どもで考えている数字をお知らせしたいと思います。

今扶助費につきましては、毎年私どもの予想といたしましては、1.9%ぐらいずつ扶助費が増加していくものと計算しております。この1.9%というものにつきましては、これまでの増加の数字を鑑みまして、そういう伸びで県のほうにも報告している数字でございます。こちらにつきまして、2020年の段階では23億3,900万円ほどになるものが2025年では

25億6,800万円、30年では28億1,900万円、2035年は30億940万円、そういう形で増加傾向になっていきます。

それで、こちらもお話ししたと思うのですけれども、私どもの病気の中で、30年度時点で1,000人当たりの生活習慣病の患者、どのような形になっているのかというと、国の平均を上回っている数字というものが、まず高脂血症があります。あと脂質異常症、あと糖尿病、あと精神疾患というのもあるのですが、あと高尿酸値、脂肪肝といったものが生活習慣病のものとして国の平均を上回っている状況です。塩分摂取率なんていうのは非常に高くて、脳疾患で亡くなる方々がワーストだというはご存じだと思うのですけれども、そういう形で亡くなる方が多いのです。これを健康チャレンジを行うことによって、歩くことによって運動習慣をつけて健康増進させる。

ただ歩いていくだけだと、私もそうなのですが、なかなかインセンティブにならないといふふうな状況で、それをもっときっかけづくりにしてこの施設を使ってもらいたいという話になります。仮にこういう取り組みを人口の10%までふやすことができたならば、この扶助費を1.9%の伸びを約1.5%ほどに抑えることができるのではないかなどとふうに考えています。そうしますと、2025年の段階で扶助費は25億900万円、そうしますと、何もしなかった場合より5,900万円ほどの削減を見込んでおります。また、2030年の段階では27億300万円、こちらにつきましては、何もしなかった場合において1億1,600万円の効果を見込んでおります。また、2035年の段階では29億1,200万円、何もしなかった場合に比べて1億8,200万円ほどの扶助費の削減を見込んでおります。

あくまでこれは見込みなのですけれども、こうしたことをしていかなければ、そのまま増加していくということなのです。このことについて、予測ですので、これがいいか、悪いかと言われたことについては、多様な意見があると思うのですけれども、私たちは2040年問題、2025年問題にどう対応していくのかということについて真剣に考えた上でこの数字を出したものですので、削減効果というものは、今の数字を私たちはできるように頑張りたいと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この数字のもとが大変無理な数字で組み立てられております。つまり町民の10%といいましたら、将来人口は2万人かもしれないし、今は3万人を目指し

ているわけですから、2,000ないし3,000の方が利用しないと成り立たない話でございます。私は、町民の中に、いわゆる今の数字が5,000円、6,000円払って参加する人の数字なのか、そこら辺もちょっと微妙でございますが、どれほどのお金を払って、そこに行く人が出るかどうか。むしろ本当にデマンドではないけれども、試験運行をしてからやるべき業務であると考えます。いきなりこの大金をかけるのではなくて、試験運行をしてみると。そしていけると、町民の方もそこそこ参加があると、そういう段階で取り組むべき課題であって、最初からこの膨大な数字を出して扶助費が減るというのには論理の飛躍がございます。はい、どうぞ。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　論理の飛躍ということで大変申しわけございませんでした。ただ、将来を考える上で論理の飛躍というのは、政策の予測性というのも非常に重要になってくると思います。論理の飛躍をなくして将来を語って、ビジョンを語って、バックキャスティングで現状をはかっていくことは無理なのだと思います。もし、仮にそれが無理な数字だというのであれば、無理な数字をできるように頑張っていくのが私たちの仕事だと思っています。これを最初から諦めてしまったらどうなるのでしょうか。私は、さっき言ったようなものの数字が1.9倍の中でいけば、お話ししたとおり扶助費が一般会計総予算の中の35%を占めるような数字になっていくという予想になっています。これは、低めで見てそういう数字です。先ほど人口の構成が少なくなっていていけるお話をありましたけれども、人口の構成が少なくなっていく、それは2040問題のことを探しているのだと思います。その中で高齢者の数が75歳以上の数が4割近くなっていくといったときの構成を考えるならば、だからこそ今やるものなのではないかなと思っています。論理の飛躍については、将来を考えていく、ビジョンを決めていく上で必要なことなのだと思います。私の考えはそういうことになっておりますので、以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

　小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私が論理の飛躍と申し上げたのは、いわゆる構想段階の話ではないのでございます。つまり扶助費を減らすということは、もっと確実な方法でやらなければならぬということでございます。このフィットネス事業だけで、もちろん、私も全面否定するつもりはないのです。こういうのがあってもいいだろうと思います。町内にも2

力所ほど民間でやっておられるところがあるって、そこが営業を続けていらっしゃるということは、それなりの効果とニーズがあるということですから、それを否定するものではないのだけれども、町が税金を使ってやるべきことなのかということを問いただしているのです。

つまりもっと町民がこういう形で運動するというよりは、私も先ほど出ましたように、やはり町民プールが今閉館となっております。それで、もっと子どもたちにも幼児のうちからプールで泳がせてあげたい。そして、全身運動を伴うこのプールが、大変腰の悪い人とか、足の悪い人にとっては、歩くだけでいい運動になるのです。このフィットネスのメディカルな器械を使わなくても、プールの中で歩くことが大変いい効果を生み出します。そういうことで私は、今必要なのはメディカルなのかということなのです。これを全面否定するわけではないのです。今町にとって何が必要なのか。このお金を2億6,000万円投資する対象が何なのか。まずは町民がもっと気軽に運動できるプール、スポーツ施設、そして強いて言いますと、国保や介護の保険料を減らすためには、もっと、例えば子宮頸がん検診は、今2年に1回でございますけれども、これを毎年行っていただく。そして、人間ドックの補助ももっと積み上げていただく。そして利用をもっとしやすい方法にいろいろ考えていただいておりますけれども、さらにそれを進めていく。そういうふうな着実なところにまずはお金を使って、そして今課長が言うような、もっと遠いといいますか、段階でこのフィットネス事業をやるのであれば、私はそれなりのまた2040年、2050年、そういう将来のそれこそフューチャーデザインの中で組み込まれてくる内容だと考えます。

しかし、今これを最重要課題として、しかもこの間も議会冒頭で申し上げましたけれども、8月19日にこの説明があって、そして2日に再度補足の説明があって、3日でもうこれ予算がついてしまったわけでございますから、進め方として非常に拙速である。最重要課題だからということで非常に拙速に進めておられる。この進め方には、大変私は問題があると考えています。いずれフィットネスという、いわゆるフューチャーデザインでやるべきことを今の段階でしゃにむにやってしまっているということに私は問題を感じているのです。そのことについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

小川文子議員のご質問の内容については一理ありますし、また私も共鳴するところもありますが、ただ私もどうも横文字、フィットネスとかと、何か健康増進事業とか、もう少しわかりやすい表現ができないのかと。ところが、国のほうでは、こういう事業でなけれ

ばだめだということで、どうかまず一つは、フィットネス、イコール健康増進事業だということで。

私、今別のほうのあれでいろいろ調べておったのですが、日本の平均寿命、私は昭和20年生まれですが、その昭和22年の平均寿命というのは、男性は50歳、女性は53歳と。その後昭和35年、平成2年とあって、今現在平成29年は、もう男性が81歳、女性は87歳と。それで、私どもこの取り組みについては、今いわゆるもうご存じかと思うのですが、このスポーツ庁というところがあるのですが、そこの中の健康スポーツ課というところで、いろいろ言っておるのをちょっと一端だけご紹介をさせていただきたいなど。

まずそこで言っているのは、全ての人々が幸福で豊かな生活を営むために重要な役割を果たしており、近年我が国の国民医療費が年間約40兆円に上っていると。その中で、スポーツを通じた健康増進や生涯スポーツの振興を図ることが重要であると。それから、地方公共団体が行うスポーツを通じた健康増進施策に対する死因やライフステージ、そういうものに応じた運動スポーツへの参画を促すための取り組みを進めていきたいと。そういうこと、全部これは挙げるとあれなのですが、そのほかに最後に、来年の東京大会、いわゆるオリンピック大会、これに向けてスポーツ参加や健康増進への機運を高めることで国民の皆さんのスポーツの実施率の向上を図って、国民の皆さんの健康増進を図りたいと。

そこで、小川文子議員にお願いなのは、何かフィットネスというと、私もテレビとか何かで映っているお金持ちの方がやるようなイメージがあったのですが、そうではなく健康増進事業。それから、もうそういうものに対応できる人はやる、またリハビリ体操、高齢者の方、またはオレンジ体操とか、いろいろあるわけです。私自身も今、朝歩いて、そして自転車を踏んで、朝に運動しております。それは、私みずからやはり健康を害したこと也有って、やはりいろいろ迷惑はかけられないと。今医療費が大変なときに、自分みずから大変恥ずかしいことをしたと。今そういうことで健康づくり、これはウォーキングとか、自転車を踏んで、毎朝1時間ぐらい。たまに高橋七郎副議長ともお会いすることがあるのですが、きょうは何か、今までなかつたのですが、自転車ふばずいっておったのですが。そういう全世帯型で、いわゆる健康増進のためにいろんなことに取り組んでいく、その一環として捉えていただきたい。そのところだけ切り取ったあれすると、小川文子議員のおっしゃるとおり無駄なお金ではないのかと。短期間で考えたのではなく、これから人生100年時代です。もう今ご紹介させていただいた私たちが生まれたときは、50歳、53歳、もうそれが倍になるわけですから、そういうときだからこそ健康増進に取り組んでいかな

ければならないということで小川文子議員も、そのところだけはご理解をしていただきたいということでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そこは、町長の熱い思いは受けとめましたけれども、私たちは議会として、予算が着実に効果的に執行されるかどうかをチェックする役目がございます。具体的なことをお聞きいたします。医大のコスモス棟の中に約6,000万円をかけて内装をするわけですけれども、この内装の中身についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

内装の中身でございますけれども、まず内装、床、壁、給排水、こちらに4,600万円を予定しております。設備といたしまして、電気、空調、こちらに700万円。あとは周辺のサインであるとか、中の詳細なところにつきまして400万円ほど。予算には6,000万円ということがあります、実際は5,700万円ほどにおさめられるように今頑張りたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） フィットネスの器械、約6,000万円ですけれども、この器械の一つ一つの値段、一番高いものはどれぐらいするのか。そして、数はどれくらいあるのか。大まかなところで説明をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、運動型健康増進施設といったところにつきましては、まずランニングだとかバイクと言われている有酸素系のマシンが必要になってきます。こちらにつきまして、台数的には、具体的納入事業者とまた最後合わせなければいけないのですけれども、大体15台ぐらいを考えております。そのほか、無酸素系といって筋肉のトレーニングをする分、こういった部分のマシンが、これもやはり15台ぐらい入る予定です。値段の高い、安いはあるのですけれども、1台当たり250万円くらいのものになっております。

次に、前の議会で議決いただいたおりました体育館に入るマシン、ああいうタイプのものも予定になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 事業主体が矢巾町ということで、これだけのお金をかけて医大の中に設備するわけでございますが、医大の施設を使う賃貸料というのは発生するのか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） こちらは賃貸料は発生いたします。こちらは、まず医大の建物というよりは、医大が建てたのではなくて、三菱UFJ系の資産会社の持ち物になっております。それを日本調剤さんという会社が借りておりまして、そこがちょうど日本調剤の薬局という形になります。その半分を家賃として借りるという話になっておりまして、約100平米のところになるのですけれども、家賃が60万円ほどになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そして維持管理費、職員の給料も3年間は町が保証するというわけで、3年たった後自立していただくということですけれども、自立した後のこの施設の利用料、器具、機材の賃貸料というのは、その事業者からいただく仕組みを考えているのかどうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 当然私どもの物をお貸しするわけで、賃貸料をいただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 賃貸料でございますけれども、6,000万円の内装をいたしますと、減価償却では20年になります。そして、器具機材だって1つ250万円となりますと、10年はくだらないと思います。つまり減価償却に見合った額の賃貸料となるのかどうか。これは、最低レベルの話でございます。そのことを伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まずフィットネス機器の減価償却は3年で計算するのが法人税法の中で一般的だと考えています。ですので、事業の実装段階においては、そういった器具の部分は、減価償却済みというふうに考えております。こちらにつきましては、事業者及び税務署のほうを確認させていただいております。

ただ、こちらにつきましてどのような形で賃料を設定していくのかというの、今後公募で決めます事業者と鋭意努力していきたいと思いますが、適正な額をいただきたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　事業者は3年後には月額60万円の賃料を払い、そして本町の、いわゆる内装代の部分、これがございます。この部分を払っていき、そして自分たちでこの事業継続をしていくということになりますか、そのことについて伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　当然事業者は、自分で出店する場合、そういう経費を負担することになると思いますが、今ここで私たち3年後民間に自走していただくという話をしました。町が指定する地方再生法人として自走していただくわけですので、そこに私たちの健康増進の仕事をいかにコミットしてもらうかというのは重要な課題であります。そういったところを考慮しながら賃料は決めていくものだと思っておりますので、当然小川議員がおっしゃるとおりのことだと思います。あとは政策的な部分で私たちの健康の取り組みにコミットして地方再生法人としてどのようなことを歩んでいくのかといったことにつきましては、今こここの場で私が確定してしまうことは、今後民間事業者がどのような営業をし、事業計画立てていくのかというのは、公募の段階でございますので、今ここで発言するのはお約束できないことになってしまいますが、小川議員が言っていることは、おっしゃるとおりだと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 普通フィットネス事業を始める会社であれば、もう施設整備から、マシンからに全部自分たちでそろえて、そして従業員の給料も払ってやっているのが今の実情だと思います。ここで公募された会社は、言ってみれば初期投資を全部町が税金でやってくれていると、そういうことから考えると、非常に有利な状況で個人的な会社の運営をしていくということになります。そして、それこそデマンドタクシーでもないですけれども、タクシー業界に影響を与えるから私たちこれできないということ、縛りがござりますけれども、民間のフィットネス事業に対してうちらがここまで、矢巾町が税金を出して初期投資をするというのに対して、いわゆる商法上の問題が生じないかどうか、3年後自立したときに。そのことについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） まず民間のところを圧迫しないかというようなところでございますけれども、今町内に展開しておりますサーキットトレーニングをするジム、こちらは全く競合しないと考えております。業界の分析等も詳しくレクチャーしていただきましたけれども、全く異なる形態であります。今町内にあるのは、俗に小型といったところで、大型というのが盛岡の駅前にあるセントラルさんみたいなところを大型と言います。私ども今考えているのは、中型というところになりまして、それぞれ行うところが全く運動形態が違います。ということで町内における民間企業の圧迫というものはないものと考えています。考えているというより、まずここの中でやっている、町内にやっている盛岡の総代理店の、フランチャイズではなくて総代理店のほうに聞きましたけれども、全く競合はしないという見解をいただいているところでございます。

また、こちらにつきまして今後民間に、3年後なっていくという話なのですが、そこは特に問題は生じることとは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この中で健康をつくるためにお医者さん、ドクターのいわゆる処方箋を持って、その健康運動の指導士が個別に運動プログラムを作成して、生活習慣病の予防や改善を図り、健康を増進させるものであるということでございますから、一旦処方箋をいただくということは、診察をしていただくことがまず前提になるわけでございますよね。そして、そこで処方箋をいただいて、その人に合ったプログラムをいわゆる運動士

の方がプログラムをするということでございますけれども、私はこういうことをやるのであれば、矢巾町がやるというよりは、むしろ岩手医科大学が一つの、僭越かもしれないけれども、今後の医療のあり方として一つの選択肢になり得るのではないかと思います。それで、むしろ岩手医大と交渉して、これは岩手医大がやるべき事業ではないか。敷地内でもありますし、岩手医大の社会貢献としてぜひやっていただきたい、岩手医大に。そのような交渉をしたことがあるのかについて最後お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　この事業は、岩手医科大学にやってくださいという交渉は、私はしておりません。そもそも岩手医科大学がやる事業ではないと思っておりまし、岩手医科大学がCSRの考えでここをやるものでもないと思っています。あくまであそこのエリアが、医大というものが私どもに移転してきまして、それで初めて協力体制を敷いて、そしてできる。お互いが持っている資源を持ち合いながらそういう健康の取り組みができるということは、今までの流れでは全くないことあります。私はそういう交渉はしておりませんし、そういう考えも持っておりません。

ただ、協力関係ということについては、タッグを組んでやっていきましょうという考え方でお互い確認しておりますので、私はそういう方向で仕事をさせていただければと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは最後に、途中でちょっとお話をいたしましたけれども、本町にはプールがありません。運動する施設が圧倒的に足りません。そのことについて、計画の中で県の県営プールも今度の計画の中には載っていなかったということで、県営プールの誘致というのもそう近いものではないということははっきりといたしました。やっぱり私は、町民の健康のために、そして西部の観光開発の拠点としてでも、やはり南昌グリーンハイツを再生させるべきだと考えます。この2億6,000万円を使うのであれば、むしろ本当はそっちに使ってほしかったと思うくらいでございます。ですので、お金が1億6,000万円かかるからできないという、老朽化もしているということでございましたけれども、やっぱりこの暑い夏もプールを求める声は大変多かったでございます。ですので、やはりフィットネスをやって、そっちに力を集中するというのではなくて、プールをしっか

りと位置づけてやっていただかなければ、町民は納得しないのではないかと私は思います。その点をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 通告にはプールの件は入っておりませんし、先ほど県営プールの関係については、別の議員の質問で答弁がありましたが、グリーンハイツのことを聞きたいのですか。

○14番（小川文子議員） グリーンハイツです。私がこれをやったのは、このお金を使うのではなく、もっと別の方法でという観点で質問しております。

○議長（藤原由巳議員） 答弁は何を求めます。グリーンハイツのことを求めます。

○14番（小川文子議員） そうです。

○議長（藤原由巳議員） 通告にありませんので、これは過日申し合わせた内容ですが、これは後刻にお願いできませんか。

○14番（小川文子議員） 議長がそうおっしゃるなら、それでよろしいです。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、1問目の質問を以上で終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時40分といたします。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 2問目は、デマンド型タクシーと市街地循環バスについて伺います。

3月からデマンド型タクシーの試験運行が始まりました。また、9月からは、市街地循環バスの試験運行が開始されます。そのことから以下伺ってまいります。

1番目、デマンド型タクシーの8月までの利用状況はどうか。

2番目、町民や議会から出された改善要望、つまり戸口から戸口の利用、そして1乗車

当たり300円程度、そういう改善要望の状況はどうなっているのか。

3番目、循環バスの医大循環線は、岩手県交通の便と競合するのではないか。

4番目、市街地循環バスについて、バス事業者に委託するよりも、タクシー事業者に委託してはどうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　デマンド型タクシーと市街地循環バスについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、7月末時点において、79便を運行しており、利用者数は81名の実績となっております。運行開始当初に比較しまして、利用者が増加しており、コミュニティバスさわやか号が本年6月末に運行を終了した影響と思われますが、7月からの利用者も増加傾向となっております。

2点目についてですが、議員各位のご提言のほか、現在利用者を初めとする要望等の把握に努め、情報収を行っている段階であり、今後改善の検討を進めてまいります。

3点目についてですが、町が運行するコミュニティバスの医大循環線については、一般のバス路線と競合しておりますが、実施事業者を含めた矢巾町地域公共交通会議におきまして協議が調い、運行実施の予定となっております。

4点目についてですが、市街地を循環するコミュニティバスにつきましては、一般乗合旅客自動車運送事業を行うバス事業者が実施することとなっており、一般乗用旅客自動車運送事業を行うタクシー事業者では実施できないものとなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　まずデマンドタクシーのほうから伺います。

利用は、少しづつ伸びているということでございますが、一月平均にすると20名程度でございますので、1日1便もいっていないのかなという感じを受けております。やはり町民からは使いづらいということは、たびたび聞かされます。なかなか東から西に行けない、西から東に行けない、そういうこともございますし、迎えに来ていただけないならば、やっぱりタクシーのほうがいいということもございます。そんなこともございまして、その割には料金が500円と高いということがございました。これらの改善のために、やはりここ

をクリアしないと、本当の意味のデマンドタクシーの魅力が発揮できないと考えます。

その地域公共交通会議の中でタクシー業界の皆さんからそういう理解が得られていないないということが、一般のタクシーを圧迫するということが、やはり一番大きな理由になっているのではないかと思います。そして、あるいは法律上できないのであれば、もうそれはその時期を待つしかございません。その法律改正がくる時期を待つしかございません。それで、公共交通会議の中で解決できるのであれば、私はこの対象をもっと明確にする、それが必要かと思います。今のデマンドタクシーは、全町民を初め観光客あるいは町内においてになった方々全ての方が、そのデマンドの対象者となっております。これでは、一般的なタクシーと、あるいは対象者が競合してしまいます。せめて私はこれを登録制としまして、交通弱者に限って行う。その登録をもってしっかりと選別をする。そのことによって一般乗車との区別化を図る。そして、今は高齢になっても、なかなかやっぽり車を手放せないということで、高齢者の事故があるものの、すぐに運転をやめて返上できないという状況もございますので、すぐすぐに、あるいはそんなに爆発的にこの登録者がふえるとはちょっと考えられないと考えます。小さく生んで大きく育てる、そのことがある意味タクシー業界の理解を得ることができるのでないかと考えます。

全国で課長も約70件ほど行われているということで、その資料もお持ちでしたけれども、私どもも、昨年の総務常任委員会でもいろいろ調べまして、やはり田舎の過疎でなくとも、いわゆる市という段階でこのデマンドタクシーが戸口から戸口ができているのでございます。だから、なぜそこができたのか。それは、公共交通会議の理解を得ているということが前提条件にあります。ですので、いかにその公共交通会議の委員の皆さんの理解を得るか、これが最も私は、大事なクリアする課題だと思います。

あと法的に無理であれば、そもそもこのデマンドタクシーをやる意味もなかったと思います。その点についてお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　まずこちらにつきましてやる意味がなかつたというような話を現段階でされるというのは、非常に私は疑問に思うのですけれども、まずこれをやっていく上で大きな課題となっているというのが、やはりまだ潜在的に使う人たちが少ないということなのだと思います。議員がおっしゃるとおり、徐々に、徐々にふえていくのではないのかなと思うのですけれども、例えば私ども先日、これまで前提で言っておきたいのですけれども、私たちはやらない理由を言っているのではなくて、やろ

うと思って頑張っています。このことだけはわかっていただきたいと思います。

先日国土交通大学校の国の職員が受けるような研修会に私どもの職員を出して、何か方法はないかと探るべく行ってまいりました。そうした中で、同じ班に奈良県の柏市というところの方がやはり参加しておりました。ここは、非常に交通の便がよくて、市内に駅が8つあるのです。しかも、その中でコミュニティバスを走らせて、デマンドタクシーも走らせていて、面積が24.26平方キロメートルと小さい町で、人口が7万8,000人、密度が3,230人です。こちらは、デマンド型タクシーを実は戸口から戸口やっています。なぜできたかというと、議員おっしゃるとおり公共交通会議で合意できたからです。しかし、今どんなことが起きているかというと、実はこここの初乗り運賃が460円なのです。狭いため、端から端まで行っても1,500円でこの町行けてしまうのです。ということは、うちのほうは条件悪いですけれども、そういう集約された部分という意味では、ある程度似通っているところがあるって、その中で今合意したはずの民間事業者から民業圧迫だという不平不満が出ていて、なおかつここはたくさん利用されて、実は安いのです、デマンドが。このデマンドの金額が安いためにたくさん、1乗車200円なそうです。乗ってしまったら、その乗られた裏負担は全部自治体がやっています。そしたら、まもなく1億円近い負担になるということで、改めて公共交通会議を開いて、見直すという方向にいっているそうです。

これは、裏腹の面を持っていて、私が言わんとしているのは、まさにやろうと思えばでてくる。でも、やれば、必ずどこかで弊害が出てくる。この中で公共交通会議でどう合意を経ていくのかというのは、今試験運行期間ですので、そういった中で私たちは使ってもらう努力をし、町民の皆さんにどうやったら使ってもらえるのかという工夫をしながらやってまいりたいと思っておりますので、まだ21条の期間の中で、今の段階では、きのうも赤丸議員さんからありがたいご提言をいただきましたけれども、たくさん意見をいただきまして、公共交通会議の中で諮ってまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 大変踏み込んだ意見をいただきまして、私も少し安心をいたしました。というのは、法的に無理なのであれば、むしろ福祉タクシーか何かに切りかえたほうがいいのかという発想、きのうもございましたけれども、戸口まで来られないのであれ

ば、そのほうがむしろ利用価値としては高いという判断もあったのでございます。それで、戸口まで来られるのであれば、このデマンドの活用というのは、当然な利用価値があるということで、その金額がふえることを危惧するのであれば、やはり登録制にして、誰でもが利用できない、つまり交通弱者の人に限る、そういう努力をしていく必要があるし、どこでもやはり公共交通会議で民間を圧迫しないという、その提案がすごくやっぱり私は重要であると思うので、そっちの方向で進めていっていただきたいということで、法的に無理だという、いわゆる本町が過疎に当たらないために法的に無理だという、運輸局からのあれは大きな弊害、いわゆる壁ではないということがわかって安心したところですけれども、そっちの方向でまず進めていっていただきたいと思います。

それでは次に、循環バスについてお伺いをいたします。循環バスは、広報でも説明が、お知らせがありました。医大から矢幅駅を中心として東側は医大に行って戻ってくるルート、西側は東口からユニバース、三堤住宅、体育館前、そして不來方高校の前を通って駅前に戻るというルートでございますけれども、市街地の医大から矢幅駅までは、岩手県交通が1日38便を出すということがもう決まっておりますので、矢巾町が数便出しても、余り意味がないのではないかと。岩手医大も患者さんが主に入院患者であるために、患者輸送の必要がないということで、岩手医大としてもバスを出さないとお聞きしておりますから、町としても、この路線をあえて使う必要がないのではないかと思いますが、その点について伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず岩手県交通さんが出す便というのは、矢幅駅から医大を基礎にしているわけではなくて、駅を経由して盛岡駅に行ったり、日詰のほうに行ったりという形になっておりまして、必ずしも私どもの町の方が使いやすいというコースではないと思います。切り取って駅から医大までという形になると、循環しているように見えるのですけれども、ほかのルートを循環しているのではなく出ていくのです、町外に。それで、うちの循環しているという意味は、例えば矢幅駅周辺の方々が医大前のショッピングセンターに行ったりだとか、そういう利用もできますし、そういう利用も踏まえて設定しているのです。

こちら競合しないのかという話になると、これは若干競合します。議員おっしゃるとおりなのです。私どもは、こここの区間については、100円でどうかというお話をしました。でんでんむしのように採算度外視してたくさん乗ってもらえばという話なのですが、実は

この区間、県交通は210円の設定をしております。そうすると、これもまた民業圧迫になってしまって、ここは基本的に公共交通会議の中で、これも合意事項なのです。合意したら競合しているけれども、この部分までだったら許せるよといったやつが150円だったということになりますて、これはその150円になったというのを踏まえ、駅周辺の人たちが使う循環ルートになっているということで、あえて走らせる必要がなかったのではないかといったところに関しては、私どもとしては走らせる理由があって、こういう路線を設定したということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 東側路線は、駅東から出て、ユニバース、それから体育館とか、言ってみれば、ユニバースからわざわざバスに乗って駅東まで行かなくても、歩いて駅まで10分もかからないで行ける。三堤住宅もそうですし、不来方高校からもそうですし、駅を拠点として駅に行く人たちのことを考えれば、歩いても行ける距離の範囲であるということが一つございます。もう少し大回りをするならともかく、あの範囲がちょっと狭過ぎると考えます。

あと今上杉踏切が今12月まで工事のために閉まっているために、結局高架橋の下を通り、新幹線の下を通つてくみあい鉄建の周りを回つて戻つてくるというルートでございますが、今のいわゆる循環バスのルートの倍の距離になります。そして、そこではもちろん停留もできないし、乗ることもできない、おりることもできないということですので、結局バスが料金を倍かけて試験運行しなければならないということになります。それ最初からもうわかっていたことですので、むしろ試験運行とはいえ、駅西から発してぐるっと回つたほうが燃料費等を考えれば効果的だと思いますが、何を言っているかわからないかもしれません、結局言いたいのは、余りにも循環バスの範囲が狭過ぎるということと、それから駅の発着を西側にしたらいいのではないかということでございます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） こここの煙山地下道を通つて倍になるというのは、ちょっと計算的には私はそうではないと思うのですけれども、そうした意見につきましては意見として承ります。あくまでこれは21条の試験運行でございますので、きのう赤丸議員からもありましたとおり、では何で役場を通らないのだという話もあるかもしれ

ませんし、これにつきましては、矢幅駅を結節点といたしまして、さまざまなＪＲだとかの路線に接続するような形で絵を描いている公共交通網でございますので、ここにつきましては、必要に応じて見直しの項目として私どもも検討の課題として足させていただきたいと思いますので、それについては、ここで結論をどうこうということでお答えすることではなく、あくまでこれは地域公共交通会議で決定した事項ということで、今の意見につきましては、見直し事項として承りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） いろいろ今バス業界は、みんな大変という状況で、運転手さんがなかなか確保できないということで、この間も矢巾温泉から盛岡駅の路線が廃止の方向であると。紫波から見前を通った線も廃止の方向で2路線が廃止の方向ということが示されましたけれども、運転手さんがここまで確保できない状況の中で、あえてこの区間を運転手さんを確保して、岩手県交通に前のさわやか号みたいな大きなバスを使って循環してもらう必要があるのかどうか。むしろ私は、タクシーでできないということでございましたけれども、デマンドタクシーでできるくらいのものだなというふうに考えます。そこまで循環バスを大きくするのであれば、もっともっと利用のニーズがあるかどうかをまず今回の試験運行の中でしっかりと調べていただいて、また同じさわやか号をそこを走らせて、また空気だけを運んでいると言われない状況をつくるなければならない。そういうふうに考えますけれども、本当に必要なのかどうかという、そこまで県交通を煩わせる必要があるのかということについて、県交通はあれですか、運転手さんが少ない中でも矢巾町のこの要望に応えようと一方ではしながら、一方では矢巾温泉線を廃止するという何とも矛盾した行動をおとりになっているなと思いますけれども、県交通はどういうふうにお考えなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

県交通、私県交通ではないので県交通がどう考えているのかということに関しては、あくまで想定とやりとりの中での受け答えというか、実感でございますけれども、まず矢巾温泉線、見前回り紫波線については、あくまでも本当に1週間のうちに3名とかしか乗る人がいないということで路線の維持というものが厳しいということでした。これをそのま

まやっていくと、数千万円の赤字を県交通自体が出して、それを今まででは補助金で何とかしていたのですが、その補助が打ち切られるということでこのような申し出が出ているものであります。

一方で矢巾の循環の部分、循環というかコミュニティバス、これについては、その地域の矢巾町という発展の特性上、あと当然採算もとれなければいけないと思うのですけれども、そういう見込みがあるということの前提でご理解していただいたものだと思います。私どもも基本的にはもしかしたら走らないのではないかなと思っていましたけれども、必要ないというお話をいただいて、県交通は、実は撤退という可能性もありました。ただ、これは私どもの実情をお話ししたら納得していただいたということもございますので、県交通もこの中を走らせるというのは意味があることだと思っております。

また、将来の話になりますけれども、本格的に免許返納が起きてきたとき、ここの市街地の循環を抱えている人数というのは圧倒的なわけです。今デマンドで周辺部をカバーして交通が不便な地域を解消していますけれども、今度問題になってくるのは、中心部でどう移動してくるのかというのは、将来的に矢巾町の課題になってくると思われます。そのときに、循環バスというのは威力を発揮するのではないかなと思いますし、その中で利用者が多ければ、1乗車3人のデマンドではなくて、やはりバスタイプというものが必要になってくると思います。

ただ、小川議員がおっしゃるとおり、あれだけ大きいバスが必要なのかと言われると、決してそうではないと思いますので、見合った大きさというものは今後検討していかなければなりませんし、バス自体が平成2年に購入したバスでありますて、乗ったことがある方はわかると思うのですけれども、大変乗り心地が悪くて、バスのボタンを押すのですけれども、止まるまで立たないでくださいと、立たないとボタンを押せないというバスで、いろいろ改善点があるのです。そういう意味も含めて今後さまざま検討していかなければいけないと思いますので、ご理解のほどをお願いできればと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質問の途中でございますが、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

再開を午後1時、13時とします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3問目に入ります。

やはばーくに外階段の設置を。京都アニメーションの放火による痛ましい事件を受けて、改めて2方向避難の確保、外階段の必要性を感じました。以前議会でも提案しましたけれども、やはばーくにも外階段を設置すべきではないか。また、3階の避難シユーターを使用した訓練を実施しているかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） やはばーくに外階段の設置についてのご質問にお答えいたします。

矢巾町活動交流センターやはばーくには、建物中央の階段とエレベーター脇の非常用階段の2カ所に階段が設置されております。中央の階段には、火災等の場合に、センサーにより稼働する防火壁を設置し、各階フロアが遮断される仕組みとなっており、建物全体に煙や炎が充満しない構造となっております。建築基準法上、安全に適した構造となっておりますことから、外階段の設置は考えておりません。

また、避難訓練を盛岡南消防署矢巾分署の指導を受けながら、利用者参加のもと、年2回行っており、避難器具であります救助袋を使用した訓練もあわせて行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 京アニの放火事件は、特殊な事件ではございました。まかれたガソリンというのも、これも特殊ではございますが、あつという間に全館を煙が覆い尽くし、火が覆い尽くして多数の方がお亡くなりになったことを心から冥福をお祈りしたいと思います。そこで、教訓としてお話をされていた専門家の方がいらっしゃいまして、やはり今の建築基準法では、外階段の設置が義務づけられてはいないけれども、やはり外階段があったほうがよかったというお話をされていました。2階から飛びおりて骨折をして助かっ

た人がいらっしゃいました。確かに防火扉をつけてございます。これは、私が提案したのでございます。あそこの階段は吹き抜けになっているために、火災が発生すれば、煙突効果で一気に火が3階まで上がってしまう。子育て支援施設に上がってしまうから遮断する必要があるということで設計変更もお願いして防火シャッターをつけていただきました。

しかし、今回思うに、もし1階でガソリン等をまかれた場合に、火の力、巡りが早いときに、防火シャッターがどの程度のスピードでおりることができるのか。あるいは、1階のこっちの階段から煙が上がっていく可能性も十分あるということになりますと、そこの今の準備だけでは足りないと。もちろんこういう想定をすること自体がちょっと特別ではございますが、こういう事件が起きた今だからこそ、さらなる安全性を確保する必要があると考えます。

紫波町のオガールプラザには、2階でございますが、外階段が設置されてございます。やはり公共施設である以上、建築基準法で義務づけられていないとはいえ、外階段をやはりつける必要があるのではないかということで私は今回質問させていただいたのでございます。なので、特殊な今回の事件を受けて、さらなる安全性を確保する必要があると感じたからでございます。その点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

確かに痛ましい事件が起きまして、そういう想定もしながら今後施設の避難訓練なり、そういう部分でやっていかなければいけないと思いますが、ああいう事件が起きますと、例えば東京の歌舞伎町のビルの火災だとか、いろんなものが発生するたびに建築基準法というのも一部改正しながら現在の法律に至っております。今後そういう法改正も想定される中で、現段階では先ほどの答弁のとおり考えておりませんということでしたが、そういう想定のもと建築基準法等が改正されれば、当然そういう対応をしていかなければいけないというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質問ございませんか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この外階をつけるに当たって、今はつける気はない、将来はお願いしたいところですが。やはり一の施設には、1階はともかく2階、3階とも窓があかない構造となっておりますことから、一旦煙とかが出たときに、いずれ防火シャッターは

おりますけれども、こちらからの、反対からの階段からも煙が上がった場合に、煙の逃げ場がないと申しますか、そういう状況にあるのではないかと思います。

それで、例えば外階段をつける場合でも、外にあくドアが実際あるのかどうかもちょっとわからない状況で、やはり万が一のときに、外に、例えばはしご車が階段の役割に窓につけていただければ、そこに外階段のようにもなるかとは思いますが、実際に窓があくところがあるかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

実際にあくところはあります。実際、先ほどご質問のほうにもありましたけれども、避難シューターといいますか、そういういたものもドアをあけて実際に訓練をしているというような形をとっておりますので、あくところはございますので、そのほかに排煙装置というようなものも建物、これは耐火建築物になっておりますけれども、そういう消防法に基づく防災の設備も整っているというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、13番、川村よし子議員。

1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子と申します。交通安全対策についてお伺いします。

国では、東京オリンピックや交通インフラの老朽化を受けて、交通安全施設の予算を増額しております。町は、岩手医大病院の開業を控え、町道中央1号線を中心に整備を進めております。今後医大病院開業と同時に、交流人口の増加が予想されますが、住民の命を守る身近な交通安全施設の整備が望まれることから、以下3点についてお伺いします。

1点目、やはばーく前の交差点に信号機はいつ設置予定か。

2点目、通学路を含め地域から要望が出されている交通安全施設の整備は、どう計画しているのか。

3点目、今後の生活道路整備計画はどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、やはぱーく前交差点への信号機設置については、本年6月17日に開催いたしました矢巾町交通安全対策協議会において協議した結果、信号機の設置が必要であるとの結論に至り、紫波警察署に対して信号機の設置を要望しております。その後、紫波警察署が開催する交通規制対策協議会において、要望内容についてさらに協議された後、紫波警察署から岩手県警察本部に対して信号機設置必要箇所として提案がなされ、最終的に岩手県警察本部で開催される検討会により決定されるものであります。

現在までのところ、紫波警察署から信号機設置の通知を受けておりませんので、引き続き信号機設置の実現に向けてやはぱーく前交差点を管轄する煙山交通安全協会や煙山交通安全母の会などの関係機関と共同して要望してまいります。

2点目についてですが、通学路の交通安全施設整備につきましては、毎年各小中学校や各地域から出される要望をもとに、矢巾町通学路交通安全プログラムを作成し、その内容を交通安全対策協議会に諮った上で、その内容を公表し、順次対策を講じてまいります。

3点目についてですが、現在地域から出されております生活道路等の改善要望については154件であり、その中で整備済みは77件となっております。今後の計画としては、過去に出された要望について、現状における地域の要望内容等を再度精査しつつ、地域の現状や利用頻度等を確認しながら地域と相談し、整備を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点か再質問ありますが、順次質問させていただきます。

まず第1点目は、やはぱーく前の信号機設置について、答弁では、紫波警察署に対しては要望している。紫波警察署では、岩手県警察本部に、そして信号機設置必要箇所として提案がされて、岩手県警察本部で開催される検討会によって決定されるものであるということですけれども、時期的なことがまだはっきりされておりません。ご存じのように、矢幅駅周辺、かなり今後岩手医大が開業することによって混雑する見込みも考えられます。特に矢幅駅には、岩手医大から38便、それから循環バス、そのほかにもタクシーとか、

そういうのも多くなると思います。ですので、本当に近所の方々、住居ある方たちからいっぱい要望あります。そういう方々の要望を取り入れるのが自治体の役割だと思いますが、信号機の設置は、県の警察本部ということですけれども、その要望が何で7月、ことしの7月に要望ということだったのですけれども、前々も要望していると思うのですけれども、今までの経過をお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

経過でございますけれども、平成30年3月に、矢巾町交通安全対策協議会、会長は高橋町長でございますけれども、紫波署に対して要望書を出してございます。それ以降、矢巾町の交通安全対策協議会でも話し合われまして、今年度のような経過に沿って7月にまた紫波署のほうに要望を出していると。また、今年度についても同様に要望書を出しておりまして、例年ですと、時期がはっきり答弁にささっていないということですけれども、時期と申しますと、大体例年ですと12月ころにその検討会の結果が出て通知が来るといった流れとなってございます。

川村議員仰せのとおり、町としても、当局としても、十分ここは信号機の設置が必要な箇所ということは重々承知しておりますし、そういった形で要望してまいりてきている状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） 区画整理の立場からもお話しさせていただきますと、区画整理、実際に着工、駅前地区の着工が23年ごろだったのですけれども、平成23年から事業中も含めて今までずっと新設要望ということで警察のほうには要望を提出しているところです。区画整理が終わってからも道路管理者として信号機が必要だということを要望を引き続きやっておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 事故が、私はあそこの前で生活しているわけですけれども、夜も含めてあそこで事故が2件あったのですけれども、今までにあの交差点で何件の事故があって、人身事故は何件だったか、そういう把握とかはしているのでしょうかお伺いしま

す。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 詳しい事故については、今数字的なものは押されてございませんけれども、ことし1月から7月までの状況という、町内の交通事故等の状況というものが紫波署長のほうからご報告がありまして、その中では、事故が多く起きている場所というのが、やはり駅、あとは医大周辺、あとは役場周辺ということでご報告をいただいておりますので、やはり人の出入りが多いところ、そういうものは当然危険と感じてございますので、その辺は交通指導隊とともに協働で、あとはそれぞれ交通安全母の会なり、交通安全協会がそれぞれ交通安全の会がそれぞれ各地であるわけでござりますので、その辺と協働してこういった交通事故が起こらないような啓発活動を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは紫波警察署で毎月発行されていると思うのですけれども、広報の「南昌山」という広報の中で、これは6月号なのですけれども、やはぱーく前の横断歩道は、信号機のない横断歩道で通学路にあることから、安全モデル横断歩道に指定して、パトロールや交通取り締まりを強化していますと掲載されております。そして、その下のところに、6月末現在では、人身事故が昨年と比較して11件多い42件という、そして物損事故は少なくて、昨年と比較して111件少なく309件と報告されております。このように、あと新聞等にも投書とか声の欄に上がっているのが矢幅駅前の信号機の設置とか、そういう感じで交通事故が多い矢幅駅前というか、矢巾町になっております。特にも、矢幅駅前はメイン通りです。矢巾の自治体として何ができるかというところで煙山交通安全対策委員会とか、そういうところだけではなくて、やっぱり自治体としてもっと取り組みを強化することが必要ではないかと思うのですけれども、その点は今までどういうふうにしてきたのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、これは川村よし子議員のおっしゃるとおり、あそこにはぜひ信号機を設置したいのです。それで、私どもも何度もお願いして、この間は実は矢巾スマートインターチェンジで協議があった際に、県警本部の交通規

制課の南部課長さんにも、ぜひ検討していただきたいと。また、改めて要望にもお邪魔させていただきたいということで私も手をこまねいておるのではなく、ただ県警は県警の考え方があって、あそこのところを、私専門的なことはわからないのですが、今度矢幅駅から車とか何かしたときに対流する、そういうふうなものの関係もあると。

そこで私は、岩手飯岡駅前なんかは、あそこ十字路の信号機があって、何であそこがある、うちらではないのかということも言ったのです。このことについては、まず県道矢巾停車場線ですので県とも一緒になって、また地元の交通安全に関する協会、団体とも一緒になって、これは住民運動を起こさなければだめではないのかなと。これは、もう何度も何度も県警本部の交通規制課にも足を運んだり、また紫波警察署の署長さんたちにも、また交通課にもお願いしている事案でございますので、これは一緒になって取り組みをさせていただきたいと思いますので。

今心配なのは、もう今月の21日には、医大の附属病院、それから24日からは診療開始がされるわけで、そういったことももう一度私ども、いわゆる21日前に、もしあれなのであれば、岩手医科大学とも連携しながら進めていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

まさに川村よし子議員のおっしゃるとおりなので、事故が起きてから、特に死亡事故なんか起きてから信号機の設置となれば、今まで何をやっていたかと問われるので、そんなことのないように。今警察で発行している南昌山の中でも車両の物損事故より人身事故が多いというのが問題なのです。だから、そういうことをしっかりと応対しながら対応してまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　岩手医大の力もかりてという答弁でしたのですけれども、盛岡の例、たまたま永井の小坂医院のところの信号、あれはやっぱり小坂先生の力もあったと思うのですけれども、そういうこともありますので、ぜひとも岩手医大の力もかりて早期に信号機設置をお願いしたいものです。ということで、それは答弁は要りません。

それで、再質問の2点目についてお伺いします。通学路のことなのですけれども、東小学校、それから丸三建設の児童館もありますけれども、その道路、宮田線なのですけれども、いろいろ工事をされているのですけれども、あそこの通学路の設置について、狭い歩道があるのですけれども、そのところの整備は、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

東小学校、丸三建設付近の町道安庭線になろうかと思いますが、その部分につきまして、6月会議のほうでもお話をさせていただきましたけれども、確かに狭い、狭隘した部分の歩道があるというところと、そういった部分があるので、今後引き続き整備のほうは進めたいというふうな答弁をさせていただいておりましたので、ちょっとなかなか早くときかなくてあれなのですけれども、検討の中には入れております、交通安全プログラムという、先ほど答弁のほうでもありましたけれども、そういったものに盛り込みながら国の交付金も使って整備を進めていくというような事業計画で進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今は東小学校のところをお聞きしたのですけれども、煙山小学校スマートインターチェンジが開通されて、今度は医大の開通もあれば、スマートインターチェンジを利用する方も多くなると思うのですけれども、煙山小学校の通学路の整備の、これも交通安全プログラムを作成し、早期に予算をとっていただくことができるわけですね、それを確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

先ほどの安庭線と同様に、煙山小学校周辺あるいは町内一円のそういう通学路、そういったところでどうしてもやはり今後交通量の増加になってくる部分もあると思いますので、そういった動向を見ながら、順次整備を進められるようにプログラムに盛り込んで国の交付金をいただいて整備を進めるというような計画で進めたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 煙山小学校の通学路で煙山保育園のバス停があります。そのバス停を利用している流通センターとか、南昌台団地の方面から来る子どもたちがおりて、そして信号機を渡って、普通は右側歩行で行きますけれども、学校から今度は帰るときは

反対の方向でグリーンゾーン、青い色が塗ってあるのですけれども、そこが見づらいような感じになってきています。そして、それを塗ってほしいことと、それからあそこの煙山小学校の周辺に車が入らないような工夫ということはできないものなのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

煙山小学校に通学している児童の方々が煙山保育園の前でバスをおりて煙山小学校に行くときに、ちょうど信号のある交差点から煙山小学校までの区間について、そのブルーラインというものを引いております。道路の北側に塗っております。それで、ちょうど体育館のところに行きますと、道路を横断するというところで、そこにも塗っております。これにつきましては、煙山小学校と話をして、どちらにも塗るという、あそこは2車線道路でもないですし、そんなに幅員も広いわけではありませんので、片側に集約して通行をさせましょうということで相談して色を塗ったものです。

先ほど議員さんのほうからちょっと剥がれてきている部分もあるというところで、今現在警察のほうからも、できれば青色というものではなくて、緑色にしていただけないかというような要請も来ておりますので、そういった部分で塗りかえるときに、きちんとした補修をするというような形で考えていきたいというふうに考えております。

あと煙山小学校、これは総務課のほうになるかと、それでは以上です。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 車が入らない工夫ということで、そうなると交通規制がかかわってくるかと思いますけれども、交通規制となると、今現在行われている交通規制については、例えば北中の前の道路があるのですけれども、そこは時間帯によって片方だけの一方通行というふうな形になっていますし、そういった規制も煙山小学校周辺でできるかというと、なかなかあの辺は普通の一般住宅もありまして、その辺の一般の町民の方への規制もかかってくるものですから、その辺はやはり皆さんの了解のもと進めなければならないので、ちょっと非常に生活に支障を来す部分も考えられるところでございますので、その辺は、やはり通学時間帯は、例えば朝、早朝であればいいのですけれども、帰りであれば、それぞれ学年によって帰る時間がまちまちということになりますので、そうなると、長時間規制をかけなければならないとなると、ますますそこで生活している住民の方々にも規制がかかってくるということなので、ちょっと厳しいかとは思いますけ

れども、その辺どういった形で交通安全のためにそういった工夫ができるかどうか、交通規制も含めてその辺は検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 地域住民の方と話し合って、子どもたちが安全に通学できるような通学路にしていただきたいと思います。特に今通学時間帯に診療に来る患者さんとか、医大の職員とかいると思いますので、そういうことも含めて、やっぱり学校周辺を安全にすることが必要だと思います。全国的にもここ二、三日でも子どもたちがけがをしている状況ですので、そういうことが矢巾町内であってはいけないと思いますけれども、その辺心意気をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、先ほどのやはぱーく前の信号機の設置、それからいろいろな交通規制もあるのですが、あそこはもう議会でも、それぞれ議員さん方にお答えしているのですが、この信号機の設置とゾーン30の設置、警察がなかなか理解してくれないと。そこで、ここはもう少し私どももしっかりと説明責任を果たして、ぜひ、特に今度は、いわゆるあそこの赤林室岡線ですか、あそこのところの道路を間違って、いわゆるインターからおりて、あそこなんか飛ばされたら大変なことになりますので、そういうことでゾーン30も含めて県の交通規制課、もちろん紫波警察署を通して進めていたきいということで考えておりますので、いずれこれは議長さんからも後ほどお許しいただいて、できるのであれば、議会と一緒に今回こういうこともいろいろとご提案をされたということでお話をさせていただきて、紫波警察署、そして県の交通規制課に足を運んで要望してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ないです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 次に、2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2問目の質問に入ります。保育士、介護職員の待遇改善についてお伺いします。

町内で働く保育士、介護職員の人材不足が長期化しております。生活が安定し、安心して働ける環境づくりや待遇改善が必要と考えることから、以下2点お伺いします。

1、町内の保育所、介護施設で安心して働き続けられる環境づくりや待遇改善が必要と考えます。保育士、介護職員の定着についてどう把握されているのかお伺いします。

2点目、県の制度である保育士の奨学金返済免除制度の利用状況はどうなのかお伺いします。今後町として保育士をふやすため、奨学金返済免除制度の利用者をふやす取り組みや町独自の取り組みが必要ではないかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　保育士、介護職員の待遇改善についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、保育士の待遇改善としては、より多くの人材確保や職場への定着等を目的とした待遇改善手当に対する施設への補助金を交付しているほか、職員のキャリアアップ研修の受講を奨励し、勤務時間の短縮など、勤務形態の配慮等の働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

介護職員についても保育士と同様に、介護報酬において介護職員の賃金改善に充てることを目的とした介護職員待遇改善加算の制度が設けられており、介護職員の職務条件に応じた任用等の具体的な要件や賃金体系を定めた、いわゆるキャリアパス要件等の状況に応じて、事業者がこの加算を取得し、介護職員の賃金改善を図っております。今後も継続的に賃金改善が図られるよう制度利用のための周知等に取り組んでまいります。職員の定着については、保育士、介護職員ともに定期的な施設等の運営会議等の場で情報を共有しておりますことや、実地指導等において適正な人員配置の確認を行っているところであります。

2点目についてですが、岩手県社会福祉協議会が実施しております保育士修学資金貸付制度は、保育士の資格の新規取得者の確保を目的に、学費、入学準備金、就職準備金の貸し付けを行い、卒業後県内の保育所等において保育士として一定期間従事した場合には、貸付金の返還を免除されるものであります。この制度は、平成29年度から実施され、県内の利用者は66名、そのうち本町の利用者は1名でありました。本制度の利用者をふやす取り組みとして制度の周知等を行うとともに、関係機関等への利用者数枠の拡大に努めてまいります。町独自の取り組みについては、国や県が進める保育士確保施策に注視しつつ、働く職場の環境改善とあわせて総合的に勘案してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 保育士、介護士の確保について、施設と定期的な運営会議等で情報共有しているという答弁ですけれども、その内容をお伺いします。どのような状況なのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

大体2カ月から3カ月に1度、町内の各施設に私が課長の立場で出席させていただいておりまして、施設の運営状況、それから施設の職員の状況等の情報交換などを各施設のほうから情報、それから指導状況などについてもお伺いして運営委員会等開いてございます。

その中では、施設職員が、例えば家庭の事情でやめられたとかというような話題についても私のほうにも情報提供させていただいておりますが、そういった中で、例えばなのですけれども、ある町内の特別養護老人ホーム、介護福祉施設のほうでは、新たな専門職がどうしても1人か2人欲しいと。ただ、それを、新たに今年度、ベッド数を増床するに当たりふやしたいという話がありまして、人もふやしたいという相談があったのですが、そういった中で、なかなか人が募集をかけても来てくれないという切実な状況もございました。そういった中で、専門的な専門職の人を派遣するコーディネーターなどが各施設にお邪魔して、人の派遣などもやりますよというような営業なんかもあったと。そういった営業の中で、1人紹介するということになると、大体その人に1年間にお支払いする年間給料の3割は報酬で欲しいとかというような話もされるということで、なかなかそういった人材派遣会社は使えないというような相談とか、施設の運営状況などについても情報交換をさせていただきながら施設の適正な運営についての把握と相談、それから運営状況の報告などを受けているといったような内容にはなります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） 保育士の関係のところについてお答えいたします。

保育士の実地監査に関しましては、県のほうで行っております。その県の監査の内容は、私どものほうにも届いておりまして、運営状況、それから適正な配置の状況等を把握しているところでございます。

そのほかに私どもも毎月、月1回園長会議を、そして副園長会議も行っておりますので、その中で逐次の状況を確認しながら適正な運営、それから人員配置等について、細かいと

ころの情報交換をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 保育士のことについてちょっとお伺いします。

矢巾町には公立保育園1、あとは私立保育園、それから事業所保育園とかありますけれども、配置基準は、子どもの人数によって、年齢によってあるわけですけれども、待機児童との関係ではどのようにになっているのでしょうか。待機児童を出さないような職員の配置がなされているのでしょうかお伺いします。特にも私立保育園、事業所保育園等をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

まず保育士の適正配置については、国の基準に従って各園行っておるところでございます。そして、待機児童に関しましては、今9月1日現在で19人でございます。その内容でございますが、年度当初からはゼロでございましたが、ゼロ歳児が12人、1歳児が4人、2歳児が2人、3歳児が1名ということで、それぞれゼロ歳児、1歳児の待機が多いわけでございますが、兄弟と同じ園に入りたいという保護者さまのご意向だとか、それから希望する園のほうがちょっと今定員がいっぱいだということで待機の状況になっているというところでございます。

私ども各私立、これは県のほうを通じて、県からの調査で保育園のほうに保育士の不足はありますかというようなものの確保の調査がございましたが、私立保育園のほうでは、不足はないということでご報告はいただいておりますが、やはりゼロ歳児が今12人という状況でございますので、今小規模保育事業、家庭的保育事業を行っている箇所が2カ所ございますが、来年度に向けて10人の枠から19人ということで施設整備費のところも今県と補助事業を使いながら定員枠をふやしていきたいということで今順次進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 保育士の修学資金貸付制度についてですけれども、町内には1

人だけだということなのですけれども、これはこの制度があるということは、高校生とか、それから短大とか、そういうところにもPRしているのでしょうか。県の制度なので、どのようにになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

保育士修学資金貸し付けの制度でございますが、岩手県社会福祉協議会で行っている事業でございます。直接養成している学校のほうに案内をお届けしたり、それからホームページ等で掲載しているところでございます。

私どももこの制度について状況を確認したところ、今一般枠は20名、そして沿岸枠は15名ということで、この一般枠は本当にあつという間に埋まるというか、ご希望が多いということで承っております。町長答弁でもございましたが、今後この一般枠の拡大、この点についても私どもも一緒に広げていけるような制度になっていけないかということで今後私どものほうでも要望というか、希望を伝えていきたいなと思っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　在宅高齢者対策についてお伺いします。

独居高齢者、高齢者世帯が増加する中で、要支援1、2が介護保険から除外され、地域包括ケアで日常生活を把握し、見守りするとか、一部支援する状況になり、町ではエン（縁）ジョイやばネットワーク事業を開始しました。顔見知りの身近な支援者が公民館に参集し、行事を開催するほか、職員が家庭訪問し、生活調査や保健指導をすることも必要と考えますが、今後の対策について、以下3点についてお伺いします。

1点目、老老介護や認知症介護も多くなってきておりますが、定期的な家庭訪問を行うことが大切と考えますが、町の状況はどうか。

2点目、介護認定前の認知症と見られる高齢者の介護者への支援体制、また地域の援助体制はどのように計画されているのか。

3点目、認知症と見られる高齢者の徘徊対応はどのように行っているのか。また、支援事業に自己負担はあるのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　在宅高齢者対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在75歳以上の独居高齢者のうち、介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の利用がない方で援護が必要な方などの地域からの情報をもとに、定期的に保健師、看護師が訪問を実施しており、今後も継続してまいります。

また、今年度は、後期高齢者健康診査の受診歴がない方に対して、保健師や看護師が訪問し、健康状態の確認や適切なサービスへつなげる支援を行うため、健康状態不明者への訪問指導事業を実施してまいりますことや、さらに各公民館で行われておりますエン（縁）ジョイやばネットワーク事業にも保健師等が訪問し、高齢者の健康状態や生活の状況などの把握を実施しており、今後も複数の視点から訪問を実施いたします。

なお、地域包括支援センターやケアマネジャーなど、既存の支援者とともに連携し、今後も状況把握に努めてまいります。

2点目ですが、相談や訪問、民生委員などの地域からの情報により、認知症が疑われる方への支援が必要な場合、介護保険サービスや高齢者福祉サービスなどの利用を高齢者本人及び介護者に促し、支援につなげております。今後民生委員などの地域の支援者との連携強化に加えて認知症センターなどとも協力、連携し、地域の見守り体制や援助体制を充実させてまいります。

3点目についてですが、徘徊の可能性のあります高齢者が、事前に登録できる盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムがあります。これにより、徘徊による行方不明が発生した場合に、警察、自治体、地域包括支援センターや町内介護保険事業者と連携した早期発見のための円滑な情報共有、捜索に取り組んでおります。

なお、本システムについては、自己負担などはありませんので、町、地域包括支援センター、介護支援事業者やケアマネジャー、民生委員などと連携し、認知症などで見守りが必要と判断される方々の登録や、その後の定期的な見守りを充実させてまいります。

また、各地域の見守り体制も重要でありますことから、それぞれの地域と連携し、地域の見守り体制の構築も図れるよう、地域での認知症センター養成講座や高齢者福祉制度、介護保険制度等、勉強会なども実施し、一体的に対応してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますけれども、順次質問させていただきます。

まず1点目は、認知症高齢者がこれからも多くなると思いますけれども、今までここ五、六年前に認知症患者さんが鉄道で鉄道事故に遭った、死亡した事例とか、それから施設に入っていた方が徘徊で行方不明になって何日か不明だったとか、それから最近では身近なところで警察にお世話になった方が近所でいまして、近所では探していたのですけれども、いつもは身近なところではゆっくり歩いていたのですけれども、赤林とか盛岡近辺まで歩いていったという、そういう事例もあります。特にもそういう事例がこれからもどんどん出てくると思います。

それで私は、そういう徘徊の方を規制するのではなくて、閉じ込めている方もいるのではないかなどと思うのですけれども、そういう方を自由に歩くように、G P Sとか、その探索支援事業というのがあるのです、国の制度で。そういうのを使うように町でやっていただきたいと思っているのですけれども、その考え方なんかはどうでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今年度についても2件ほど認知症と疑われる方の行方不明ということでS O S ネットワーク等でも捜索する事態がございました。そういう方について、やはり今のご指摘のとおり、何か捜索がしやすいようなG P Sだとかというふうなものがあればいいなというふうに私も思ったことがあります、そこはやはり本人の意思というのも確認しなければいけませんし、あとご家族の意見も聞かなければなりません。一律にそういう制度を取り入れるというのは、ちょっとまだ時期尚早なのかなというふうに私は感じております。

また、やはりそういう方々を見守るという視点でも地域力というのが一番私は必要だと思っております。例えば認知症かどうかわからないけれども、高齢者の方が裸足で歩いているとか、何かボタンを掛け違えた服を着ながら歩いているというようなことがあれば、やっぱりそれはちょっとおかしいかな、どうかしたのかというような声をかけるとか、引きとめてちょっとお茶でも飲ませながらお話を聞くとかといったような、そういう制度としての配慮、そういう地域力を育てたいというふうに私たちは思っております。

機械に頼るという部分も将来的には、もしかすると、そういう時代も来るかもしれません、やはりそこら辺は、矢巾町全体として地域でそういう方々を見守ることができるような形を何とか構成したいと思っておりますし、そういう理解もいただきたいという

ふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 10年ほど前なのですけれども、長野の日野市だったと思うのですけれども、そちらに視察に行ったときに、はっきり認知症という、家族の同意もあると思うのですけれども、はっぴみたいな、交通安全指導員のようなはっぴを着させて自由に歩かせていますというような、そういう自治体がありました。やっぱり普通の人は認知症かどうかわからないのです。何回かお話ししているうちにわかるので、身なりもきっちつとしていても認知症であったりするわけです。それから、時間的にも夕暮れになるとおかしくなるとか、そういう方もいるので、やはり何か対策をするべきだと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

今川村よし子議員のご提案は、非常にすばらしい提案だと思います。それで、今妊婦さんとか何かヘルプマークというのがあります。ああいうのを、今先ほどSOSのあれもあるのですが、私はそういう、もう恥ずかしいことではないです。さっき、きのうの引きこもり対策もそうなのですが、やっぱりお家に、昔はぼけとか、痴呆症とか、今認知症なのですが、そういう方がおれば恥だとか、この辺の言葉で言うと、人目悪い、恥ずかしいと、そういうことはもうないです。だから、私はヘルプマーク、これは矢巾町から発信したらしいのではないですか。それで、もういわゆる行動する人もこのマークをつけていると声をかけてくれたり、そういうことを川村よし子議員にしては、きょうすばらしいご提案をいただいたなど。そこで、何かこのマークを矢巾町から発信しようではありませんか。そこ、きょうは本当にいいことをお聞きしました。あの細かいことは担当課長に答弁させます。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

町長の答弁のとおりやらせていただきますし、あと差別につながらないような工夫で、そこら辺は工夫させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、おおむね1時間経過いたしましたので、ここで暫時休憩としたいと思います。

再開を2時10分といたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番、谷上知子議員。

1問目の質問を許します。

（4番 谷上知子議員 登壇）

○4番（谷上知子議員） 議席番号、4番、令和やはば、谷上知子です。質問に入ります。

学校給食について。学校給食に対する期待は、児童・生徒も家庭でも大きく、学校生活での楽しみの時間になっています。センター方式になってから始めた15年の実績を持ち、全国的にも評価される地場食材を使った学校給食。地場食材の活用が開始当時12.6%から現在50%まで増加している学校給食についてお伺いします。

①、地場食材の活用は、今後どのように進めていくのか。

②、給食費の集金方法を口座振替にするお考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 4番、谷上知子議員の学校給食についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、地場食材の活用を今後も維持、向上させるために、産直等を開設している団体に新たに働きかけるなど、食材の提供農家数の増加に力を入れてまいります。

また、地場食材を使った加工品の製造を加工業者に依頼し、その製品を献立に取り入れることで地産地消率の向上につなげてまいります。

2点目についてですが、現在給食費は学校給食共同調理場運営委員会が管理する私会計となっています。また、ことし7月に文部科学省から学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についての通知及びガイドラインが示され、全国の自治体において給食費の公会計化を促進していくこととされました。公会計化を実施することで給食費を公金として扱うことができ、他の公金と同様に指定金融機関での納付、口座振替、コンビニ納付などが利用できるようになります。保護者の方が多様な支払い方法を選択でき、利便性が大きく向上することや各学校における給食事務の負担が軽減されることなどから、今後給食費の公会計化に向けた検証を行いながら進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） ①の地場食材の活用の件について2点お伺いいたします。

現在は仲介型の学校給食の地産地消を行っております。地場食材を生産者がある業者の冷蔵庫に運び、その業者の方々が数の過不足やら傷みやら、それから日にちが間違っていないとか、さまざまなことを調べて、足りない部分は補ったり、また傷んだ部分はまた足すという感じで、大変生産者と給食センターの間がスムーズに行われておりますし、生産者も大変助かりますし、給食センターのほうも苦情を言いやすいと言えば変ですけれども、仲介の方にお話しえるということで、すごくスムーズにいって、さらにまた公平な注文の仕方もできて、1件にばかり偏らないでできております。

また、さらに1週間前に献立に合った注文が来ますので、非常に旬の野菜を届けることができております。そこで、この方法を仲介型の学校給食地場食材の供給というものを今後も続けるかどうかというシステム、それともう一つは、給食センターの現場の方々が大変いっぽいつくつておるわけですけれども、働き方改革等の観点から調理師さんの人数は十分かどうか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君） 今お話がありましたとおり、地場産品に関しては、町内の農家さんから18の農家、ことしは、あとは3つのグループから食材を提供していただいておりまして、先ほどお話があったとおり、非常にスムーズに提供をしてもらっている状況でございます。今後もこの仲介方式は引き続き継続してまいりたいというふう

に考えているところでございます。

それから、2点目の働き方改革で調理員とか足りているかどうかということなのですが、正職員が5名おりまして、それぞれがリーダーとなって4つのラインがあります。そして、臨時職員が11名おりまして、その下について、そしてそれぞれの指示のもとにそのラインごとで調理を続けているということで、子育て世代の方も臨時職員の方で結構おりますが、たまに休暇をとっても、ほかの人が補ってやれるような状況でありますので、人的には足りている状況だというふうに考えています。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） ②番の集金方法の点ですけれども、公会計が進むということで期待はしておりますが、やっぱり集金を集める役になった人のところに、その地区によってさまざまだと思いますが、百五、六十万円のお金が4月、5月に集まって、大変やっぱり不安であると。他人のお金を持っていて、すぐ金融機関に納めてくるのだと思いますが、何とかこれならぬかという声がずっと前から聞かれているのですけれども、公会計をいつということはお答えできないと思うのですが、そのあたり、大体いつごろになるのでしょうかという、答えられる範囲で結構ですので、教えていただきたいということと。花巻では、来年度から公会計で給食の費用を集金するというふうに決まっているようで、全国でも少し広がりつつありますので、その点お願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君） お答えいたします。

7月31日に、先ほど答弁でもありましたとおり文科省の公会計化に向けてのガイドラインが出ました。全国で11の地方公共団体から既に公会計をやっているところでいろんな工夫をしているところからヒアリングを行って、こうやってやっていけばいいよというようなスケジュールまでつけてくれたものでございます。それによりますと、それを実施する、公会計化を実現するためには、およそ前準備として2年ぐらいは必要だと、それはシステムの改修なり、例規をつくったり、関係課、出納なり、財政なり、あるいは扶助をしていくところなり、そことの調整、そういういったものがあります。それから、学校や保護者への説明もありますし、口座情報を集めて入力するとか、かなりの作業がありますので、2年ほどを見てやるのが標準的だよというふうに示されておりますので、それにのっとってや

りますと、矢巾町では、おおよそまず早くて令和4年度から実施できるのかなというふうに私自身考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　補足させていただきます。

谷上議員のところには、そういう話もあったということですけれども、今まで矢巾町が行っていた集金方式によって未納がゼロだったわけです。これは、他市町村の中で傑出しております。私もいろんな市町村で管理職をしてきましたけれども、未納があるために、大変な苦労をしました。これは学校現場、給食センター、それぞれ担うことがあります。私も集金に伺ったこともあります。何遍も嫌な顔をされました。そういうことがなかったというだけでもすばらしいことです。

さらに、先ほど答弁もさせていただきましたが、保護者の皆さんに多様な納め方ができる、そういうことを示すことができるために、今回こういうふうなことで進めてまいりたいということでございます。

補足とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員）　再々質問で未納の集金の分については、大変心配しているということをお聞きしたかったのですが、今教育長さんからお答えいただきましたので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　それでは、1問目はよろしいということで、次に2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員）　外国人との共生について。近年町内でも外国人を見かける機会が多くなったことから、地域で暮らす外国人との交流について伺います。

①、挨拶や簡単な会話の普及対策のため、外国語教室を実施してはどうか。

②、ごみ出し等の生活ルールを外国人に周知する必要があると思われるが、現在どのようにしているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　外国人との共生についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町主催の外国語教室はございませんが、矢巾町国際交流協会の事業といたしまして、英会話教室を開催しております。その内容ですが、英語に親しむことを目的として、外国人の方が講師を務め、1回当たり1時間半程度、3カ月間で全6回の教室となっております。英語以外の外国語教室につきましては、同協会と連携を図り、開催に向けて取り組んでまいります。

2点目についてですが、現在、外国人の転入手続をする際は、ほとんどが日本語の通じる方が帶同して手続きをすることが多く、その際に、ごみ出し等の生活のルールの説明を行っているところであります。また、矢巾町指定ごみ専用袋には、外国人にわかりやすく英語、中国語、韓国語を表記しているほか、ごみ収集カレンダーでは、今年度から資源、燃やせるごみ、大型不燃ごみ、有害危険ごみ及び乾電池の種類について英語での表記を追加しております。

今後岩手医科大学の関係者など、本町に居住する外国人の増加や国籍などの多様化も予想されることから、矢巾町及び岩手県の国際交流協会からご協力やご助言をいただきながら転入時のごみの減量と分け方、出し方の配布物について英訳を進めるとともに、その他各種言語への対応は、翻訳サイトの活用方法等を町ホームページで周知してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員）　再質問を2つばかり用意しているのですが、その前に、製造業で働く中国人女性2人からちょっとお話を聞く機会がありましたので、それを簡単に紹介しながら、今後の課題も見えてきているなと思いますので、それをちょっと紹介させていただきます。

技能研修生というのですかね、製造業で働く方々です。中国からいらした方で子どもを中国に置いて、自分のお舅さん、お姑さま、ご両親に預けて夫婦で日本に来るそうです。そのときにお金が130万円から180万円かかるのを、1人ですよ。それを親戚から借りて、そして日本に来て、それで旦那さんは名古屋に、それから自分は矢巾町に今いると。それで、最初働いたお金で、まず渡航費用を借りた分を返して、次は1カ月二、三万円の生活費で暮らして、多い人は月10万円自国に仕送りしていると。さらに貯金をためて3年ほどで中国に帰るという。勤務時間は、ほとんど夜です。9時ごろから朝方の3時、4時まで。

それで、その工場長さん、現場主任、それから一緒に働いている方で中国残留孤児の方のお嬢さんで、今は子どももいて、結婚して立派に生活している方なのですけれども、その人だけが通訳といいますか、その人がいなければ全く通訳できないというような状況。その人がいろいろ面倒を見て、生活のほうでも苦しいことがあったりすると、相談に乗ったりしているようです。生活は、会社でアパートを借りて、そこにみんなで住んでいると。それでごみは、先ほどお答えがあったのですけれども、分別が非常に難しいので、会社では非常に地域社会に気を遣って、全部会社に持ってこさせて、そこで分別させて、すぐそばに集積所があるので、そこに出させていると。なかなかやっぱり言語というのは難しくて、それが最大の壁だと言っていました。

本人たちの困っていること、やりたいことあるのと聞いたら、やっぱり言葉の壁が大きいので、なかなか外に出られないし、地域の人に迷惑がかからないように中国では旧正月なそうですけれども、何かいろいろ張ったりするのも目立たないようにしていますと。ただ、買い物は全くお話ししなくてもいいので、苦労はないのだそうです。自転車で移動している。何かやってみたいことあるのですかと言ったら、やっぱりときどきはスポーツをしたいと。平日寝ていると思いますので、休日にどこかに行くところがあればいいなと思っていますという話を聞きました。

さらに、通訳の方のお話では、やっぱり3年もいるので、1回ぐらいは地域の人たちとコミュニケーションをとって暮らさせたいと思っていますと。では、どういったことができるのですかと言ったら、中国料理がすごくうまくて、当たり前のことだと思いますけれども、餃子なんかつくらせたら最高だよと言うから、では今度ちょっと地域の行政区長さん等に相談してみるからねということを言って帰ってきました。

職場環境も非常に彼女たちに気を遣って、生活用品は全てそろえてありますし、土日退屈しないように畑を借りて苗も買ってあげて、半分出してというふうな、3年間の間に快適に暮らすような配慮をしておりましたし、みんなが大切にしているなということを強く感じました。

ただ、労働力が物すごくやっぱり不足しているということで、今後やっぱりどんどんふえるかどうかわかりませんが、減ることはないだろうと。それで、現在矢巾町に住んでいるさまざまな外国人の数は1%でなく0.5%、その中にはもちろん居住する方も多いのですけれども、大概はちょっと悪い言葉だけれども、出稼ぎだよということを言っていましたが、出稼ぎで3年いてお金をためて帰ると。小さい子を置いてくるから、本当に大変だろ

うなと思うし、年に1回か2回の旅行も旦那さんと会う名古屋だと。そういった何か強い女性を見ると、何か応援をしたいなと、こういうふうに思いました。

そこでお聞きします。岩手県も多文化共生プランというのを2010年に出して、2015年に改正して、3本の柱、地域における交流を通じた多文化の理解。外国人が暮らしやすい環境づくり、それから社会でお互いに支え合う主体としたとともに生きる人としての扱い、さらに具体的な実践目標として、言葉の壁、安心した暮らし、共生の地域づくり、日本の習慣や住民としての義務、生活のルールの説明の周知というのを岩手県の多文化共生プランで、推進プランでは挙げております。具体的実践として、交流機会の提供、情報提供、相談機能の充実、それから3つ目は、公共サインの外国語表示、標識とか案内板ということだと思います。

そこで再質問ですが、アジア系の外国語を話せる職員さんの養成などはお考えでしょうかということでお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 答弁のほうでも申し上げておりますけれども、今のところは職員の外国語の勉強というか、習得ですけれども、実際今のところは研修のカリキュラムの中には入ってございません。それで、窓口に来る方が外国人の方多いわけでございますけれども、戸籍のほうに来る方については、当然1人では手続できないものですから、仲介に当たっている方が実際は来ていただいて、間に入って日本語を理解していただくような形で手続を進められているというのが現状でございます。

今後やはり医大も来るとなると、病院も今月開業するとなると、そういったいろんな多国籍の方々が町内にも在住する方もふえるでしょうし、また訪れるほうも、住まないにせよ訪問される方が今後ふえることも見込まれておりますので、その辺については、職員のそういった外国語の習得もそうなのですけれども、そのほかにもバックアップしてくれる団体があれば、そういった方々にも声をかけつつ、そういった対策を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 地域に帰って、例えばエン（縁）ジョイなどのときに、その方々を年に1回ぐらいだと思いますけれども、お料理教室などを開くことはエン（縁）ジョイ

では許されるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松　徹君）　お答えいたします。

非常に好ましいことだと思いますので、ぜひ積極的に進めていただければありがたいと思いますし、私どものほうでもぜひそういった場に参加しながら交流を深めたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　総務課長のほうで国際交流協会の事務局というものを持っているのですけれども、国際交流協会、今なかなか会員の方が伸び悩んでございますけれども、外国の方とのふれあいをするイベント等もございます。そういう機会に、ぜひ参加していただいて、そういう一緒になってつくって楽しんで交流を深めるということも可能だと思いますので、ぜひお声をかけていただければ、こちらでも協力したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　職務とは別のところでのお話をさせていただきます。

ご存じの方ご存じだと思うのですが、今かなり翻訳をするアプリケーションが進歩しています。しかも、無料で使える。私も外国語を話す方とちらっと使ってみたりしたのですが、韓国の方ですけれども、十分使えるレベル、しかもこれ政府がお金をしている機関で作成したものなので、出所はすごいしっかりしています。日常会話レベルであれば問題ないと思いますので、後でお教えしますので、そういうエン（縁）ジョイみたいな地元の方々でスマホを持っている方がいらっしゃれば十分使えると思いますので、情報提供まで。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員）　女性の登用と男性の育児参加を。男女共同参画推進法が制定され、女性の参画と登用が社会に必要であり、男性の育児参加が家庭内にゆとりを生み、子どもの健やかな成長が期待できます。女性の登用と参画、男性の育児参加の進捗状況を伺います。

①、矢巾町役場における女性管理職の人数は。また、男性職員の育児休暇の取得状況は。

②、各団体において、女性役員の登用が少ないとと思われます。女性役員をふやし、意見を反映させる必要があると考えますが、どうしようか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　女性の登用と男性の育児参加についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾町役場の管理職は、現在17名ですが、うち女性管理職は2名となっております。また、男性職員の育児休暇の取得状況について、矢巾町特定事業主行動計画において取得率10%を目標としておりますが、平成4年の制度発足以降、今年度現在までの取得者はいないことから、休暇の取得対象となった時点における職員の個別の制度説明を行うこととあわせ、職場全体への制度周知を行うことで休暇を取得しやすい環境となるように、引き続き制度の周知を行ってまいります。

2点目についてですが、第7次矢巾町総合計画の指標としております矢巾町コミュニティ委員会などの各種委員への女性登用の割合は、平成31年4月時点で約35%となっております。女性の役員をふやすためには、各団体において女性の参加が必要であり、そのためにも育児、介護等における負担の軽減や多様な働き方の導入と促進が必要と考えられますので、今後も男女共同参画の重要性について秋まつりなどの各種イベントを通じて周知を図り、女性が積極的に社会参加できる環境づくりを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員）　矢巾町役場のことを聞いたということは、何も意地悪な気持ちでやったわけではないのですが、やっぱりトップの職場として男女共同参画がどれぐらい進んでいるかなということをお聞きしたくて取り上げのました。男女共同参画基本法が12年に出で、約10年になるのですけれども、やはりまだまだ行政主導で進めないといけない考え方で、陰には女性の社会進出と言いますが、労働力として女性を必要としているということが大きくあるということを学びました。平成17年度に社会教育主事講習のときに、研究テーマとして、偶然男女共同参画を割り当てられまして、官公庁の方が多かったのですが、もう内容を認められないで、こんなのやっていられないなんて言って、研究に参加しない人もいたのですが、平成19年度の男女共同参画養成サポート講座の県の主催では、商工業の実際に働いている方たち、農林水産業の方たちもいっぱいいて、もうこれはダイナミックに何この法律のほうが遅れているじゃみたいな感じですごい勢いだったのです、一

般では。だから、これはやっぱり実際は昔から、例えば農業にしろ、水産業にしろ、夫婦が協働して行わなければいけないような内容なのですが、後から法律がついてきたのかなという感じをそのとき受けましたし、これから女性は、やはり職業を持って自立して生きていく方が多いので、せっかく働いても、育児や介護で、一旦やめたとしてもまた働くということも可能なのですけれども、そこを応援して、せっかく専門性を少しづつ積み重ねていっているのですから、これを大いに利用していい社会づくり、それから労働条件などあればいいなというふうに思っております。

それで、そのときに、やっぱり一番力になるのが同じ職場でなくとも、もし結婚していて子どもが産まれている人の場合であれば、やっぱり育児というのがすごく大きい女性の負担で、何かというと、まだまだ介護もそうですけれども、女性の負担が大きいです。そこで、現在は非常に男性の子育ての参加がいろんなところで見かけられていい風景だなと思うのですが、育児休暇制度というものを長期にわたってとるというと、なかなかこれでできないと思うのですけれども、短期のスパンで、例えば10日間、子どもが病気で休んだり、それから育てるために休んだりするときは、5日がお母さんで5日がお父さんというふうなとり方もできると思いますので、残念ながら、ことしの男女共同参画サポーターの矢巾町で行われた内容は非常にいい内容で、こんなに進んでいるのかなというふうにすごくいい思いをした会議だったのですが、男性の参加も半分、女性の参加も半分、それから矢巾町の各課で取り組む男女共同参画の活動もみんな載っていました、ただ1点だけゼロ%というのは、男性の育児休暇の取得率だったのです。これを長くとろうとかしないで短く、さっきも言ったようにとれるようなシステムを進めることで男性の育児休暇制度の実践ができるのではないかなと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まず男性が育児休暇とか、介護休暇をとることは恥ずかしいことだと、これではやっぱり社会は変わらないと思うのです。だから、今谷上知子議員のおっしゃるとおり、意識改革をやっていかなければならない。ただ、今までも、私もちよつと今調べてみたのですが、男女雇用機会均等法ができて、その後に男女共同参画社会基本法、ことしできてからこの基本法は20年の節目の年に当たるのですが、しかし法律ができても、その背景がしっかりしておらないわけでございますので、だから私も今回のこの答弁書を書くに当たって、担当課に指示したのは、やはりそういう取得しやすい職場環境の改善を図らなければだめなのだということです。

だから、まず私どもとしては、そういう特にも私ども行政の立場から、やっぱり率先して取り組んでいかなければならないということは考えておりますし、私もちよつと私事で古い話をするのですが、昔はもう男が外に出て、女は家にいるのだと、そういう決めつけというか、ところがなかなか女性も賢くて、いずれ渡された給料、その使い道は子どもの教育とか、生活費とか、ある意味では、旦那のほうが牛耳られたというふうに、いわゆるだから家庭に帰ったら、かかあ天下、これがうまくおさまる秘訣ではないのかなと、そこからヒントを得て考えたら、やっぱり職場はそういう女性上位と言えばあれ、男女の同格とか何かそういうことではなく、やはり職場でもそういうもり立ておあげすることによって、それで今矢巾町でも女性と男性の割合、今40%ぐらい、女性の職員の割合が。だから、もう女性の協力なくして私たちの仕事はできないのです。

だから、そういう意味で本町の女性職員はよく働くし、それからもう本当に賢いというか、だからこそもう私どももそういったことで尊敬しながらそういう職場環境改善を図ってまいりたいと、こう考えておりますので、まず率先して取り組むことをお約束して答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

以上で4番、谷上知子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、散会します。

なお、明日は休会、7日、8日は休日休会、9日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨廣田予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 2時46分 散会

令和元年矢巾町議会定例会 9月会議議事日程（第5号）

令和元年9月19日（木）午後 1時開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情

1 請願第2号 道路拡張に関する請願

第 2 議案第 92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第 3 議案第 93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第 94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 議案第 95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 議案第 96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 7 議案第 97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について

第 8 議案第 98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第 9 議案第 99号 平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第 10 報告第 13号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

第 11 質問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

第 12 質問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

第 13 議案第100号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについて

第 14 議案第101号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて

第 15 議案第102号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて

第 16 議案第103号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の変更について

第 17 議案第104号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の変更について

第 18 議案第105号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君
福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長 (土地)	藤原道明君	特命担当課長 (福祉)	村松徹君

教 育 長 和 田 修 君
社会教育課長 浅 沼 仁 君
兼 公 民 館 長
代表監査委員 佐々木 良 隆 君

学 務 課 長 田 中 館 和 昭 君
学校給食共同
調理場所長
農業委員会会長 米 倉 孝 一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 野 中 伸 悅 君
主 査 佐々木 瞳 子 君

係 長 藤 原 和 久 君

午後 1時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

7番、高橋安子議員は、通告がありませんが、後刻見えるかと思います。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情

1 請願第2号 道路拡張に関する請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、請願・陳情を議題とします。

9月13日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。1請願第2号 道路拡張に関する請願については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、1請願第2号については、産業建設常任委員会に付託して審査をすることに決定しました。

日程第2 議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第 8 議案第98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 9 議案第99号 平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第2、議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第8、議案第98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第9、議案第99号 平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、決算等の8議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） それでは、報告させていただきます。

令和元年9月19日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第

96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、
議案第97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第98号 平成30年度矢
巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第99号 平成30年度矢巾町下水道
事業会計決算認定について。

本常任委員会は、令和元年9月3日付で付託された上記の8議案を審査した結果、原案を
認定及び可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第
1号）第77条の規定により報告する。なお、本委員会は、議案第92号から議案第99号に対し、
次のとおり附帯決議を付する。

記。 1、人口3万人構想の早期実現に向けて、住宅地の確保を行うとともに、企業立地に
よる自主財源の向上に努められたい。

2、ふるさと納税を推進し、企業版ふるさと納税に取り組まれたい。

3、デマンド型公共交通について、試行運転の実績を踏まえ運行経路や料金など、町民の
要望と利便性を重視した運行改善に努められたい。

4、さわやか号は廃止になったが、市街地循環バスの運行については、町民の利便性を考
慮した運行方法で検討されたい。

5、自治公民館は、各種事業での活用により利用頻度が高くなり、また避難所に指定され
ていることから、エアコン設置など施設整備の支援を早急に進められたい。

6、国際交流事業について、多くの児童や生徒が外国人と触れ合う貴重な体験ができるよ
うな事業展開を工夫されたい。

7、民生児童委員の役割はますます重要となっており、定員をふやすなど、負担軽減や待
遇の改善に取り組まれたい。

8、各種がん検診や特定健診の受診率向上また健康チャレンジ事業の推進を図り、日本一
健康な町の実現に取り組まれたい。

9、異臭やムクドリなど、鳥による被害等の対策として、環境の改善に取り組まれたい。

10、大雨などによる災害を防止するため、河川の中州除去に早期対応するとともに、近年
多発する自然災害で犠牲者を出さないよう各地域での避難訓練を進められたい。

11、住民の要望が多い生活道路の整備を進めるとともに、各自治会と連携して防犯灯の設
置を行い、安全安心なまちづくりに取り組まれたい。

12、矢巾町スマートインターチェンジ周辺道路及び岩手医科大学関連道路の早期整備完了
に取り組まれたい。

- 13、町営住宅の整備計画等の早期策定を進められたい。
- 14、認知症や障がい等の理解促進を図るため、各種教育において、さらに取り組まれたい。
- 15、水道管の耐震化及び下水道の不明水対策を進め、より一層の安定した上下水道事業を進められたい。

以上、15項目であります。

議員各位の賛同を得られますようによろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で延べ12時間36分にもわたる審議を尽くしておりますので、省略をいたします。

ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は一般会計、4特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての決算等の8議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

10番、昆秀一議員。

（10番 昆秀一議員 登壇）

○10番（昆秀一議員） 議席番号10番、昆秀一でございます。私は、議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について反対し、討論いたします。

まず初めに、今回の決算審査に関して申し上げなければならないことがあります。それは、一昨日の総括質疑のことあります。町社会福祉協議会の補助金に対する質疑に関して、私の問い合わせに対して町長は、この場で聞かないで別の場でということをおっしゃいました。しかし、私は、今回の決算審議に関しては、町として町社会福祉協議会に対して補助金を出しているのですから、その補助金がどう使われているのかをしっかりと説明していただきたかった。町社協では、その補助金を初め多額の収入があったにも関わらず1億円を超える金額をため込んでおりました。これは、補助した事業をしっかりと行わなかつたのか、それとも過剰に補助金を出してしまっていたからなのか。いずれこれは適正な補助金を出していなかつたということになるのではないかでしょうか。

のことから、今年度からは補助金を大幅に削っておりまます。これについては、県社協から実地指導が入ったということのようですが、適正ではなかったということなのではないでしょうか。このことは、町の決算として、町の補助金支出に密接に関係することのはずです。しかし、町長はそのことを問おうとすると、先に述べたように別の場で聞くようにと発言し、なおかつ不正があれば指摘せよという開き直りともとれることまで言わされました。そして、その後総務課長に対しては、いいから黙っていろという恫喝もされておりました。議会は、議論の場のはずです。委員会も同様です。議論には、ルールがあります。そのルールを私はさきの一般質問でお示ししていたはずです。私は、そのルールを逸脱して質問はしていないつもりです。ですが、町長は、発言を遮るような行為をされました。

したがって、結果、今回の委員会の中では、納得できるような内容の質疑を行うことができませんでした。このような議論では、決算を認定することは私は到底できません。

いずれこの町社協への補助金の支出、そしてその中身と使い道については、納得しがたいものがあります。このことについても、町長は、社協には理事として議長も入っているということを理由とし、満足な答弁をしておりませんし、そのつもりもない態度でした。町として補助金を出しているのですから、その使い道がどのようなものでどう使われているのかを委員会において質疑することは、至って普通なことではないでしょうか。そして、丁寧に説明すべきではないのでしょうか。その補助金が有効に、適正に使われているのであれば、毎年補助していた金額を減額する必要はありません。

この問題は、町社協の補助金だけのことなのでしょうか。このことをはっきりとさせる意味からも全ての補助金を改めて一から見直してみるべきではないでしょうか。それができないのであれば、今回のような補助先に監査が入って指導されることがほかにも出てきかねません。

以上、申し上げたことから、議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について反対するものであります。

議員各位のしっかりととした審議眼により、賢明なる判断を賜りますようお願いして反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 次に、賛成討論に入ります。

7番、高橋安子議員。

（7番 高橋安子議員 登壇）

○7番（高橋安子議員） 議席番号7番、町民の会、高橋安子でございます。平成30年度一般

会計の認定につきまして賛成の立場から討論いたします。

平成30年度の施政方針演説で町長は、持続可能なまちづくりや将来に向けた先駆的な取り組みをまちづくり改革元年と位置づけて推進するという力強い宣言がありました。結果、歳入においては139億1,371万円余りで自主財源50.4%となりました。これは、ふるさと応援寄附金でありますふるさと納税が前年度比754.6%の大幅な増加となり、取り組み効果は大いに評価できるものです。

ただ、この制度が厳しくなってきている今年度以降の取り組みにつきましては、多くの課題がありますが、本町の特産物やひまわり畑など観光の魅力を全国にさらにP Rすることや企業版ふるさと納税への取り組みなどを期待いたします。

歳出においては、矢巾スマートインターチェンジからまもなく移転開院する岩手医科大学附属病院へのアクセス道路や病院前の町道中央1号線などの命の道整備に力を入れてきたことは、大いに評価いたします。

なお、今後アクセス道路の残りの工事につきましても、子どもたちや高齢者の安全確保や緊急車両の走行のために早期完成を望むものでございます。そしてできれば今後、町道中央1号線等にも美しい花を植栽して、病院を訪れる患者さんや家族の心を癒やす取り組みができると期待しております。

次に、本町の小中学校のトイレ洋式化につきまして、小中学校全校での改修工事が行われ、環境衛生面等の改善が図られたことは、大変評価できるものでございます。

次に、健康長寿の延伸を目的にポイントと付与につながる健康チャレンジ事業やシルバーリハビリ体操指導者を養成し、各地区に出向いての普及活動を行うなど、多くの町民を巻き込んでのこびりっこサロンや通いの場体操クラブなどの活動は、健康寿命延伸の足がかりになることは間違いないと思います。引き続き、高齢化が進む各行政区において、子どもから高齢者までが楽しみながら参加できる事業、エン（縁）ジョイやばネットワーク等の地域共生社会活動に力を注いでいかれることを期待します。

最後に、本町では国際交流協会が発足してから20年余りがたちました。特にALTとして本町に派遣されておりましたローレン・エドワーズ先生の関係で1995年、アメリカカリフォルニア州フリモント町と友好都市の締結をして交流が継続されてきました。今までに多くの生徒がフリモント町を訪問し、またフリモント町からも本町を訪れた生徒も数多く、また何度かの節目には、一般の方もフリモント町を訪問しております。国際交流協会では、本町に住む外国人との交流会も開催し、情報交換等も実施してまいりました。ここ数年外国人労働

者の受け入れや海外からの観光客等の増加あるいは気軽に外国旅行ができる時代でもあることから、今後国際交流協会の事業として小学生から大人まで外国の方に触れ合うことができるような事業の展開を期待いたしまして賛成といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論はありませんか。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、反対の立場で討論をいたします。討論の理由は3つでございます。

まず1番目は、町は今総合計画7次総の後期計画を策定中でございますが、この過程においても、第6次総の検証を行ってきていませんということでございます。第6次総では107億円を要した駅前開発、しかもこの駅前開発は、民間の資金とノウハウを用いたPFIという手法で取り組まれました。区画整理を含む駅前開発をPFIでやったのは全国でも本町が初めてでございます。これらに対する費用対効果も含めた検証が一切なされておりません。そしてこのことが本町の将来負担比率を県下ワースト2という結果に導いているのでございます。私は、住民の満足度、そして将来にわたる財政運営の上からも課題の多い事業であったと考えます。そういう点からしっかりと精査を今からでも遅くはありません。していただくべきだと思います。

第2といたしましては、地方創生事業に関してパシフィックコンサルタントと4,000万円に上る契約でウエルネスタウン構想を策定を、依頼をいたしましたけれども、製薬会社を誘致するという話がございました。最終的に台湾からの製薬会社を誘致の話があるけれどもということで契約が打ち切りとなりました。その結果、町長は、契約が切れたからといって直ちにその契約が切れるわけではない。引き続き努力をしていただいているという説明はございましたが、その結果について議会にも町民にも説明がいまだになされておりません。そして今では、その会社もどうなっているのか不明というニュースでございます。

そして、楽天、アマナとの契約による町民センター食堂の改修計画については不備があり、1,000万円の町税を無駄に使うということになりました。私は、これは教訓として生かすべきだと思いました。やむを得ないことだとも思いました。しかし、今度のフィットネス事業が出てきたことにより、これはこの検証が足りなかったからではないかと考えるようになりました。しっかりとこのことについても再度検証をすると同時に、さらにこの検証の結果を踏まえた地方創生を続けていただきたいと思います。

この地方創生は、用途が広いということと国の補助が2分の1あるということで審査が曖昧になってしまいます。そのことを肝に銘じてほしいと考えるものでございます。

第2は、岩手医科大学及び附属病院の関連事業が膨大となり、町の財政運営に支障を来しているという点でございます。駅舎を含む駅前開発、スマートインター、東部上水道、中央1号線、県道であるシンボルロードへの街路灯の設置等、人口2万7,000人の本町の財政規模をはるかに超えると考えるものでございます。その結果、財政の硬直化を招き、補助金やふるさと納税頼みの傾向になっているのではないかでしょうか。ふるさと納税では、職員の努力は評価するものの、町は商社的な経済活動を行いました。返礼品の買いつけについては、キリンやエビスビールなどに6億円を使いました。前沢牛は1億円、海宝漬は1億円、そして日本酒を5,000万円かけて調達をいたしました。そしてまた、サイトによる利用料は、楽天を始めとしたところに2億円を超える利用料を払っております。そして、昨年度は、その扱い品目は1,000品目を超えました。中にはイタリア製のスリッパやドレッシングもございました。これは、既に堅実な財政運営というよりは、商社的な経済活動と言わざるを得ません。私は、もっと堅実な財政運営の中で進めていくべきだと考えるものでございます。

そしてまた、ふるさと納税で得たお金は、医大関連の中央1号線、そしてスマートインターのかさ上げの費用として用いられたということで全国から教育費に使ってほしいという、そのような要望のもとに寄せられた本町のふるさと納税が、その趣旨のもとに使われてこなかったということも私は指摘しないわけにはまいりません。

高橋町長は、川村町長の継承としてこの事業を進められてまいりました。しかし、その中にあって改革ということもおっしゃいました。私は、それを大変期待をしておりました。しかし、現在の状況では継承にとどまっていると私は考えるものです。この医大関連の予算、矢巾町の財政規模にふさわしいように今後さらなる見直しを進めていってもらいたい。そのことを込めて反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ありませんか。

15番、山崎道夫議員。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 15番、一心会、山崎道夫でございます。平成30年度の一般会計、そして4特別会計、この歳入歳出決算について、さらには平成30年度水道事業会計、下水道事業会計の決算について賛成討論をいたします。

一般会計歳入決算額の自主財源比率は、ふるさと納税に対する積極的な取り組みにより、

大幅な増となり、前年度比プラス3.4%の50.4%となりました。歳入は、前年度比12.7%増で、金額にして15億6,780万円余増の139億1,370万円余となり、大きな伸びとなりました。歳出についても13.4%増の132億2,560万円余となり、実質収支額は6億8,800万円余を計上しております。

一般会計の主な事業について評価をしたいと思いますが、まず子育て、教育関係の事業についてであります。初めに、子ども医療費助成事業を中学生まで拡大した点を挙げたいと思います。次に、懸案であった小中学校のトイレの洋式化を図ったことを大きく評価するものであります。さらには、学力向上に向け、中学3年生を対象に岩手大学の学生による学習ラーニングセンター事業やボランティアによる塾を開催し、希望者に学習指導を実施するなどの取り組みを評価いたします。

次に、産業振興についてであります。農業の活性化対策についてズッキーニ栽培を地域振興作物に設定をし、交付金を活用した生産振興に取り組み、面積の拡大を奨励し、特産品化に取り組んだことを大きく評価するものであります。さらに、矢巾スマートインターチェンジ整備事業と岩手医科大学関連道路整備事業の推進を挙げたいと思います。あわせて煙山ひまわりパークの駐車場の整備や周りの立木の伐採による周囲の環境整備と仮設トイレ等の設置についても評価するものであります。

次に、暮らしや福祉に関する事業についてであります。住宅利子補給制度の取り組みを取り上げたいと思います。この制度は、平成28年度から開始しており、平成30年度は45世帯が活用し、111人が他市町村から移り住んでおります。3年間で136世帯が活用し、他市町村から実に499名が矢巾に移住してきており、定住化促進事業としても大きく評価するものであります。また、町民の利便性を図るための証明書のコンビニ交付事業にも取り組んでおり、評価したいと思います。福祉関係については、健康寿命の延伸に向けて健康チャレンジ事業について、町民の関心を高める取り組みを積極的に行い、参加者も徐々にふえてきております。さらには、平成26年度から開始いたしました不妊治療の助成事業により、5年間で21人の子どもが誕生しておりますが、平成30年度だけを見ても6人が誕生しており、大変意義のある喜ばしい事業として大きく評価するものであります。

最後になりますが、水道事業会計についてであります。新配水場の建設により、安全、安心、安定した水の供給が図られたことを大きく評価するものであります。今後管路の更新を計画的に進め、着実に耐震化の向上に努めていただきたいと思います。

終わりに、各種事業の検証と評価を各課横断的にしっかりと行い、今後決算の詳細説明時

に会計ごとの総括を行うことを提言し、魅力あるまちづくりに向け、一丸となって取り組むことを大いに期待をし、賛成討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ありませんか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子と申します。

議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算について反対討論をいたします。

まず私の反対討論の根本は、憲法13条、憲法25条をもとに反対討論させていただきます。全ての国民は法律の定めるところに幸福を追求する権利や幸福になる権利があります。そのもとの中で自治体としてどのようなことを主体にしてやっていくのか、その部分で築20年もたたない盛岡紫波地区環境施設組合の高温溶融炉の改修をし、借金が返済も終わらないうちに稼働しようとする盛岡広域8市町が行う県央ブロックごみ処理広域化計画を進めるごみ処理場広域化推進協議会から脱退をすることをまず討論させていただきます。

住民が主体に幸せを感じるまちづくりをするためにも、1ヵ所に集中する県央ブロックごみ処理場は、矢巾の住民にはしわ寄せがないけれども、地域が一定のところに決まった場合には、その住民に大きなしわ寄せがきます。平成30年の歳出の中に600万円ほどの人件費が入っています。この脱退することによって、その600万円を他の矢巾町民の幸せを感じるまちづくりにする人件費に使うべきだと考えます。

そして2点目が、税金の集め方、使い方についてです。深刻な不況、長期化しております町民税、法人税、固定資産税、軽自動車の滞納による不納欠損、収入未済額が金額は同じですけれども、人数がふえてきております。このことは、町民が声はないけれども、暮らしに困っていることを表現すると考えています。収納した税金が真に住民主体に使われているのか、今検証することが求められております。特にも地方創生事業とか、ふるさと納税というのは、大手企業がもうける仕組みではないでしょうか。また、道路整備では、医大中心の大型道路整備中心ではなく、住民が要望する生活道路を中心に整備を進めることが求められています。

次に、議案第93号、第94号、第95号、国民健康保険特別会計決算認定、介護保険特別会計決算認定、後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論とさせていただきます。

国保税は、所得割、均等割、資産割、平等割の4つの組み合わせで決まっています。それぞれの金額の割合は町で決めますが、3月の確定申告で住民税、固定資産税、そして国保税

が決まります。被保険者数に応じた金額以下なら均等割、平等割が軽減されますが、子どもの人数が多い世帯は、均等割、平等割が多く加算されます。法定軽減の2割、5割、7割軽減を行う子どものいる世帯は、収入が低くても国保税は高くなる仕組みです。抜本的に変える必要があります。子どものいる世帯の均等割、平等割、どちらかの廃止を求めるべきです。

また、年金がマクロ経済スライド制で改定され、減少してくる中で、お年寄りの中では、介護保険料として天引きされております。このことは、国の弱者いじめに当たると私は考えています。わずかな年金から介護保険料、後期高齢者保険料が引かれます。生活費がかさみ、そして不納欠損、収入未済額がふえています。このような状況を町として何とかする工夫が今必要だと考えます。

以上から反対討論とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり認定されました。

議案第95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり認定されました。

議案第96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり認定されました。

議案第97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり認定されました。

議案第98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号 平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり認定されました。

日程第10 報告第13号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の
変更に関する専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第10、報告第13号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負
契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第13号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の変更に
関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

議員の皆さん方には、あらかじめこの施工箇所とかおあげしているはずでございますので、
お目通しをいただきたいと思います。令和元年5月8日の矢巾町議会定例会5月会議にてご
可決を賜りました町道中央1号線道路照明施設設置工事につきましては、安全電業株式会社
代表取締役、佐々木巖路と工事請負契約を締結し、その後岩手医科大学附属病院の開院に合
わせ順調に進み、ほぼ当初の契約のとおり完成を迎えますが、今回若干の変更を要したとこ
ろであります。

主な変更内容は、地中埋設管の敷設を施工する際の埋め戻し土砂について、当初設計では、
購入土を使用することとしておりましたが、現場の掘削土を埋め戻しし、土砂として流用し
たことにより、工事費が減額となったものであります。

変更前の契約金額1億2,258万円を299万8,080円を減額し、変更後の契約金額を総額で1億
1,958万1,920円とするものであります。

なお、これらのことについては、令和元年9月9日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町

長専決条例第2条第1号の規定により専決処分をしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第13号を終わります。

日程第11 質問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第11、質問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごとについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 質問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごとについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には、現在8名の方々が法務大臣から3年を任期とし委嘱されており、平成20年1月から4期にわたりお務めいただいております松館征雄さんが本年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに矢巾町大字広宮沢第10地割515番地5、成田榮一さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたくご意見を求めるものであります。

成田榮一さんは、岩手大学で教授として教鞭をとり、平成25年からは、岩手大学名誉教授に就任され、長きにわたり教育現場で活躍をされております。また、地域では、平成30年度から公民館長としてご尽力をいただいております。地域の町民の皆さんの信頼も厚く、人権擁護委員の任務を十分に全うするに人格、識見とも立派な方でありますことから、何とぞご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12 濟問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第12、濟問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 濟問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として、平成28年10月1日から1期お務めいただいております矢巾町大字南矢幅第6地割550番地、吉田芳英さんの任期が本年12月31日までとなっていることから、引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

吉田芳英さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。濟問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで教育長が退席をいたします。

(教育長 和田 修君 退席)

日程第13 議案第100号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求める
ことについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第13、議案第100号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求
めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第100号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるこ
とについて提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の教育長として平成29年4月1日に就任し、任期が今月30日までとなっており
ます矢巾町大字広宮沢第10地割512番地9、和田修さんは、小学校及び中学校で教員を務めら
れた経験を生かし、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように学校現場とと
もに積極的に学校経営の改善に取り組んでおります。また、芸術文化やスポーツに関しても、
その識見をもとに教育長として教育委員会の先頭となって常に誠実にその職務を果たされて
おります。

以上のことから引き続き教育委員会の教育長をお願いするに適任であり、かつ人格高潔で
教育行政に関し識見を有する立派な方でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の
説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと
思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第100号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり同意することに決定しました。

教育長が着席しました。

(教育長 和田 修君 着席)

日程第14 議案第101号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるごとについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第14、議案第101号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求ることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第101号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるごとについて提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の委員として平成27年10月1日からお務めいただいております。そして、任期が今月30日までとなっております矢巾町大字北伝法寺第12地割63番地、大坊一男さんは、民間企業で培われた経験や海外の高校生をホームステイで受け入れられた経験を生かし、児童・生徒の教育振興において積極的かつ誠実にその職務を果たされており、その識見を生かし、多様な角度から教育分野に関する意見を述べていただくことで町内の児童・生徒の学校生活が今まで以上に充実するよう教育行政に対する提言をいただいているところでございます。

以上のことから、引き続き教育委員会の委員をお願いするに適任であり、かつ人格高潔で識見を有する立派な方でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の

説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第101号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第15 議案第102号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第15、議案第102号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第102号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために市町村は、固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこととされております。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人で任期は3年となっており、平成28年10月1日からお務めをいたしておりました、そして任期が本年9月30日までとなっております矢巾町大字煙山第29地割5番地5、佐々木隆さんを引き続き固定資産評価審査委員会の委員に任命いたしたいと存じます。

佐々木隆さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な

方でありますことから、固定資産評価審査委員に選任するものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第102号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16 議案第103号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の
変更について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第16、議案第103号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第103号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

また、議員の皆さん方のお手元には図面、施工箇所を含めて配付をさせていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。引き続きその3、その4工事も同じでございますので、よろしくお願いします。

平成30年度6月14日の矢巾町議会定例会6月会議にてご可決を賜りました町道中央1号線道路改良その2工事につきましては、（株）水本・小笠原重機（有）特定共同企業体、代表者、株式会社水本代表取締役、水本慶と工事請負契約を締結し、その後岩手医科大学附属病

院の開院に合わせ工事を進めてまいりましたが、工事の内容に若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、当初設計では、車道の路盤下の路床部分について地盤面に直接セメントを混合し、安定処理改良を行うこととしておりましたが、現況地盤を調査した結果、当初設計で見込んでいたセメント量以上に混合させなければ、強度を満たすことができないことが確認されたことから、セメント量を増加した場合の安定処理工法と路床部分の土砂を強度のある購入土で置きかえる工法の施工費用を比較した結果、購入土で置きかえる工法で施工したほうが安価、安くなると。であったため、路床構築の工法を変更いたしました。

また、現地精査の結果、既存産業廃棄物のアスファルト舗装版、コンクリート構造物の取り壊しに係る撤去処分量がふえたことから、工事費を増額するものであります。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額2億2,680万円を4,128万3,000円増額し、変更後の契約金額を総額で2億6,808万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第103号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第104号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の
変更について

○議長（藤原由巳議員）　日程第17、議案第104号　町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第104号　町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成30年10月29日の矢巾町議会定例会10月会議においてご可決を賜りました町道中央1号線道路改良その3工事につきましては、（株）佐々木組・丸三建設（株）特定共同企業体、代表者、株式会社佐々木組代表取締役社長、佐々木和久と工事請負契約を締結し、その後に岩手医科大学附属病院の開院に合わせて工事を進めてまいりましたが、工事の内容に若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、当初設計では、車道路盤下の路床部分について地盤面に直接セメントを混合し、安定処理改良を行うこととしておりましたが、現況地盤を調査した結果、当初設計で見込んでいたセメント量以上に混合させなければ、強度を満たすことができないことが確認されたことから、セメント量を増加した場合の安定処理工法と路床部分の土砂を強度のある購入土で置きかえる工法の施工費用を比較した結果、購入土で置きかえる工法で施工したほうが安価、安い価格であったため、路床構築の工法を変更いたしました。

また、県立療育センター施設などの入り口交差点部を改良施工する際、交通量及び施設利用者への影響を考慮し、当初昼間施工、昼の間の施工として設計しておりましたが、夜間、夜の間の施工に変更する必要がありますことから、工事費を増額するものであります。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額2億9,160万円を1,170万8,280円を増額し、変更後の契約金額を総額で3億330万8,280円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第104号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第105号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の 変更について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第18、議案第105号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第105号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

令和元年5月8日の矢巾町議会定例会5月会議におきましてご可決賜りました町道中央1号線道路改良その4工事につきましては、株式会社水本、代表取締役、水本慶と工事請負契約を締結し、その後岩手医科大学附属病院の開院に合わせ工事を進めてまいりましたが、若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、当初設計では、車道のアスファルト舗装とセンターラインなどの区画線設置を昼間施工、いわゆる昼の間に施工として設計しておりましたが、工事による規制措置が一般通行車両や周辺店舗などへ大きく影響することから、施工時間帯を夜間へ変更する必要があります。また、交通管理者との協議により、安全な通行を確保するため、警戒標識や視線誘導標などの安全施設を増設することとしたため、工事費を増額するものであります。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額7,473万6,000円を1,592万2,440円を増額し、変更後の契約金額を総額で9,065万8,440円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第105号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして、9月会議に付託された議案の審議は全部終了いたしました。

○議長（藤原由巳議員） ここで高橋町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま藤原議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

藤原議長を初め議員の皆様方におかれましては、今月3日から本日までの17日間にわたりまして議会定例会9月会議におきまして、一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案につきまして、ご可決を賜りましたことに改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

一般質問につきましては、昆秀一議員、赤丸秀雄議員、村松信一議員、山崎道夫議員、水本淳一議員、小川文子議員、川村よし子議員、谷上知子議員の8名の皆さんから26項目にわたりましてご質問をいただいたわけですが、私どもは、そのご質問をいただきました内容に

つきまして今後しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますし、そして真摯に受けとめて対応してまいりたいと思っております。

それから、各議案におきましては、当局からの4件の報告、2件の諮問、30件の議案を提案させていただきましたが、全てご可決賜りましたことに改めて心から感謝を申し上げます。

皆さんもご存じのとおり、今会議は、いわゆる決算議会とも言われますが、それぞれの議案の中の一般会計、そして4特別会計、2つの事業会計、合わせて7会計の決算につきましては、一心会、矢巾明進会の各会派からの代表質疑や議員各位からの質疑の内容を十分に精査し、先ほど予算決算常任委員会の廣田委員長さんからの審査報告にもございましたが、15項目にわたりまして附帯決議をいただいたわけでございまして、このことについては、私を初め職員一丸となって今後取り組んでまいる覚悟でございます。

また、藤原議長さんを初め議員の皆さん方におかれましては、どうか今後とも大所高所の立場から私どもにご指導、ご助言を賜りますことをお願い申し上げるとともに御礼の言葉にかえさせていただく、そして結びになりますが、今定例会の冒頭にもお話をさせていただきましたが、本町初のオリンピック選手、水本圭治さんが、今もうマスコミの報道、テレビ、そしてラジオ、新聞報道、母校であります不来方高校に行っても、いろいろとご指導いただいているということで、これは本町の誉れでありますし、誇りであります。これからもそういったことで私ども音楽のまち、スポーツのまち矢巾、そして先ほどは日本一の健康なまちと。私は、今矢巾町では、健康長寿のまち、福祉のまち宣言をいたしておるわけですが、これを3つ一緒に日本一の健康長寿、福祉のまち、そういうものにしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも藤原議長さんを初め議員各位のこれから本当にご指導を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

まことにありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） これをもって令和元年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員